

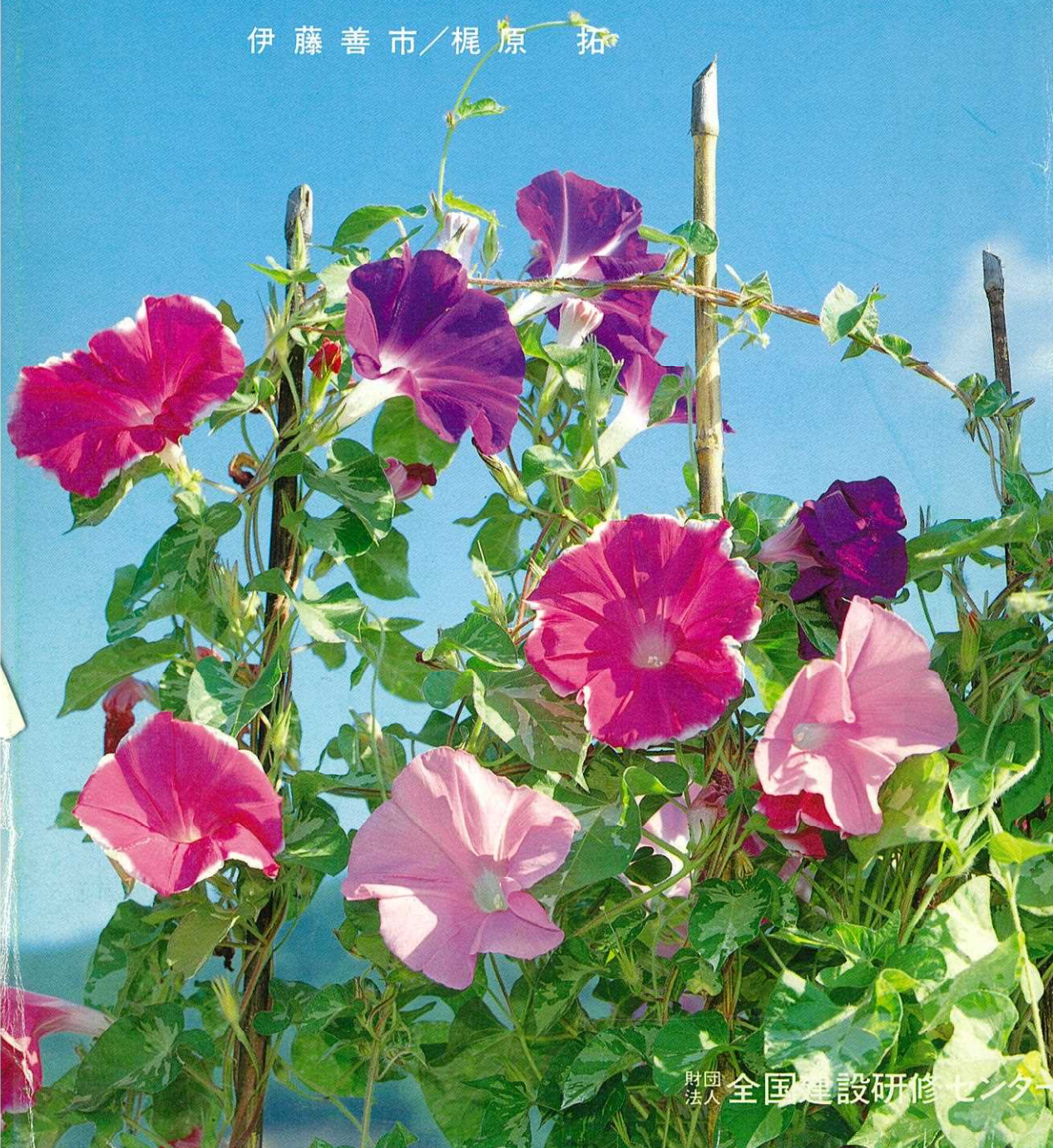
# 国づくりの研修

39

1987

まちづくりの未来戦略

伊藤善市 / 梶原拓



建設大臣  
労働大臣 指定校

# 北海道測量専門学校

本校は、測量並びに土木に関する基礎理論と実際に役立つ専門技術を系統的に教授し、あわせて心身ともに健全にして旺盛な実践力をもった測量、土木技術者の養成を目的とする専門学校です。

昭和48年道内関係各機関の要望によって開校して以来、その独自の教育方針をもって北海道開発第一線の担手となる測量技術者の養成と人間性の育成につとめ、関係方面の期待に応じて今日にいたっており、将来一層の発展が期待されています。



## ◎設置学科

### 工業専門課程

測量科 (1カ年)	測量工学科 (2カ年)
土木工学科 (2カ年)	情報測量工学科 (2カ年)
製図科 (1カ年)	

### ◇募集人員

測量科	100名	測量工学科	60名
土木工学科	80名	情報測量工学科	70名
製図科	40名		

### ◇応募資格

高等学校卒業（卒業見込）以上。

### ◇試験科目

数学(I)・作文

### ◇推せん入学

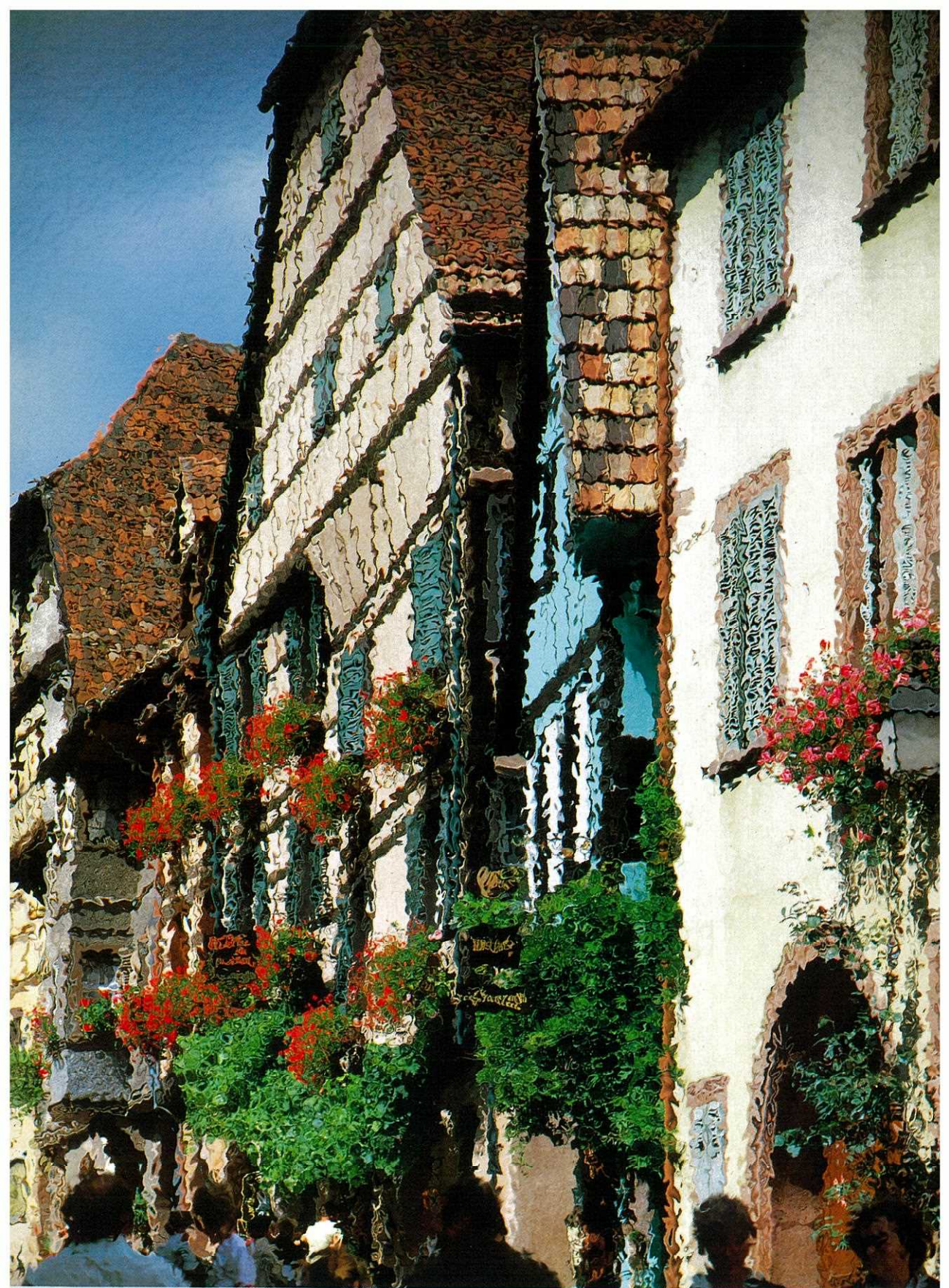
高等学校長、地方公共団体の長、および測量・土木・建設会社社長の推せん制度あり。

製図科は書類審査のみ。

## ◎特典

測量科	}	測量士補（国家試験免除）実務経験2年で測量士
測量工学科		土地家屋調査士（法規のみ要試験）
土木工学科		測量科と同資格取得・2級土木施工管理技士受験資格
情報測量工学科		測量科と同資格取得・情報処理技術者第二種（国家資格取得目標）
製図科		2級地図製図士（日本測量協会認定）

(〒069) 北海道江別市野幌若葉町552-7 TEL 011-386-4151(代)



フランス、アルザス地方・リックヴィールの家並（絵画風）

「地方の時代」という言葉が色あせてさえ感じる昨今、来たるべき社会的変化に対応できる「まち」とはどんな顔をしているのが。また地域振興に向けて「まちづくり」のポイントはどこにあるのか——その未来戦略について話し合っていた。

# まちづくりの未来戦略

伊藤 善市氏 / 梶原 拓氏

(東京女子大学教授)

(岐阜県 副知事)

昭和62年5月19日実施

## 印象にのこる

### こんなまち

梶原 私、建設省に長くおりました、伊藤先生には長年お世話になっております。とりわけまちづくりにご造詣が深いのですが、いままで特に印象に残っているまちはございましたか。

たです。そのほかに、今度は主だった公共建造物のところには彫刻を置きまして、「鹿児島の彫刻」なんていう本もあります。行くたびにきれいなって、とってもいいんですよ。こんなのも、目に訴えるという意味において、私は印象的なんです。

伊藤 大きなまち、小さなまち、いろいろありますけれども、大きなまちで印象的なのは鹿児島ですね。前の市長さんのときからずうっとやっているプロジェクトなんだけれども、「グリーンストーム運動」というのをやった。つまり、鹿児島のまち並みを美しくしようと、街路樹とか、低木もツジできれいにしたんです。前の市長さんが、鹿児島のまち並み、まち全体を緑と花で美しくしようということで、「花いっぱい運動」をやったんです。

まず市道をやります。これは官庁だけがやってもだめだ、住民と一緒にやっていかないとならねえ。長続きしないということ、ソフトの方も工夫しまして、とにかく思い切った何億か出してやっちゃったんです。そうすると、きれいなまち並みになった。そして今度は県の方に行くと、「市道をやったから県道もやれ」と。県も何億

か出して県道をみんなやったわけです。その次は国に行くと、「国道もやれ」と。だから、五月の統一地方選挙のころは満開ですばらしかっ

小さいところでは、長野県に野沢温泉村というのがあるんです。これは村ですから、人口は五、〇〇〇ぐらいじゃなかったかしら。温泉ですから、温泉旅館、小さいホテルみたいなものが二六軒ぐらいあるんです。民宿とペンションで三五〇軒ぐらいある。普通は競合して摩擦があるんだけど、そこはお互いに補い合っていて、しっくりいっているという感じがします。忙しいときに民宿の人たちが手伝いに来たり、シーズンオフになるとホテルとか旅館に行くと、手伝いながら接遇の研修をする。研修が終わると、茶わんとか何か半端なものをもらってきたりする。だからそこは、民宿も盛りつけから何からアカ抜けしているという評判なんです。坂の多いまちなものですから、湯治とか遊びにやってきた人が「ゆかたがけで散歩するのに似合うまち」なんていうコンセプトをつくりまして、どこの家の前にも、くたびれたらそこで休もうと、竹で編んだ床几を置いてあるんです。

それから、スキー場でも有名ですね。スキーの方は特別会計が何かやまして、リフトでかなりうまく運営をやっているんですよ。それで



鹿児島市街

## 緑を

### まちの中へ持ち込む

利益が上がったので、スキー博物館をつくるのか、次から次へと投資をしまして、つい五、六年前からは中国からスキーのオリンピック選手クラスが特訓を受けている。野沢温泉村というのはあんなに小さなまちだけれども、ワールドカップクラスの選手が二〇人ぐらいいるそうです。大学に行った連中がほとんど帰ってきて、ペンションを経営しながら後輩の指導に当たっています。その中に中国からの特訓組もいるわけですよ。おみやげ一つを見ても、どこにもあるおみやげではなくて、「野沢温泉だから」というものがある。こんなのが印象的です。

梶原 私も都市局長のときに都市緑化に取り組みましたが、毎年春、緑の月間がございまして、有楽町ソニーの街角で苗木をいろいろ配るんで

す。そのときに中曽根総理に出てもらって配つ

たんですけれども、その折に「都市局長さん、緑の倍增計画をよろうじやないか。熊本県知事が緑の倍增を一生懸命やっている。だけれども、倍增よりも三倍増の方が景気がいいな」と言われるので、私も調子がいいから、「三倍でいきましよう」と、緑の三倍増計画を始めたんです。

これは道路とか公共施設の緑化が中心ですけれども、二一世紀までに緑を三倍にしようということ、いま着々とやっています。私が都市局長のときに「花と緑の万博」も企画したんです。伊藤 一九九〇年に実施するそうです。

梶原 大阪市の鶴見緑地でやるのが決まりました、万博実行協会もできましたけれども、熊本の細川知事さんは水俣でやりたいと熱心に陳情にこられました。水俣が公害でイメージダウンになったし、そういうところで花と緑のまちづくりをやるところに意味があるとおっしゃって、非常に熱心に建設省に來られたわけです。結局、大阪市に決まりましたけれども、積極的に緑をまちの中に持ち込むことを考えないといけないと思うんです。日本人は安易に周辺の自然に依存して、まちの中に緑を人為的に、意識的に持ち込むという努力が足りないんじゃないかなと思うんです。

私は四分の一世紀ぐらい前にアメリカにしばらく行かせてもらったんですが、たとえばワシントン州にオリンピックという首都があるんです。

本当にまち全体が公園という感じですね。アメ

リカにはそういうまちがたくさんありまして、本当にすばらしいなと思うんだけど、日本でどうしてああいうことができないのかなと思うんです。

伊藤 日本は人口稠密だからそういうゆとりがないんだなんていう説もありますけれども、人口が稠密な小さいところでも、やる気になればできると、やっているわけですよ。シンガポールなんてそうだし、台湾でも余裕を持ってつくっているところがあるものね。だから、貧乏性をまず追放しなきゃだめなんです。(笑)

去年、私も水俣を見る機会がありました、細川知事さんにもお目にかかりましたけれども、熊本も大阪に相呼応して花と緑の運動をやっていました。あれは博覧会ではないけれども、何かのプロジェクトをやりました、公園のところがつながってなかなかよかったですよ。

日本の場合、国体があるなんていうと、くさかごがふえたり、花を植えたりするけれども、終わったあとはおしまいになっちゃうんですよ。だから、育てる努力をしないとだめなんだな。その点、ドイツなんか特にそうだけれども、旅人にとってもいいと思うのは、ガラスはきれいに磨いてあるし、窓辺にはフラワーボックスがあつて、みんな同じにずうっと飾っている。道を挟んで相手の方から見ると、ちょうど見ごろなんだ。だから「修景の外部経済効果」と僕は

呼んでいるんだけれども、日本は自分の家の塀

の中でちょこっとつくるといふのはうまいかも  
しれないけれども、システムとしてやるのは下  
手なんだ。

ドーバー海峡の近所にル・トケというフラン  
スの軽井沢みたいなまちがあるんです。数年前  
にそこに行ったら、またきれいなんだ。まち全  
体があなたがおっしゃる公園ですよ。手入れが  
いいから、本当にいいんです。いろいろ聞い  
てみたら、平素は人口一万人ぐらいいいかない  
ような小さなまちなだけども、シーズンに  
なると一〇万人とかそれ以上で、別荘地帯が多  
いわけですね。それに花を植えたりなんかで市  
の担当職員が四〇〇人いるんだ。四〇〇人もが  
絶えずやっていけばきれいになるわけです。そ  
のためには金もかかるけれども、美しく快適に  
住もうと思ったら金を払うのはあたりまえだと。  
パリは洗濯物を干してはいかん。だから、パ  
リには洗濯屋が多いですよ。クリーニング代  
が嵩んでもいいから、きれいに住みたいとい  
うのを選択する。

梶原 価値観の問題ですね。

伊藤 こちらはいろいろ批評家が文句ばかり言  
うけれども、金を払うのは嫌がるんだよね。問  
題はここだと思うんだ。

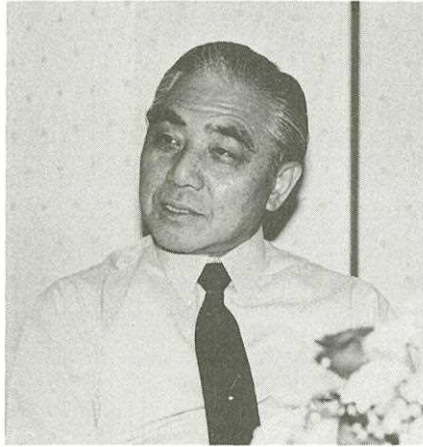
梶原 意識革命をやらうとすれば、言葉でいく  
ら言ってもわからないから、実物で「これが人  
間の住むまちである」というものをつくってい

く必要があると思うんです。

## 「人間の住むまち」への

### 参加意識を

梶原 岐阜県に恵那市というところがありまし  
て、ここに大規模な年金保養基地のグリーンピア  
というのがこの四月完成したんです。私は財団  
の理事で、そこにアジサイを四万本入れました。  
フヨウが一万本、春はヤマブキ、レンギョウを  
三万本ぐらい、いろいろ花木を入れまして、計  
三〇万本ぐらい植えたんです。初夏にはアプロ  
ーチの道路に延々とアジサイが咲くことになり  
ます。そういう実物でひとつ人の住む環境の意  
識改革をやらうとがんばっています。  
私は県の住宅公社の理事長もやっていますの  
で、団地づくり、マンションづくりも花と結び

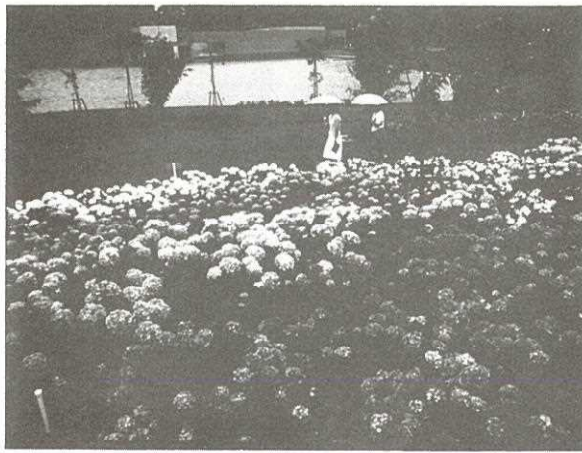


伊藤 善市氏

つけようということで、たとえばマンションでは  
「サニーハイツ・はなみづき」といって、ハ  
ナミヅキをたくさん植えまして、それを特徴に  
して売り出しています。また、住宅団地に「花  
かいどう」という名前をつけて、花海棠をひと  
つアクセントに出そうと思っています。住宅も  
付加価値をつけなければ売れない。単体の住宅  
だけじゃなくて、むしろまち並みで付加価値を  
つけるという発想も大事じゃないかということ  
で、建築協定もやって、生け垣を揃えるとか、  
そういう「これぞ人間の住むまち」という景観  
を演出しようということをやっているんで  
す。

伊藤 東京でも、江戸時代、綱吉とか吉宗のこ  
ろから、ちゃんと花を大事に植えたんですよ。  
だから、中山道とかは上野あたりからずうっと  
なっているでしょう。ソメイヨシノなんてそう  
いうふうに導入してやったものらしいですね。  
それからツツジがそうでしょう。

いまその名残が残っているのが、E電の駒  
込駅、いまツツジが満開ですよ。あれなんかは、  
昔、ツツジなんかの花を植える植木屋さんがい  
っぱいあったんだって。その人たちが寄付した  
らしい。もっと感動すべきは、昔は駅前に人力  
車があったでしょう。人力車の車夫の方々、い  
ままで言えばドライバーの、何とか車夫組合とい  
うのがありまして、金を出し合った。戦後、ど  
こかのお菓子屋さんか何かで成功した人がまた



アジサイと土門記念館（酒田市）

寄付して、メンテナンスの分まで毎年やっている。

そういうことで駅のところにはいつも感銘するんだけど、やっぱりそういう伝統があった。昔の街道筋は松並木とか杉並木とかがあったわけですから、徳川時代の方がかえって美意識があったかもしれないね。

梶原 それは初めて耳にしました。

伊藤 それから、いまあなたのアジサイで思い出しましたけれども、酒田に土門記念館という日本で初めて写真の美術館をつくったんです。これは鳥海山が見えるし、人工の池があって、そこに二万本だか三万本だかのアジサイを植え

た。市の職員も「企画はここ」と自分たちで植えたから、見に行くと、これはおれが植えたんだ、婦人会はここに植えたとか——これは大事なのね。

梶原 参加意識を持ってもらおうということで、それは大事ですよ。

## 点から線へと

### つなげていく

伊藤 その建物をつくったのがこの間芸術院会員になった谷口さんです。その建物で表彰を受けたものだから、写真を見に来る人も多いんだけど、建物を見に来るんです。そこところは文教ゾーンとしてだんだんふやしていく予定なんだけれども、そういう公共の建造物が先駆的な役割りを果たすことはとても大事だと思っですね。ああいったものは簡単に取りつぶししませんから、初めは点であっても、だんだん線としてつなげていけばまち並みもきれいになっていくし、人々はそういうところを見て

自分のところの生活の仕方にもさらにリファインしたものにしていこうとすることがありますからね。

梶原 いま中山道の話が出ましたけれども、六九宿あるうちの一六宿が岐阜県の中にありまして、中山道連合と称して、関係の町で中山道を見直そうじゃないかと資源の再発掘をやっています。古くていいものは残していこうじゃないかという機運がようやく出てまいりました。緑も大事ですけど、建築物とか、文化的な遺産を残す、そういうものがないとまちも味気ないという感じがするんです。

伊藤 先ほど水俣の話が出ましたけれども、本当に涙ぐましい努力ですよ。青年会議所の方々とともに会いましたし、いろいろな会って話をしたんだけど、とにかく一たん「水俣病」となっちゃったら名前を変えられないでしょう。「水俣病」じゃないんです、「水俣病」なんだって。だけれども、名前を変えたところで、水俣病があったという歴史的事実は変わらないんだから、それなら水俣が美しい、いいまちになったと言ふようにしようじゃないかと、それを克服するために大変な苦心をしたようですよ。ですから、花と緑でよくしようというの、努力しているという感じが話をしていて伝わってくるんですよ。本当にいままでのイメージをよくしようとして、市民ぐるみでがんばっているのが伝わってきて、胸が痛くなるほど感じましたよ。



梶原 拓氏

梶原 それはすばらしいですね。  
伊藤 だから、がんばれとわれわれも応援したい気持ちですけれどもね。

## 地域リーダーの役割

伊藤 岐阜県の大垣市、あそこに、何年前だったか、建設大臣の特別査察官制度というのがあった。僕も若かりしころ、砂利の係だったんです。大井川と揖斐川を視察して、そこで業者の人とかまちの人といろいろ話し合いをするんですけども、そのときに会った井上さんという方がいるんですよ。

梶原 井上孝二さんですね。揖斐川工業の社長さんです。

伊藤 この方はたしか名古屋高商を出た方で、砂利屋なんて「砂利トラに気をつけろ」式だからやめようと思ったぐらいらしい。そこでいろいろな話をしている、私は断然日本の砂利屋になりたい、なんていう話をした。終わってから、まとめるときに東京に来ていたんで、まあいろんなことを伺ったんです。そうしたら、いま大学出もずいぶん入っているんだよね。つまり「砂利トラに気をつけよう」なんてばかり言われるのはよくない、みんなに親しまれるドライバーもきつとやっている、そういうふうにしなきゃいかんという使命感に燃えて、人づく

りというか、従業員に自信を持たせる教育を徹底したのね。いわゆる楽しいことをいっぱい考えている。

だから、従業員の幸せのためにやった仕事、たとえばボーリング場をつくったり、レストランをつくったり、君たちの勤めるオフィスはきれいな方がいいじゃないかとビルをつくったりしたら、「ボーリング場を私の方も使わせてください」とか、「レストランでごちそうを食べさせてください」という市民の要望もあり、独立して全部成功しているんですよ。

梶原 私も親しくおつき合ひさせてもらっていますが、いま大垣で初めての本格的なホテルを



空から見た大垣市街地

つくっておられるし、バイオ産業にも手を出しておられます。

伊藤 成功させたいですね。ああいう人は地方でがんばっているリーダーですよ。

梶原 あの人はハナミズキの街道をつくるとか、企業活動だけじゃなくて、自分でお金を出して、まちづくりでも率先して旗振り役をやっておられる。まちづくりというのは住民の参加も大事だし、率先して一生懸命やられる、井上さんみたいな人がいないとうまく進んでいけないんです。

伊藤 宮崎交通の岩切さんなんかは、ほうっておくと変な広告とか何かでまち並みがおかしくなっちゃうからと言って、道の両側を会社で買っちゃうのね。市が金がなくていろいろできないければ、フェニックスなんかみんな寄付してつくっちゃう。

梶原 日南海岸の道路はすばらしい道路ですね。伊藤 ああいう人がいるから、地域がうまくいくと思うんです。

商売だから確かにプライベートな行動かもしれないけれども、実際どんな仕事でも公とつながっていますから、各地域でそういった人たちががんばっているというのは本当に愉快ですね。梶原 緑も必要だ、文化的な遺産も守らなきゃいけない、住民参加でなきゃいけない、しかもそれを引っ張っていくリーダーがいなきゃいけないというようなお話なんです、これから時



代も変わってきますので、都市という器も変わっていかなきやいけない。いま話が出ました大垣も、建設省の事業ですが、「シエイプアップ・マイタウン計画」と通産省の「コミュニティマート」とタイアップしまして、商店街の再開発を進めています。いま盛んに住民に参加を求めて実行段階に入ってきているんです。その辺の都市の再開発についてちょっとお話を聞きしたいんです。

## 再開発と

## 住民参加

伊藤 再開発というのは住んでいる人がその気にならなければできないわけです。これこそ本当にタイミングが大事なんじゃないですか。

客観的には必要の度合いが非常に強くても、住民がその気にならないと反対になつたりでうまくいかない。非常に意地の悪い言い方をすれば、住民が追い詰められてどうもしなきゃ困るという場合がある。たとえば横浜市の問屋街も、車でいっぱいになって、これなら商売上がったんだ、何とかしなきゃならん、商売がギリ貧になつてきた、こういうときはものすごくいいわけよ。いまにそうなつていくんだから、いまから手を打っておきましょうと、専門家はすぐわかるわけですが、そのときはまだ痛い思いをしていないからわからないわけ。本当は早くやっ

た方が勝ちだよ。

山形県の例ですけれども、あるまち並みが再開発で成功すると、減歩があるときに初めは面積が減ると文句を言ったのが、車はうまく通れるし、お客が入ってくるし、来る人がふえるとなると、おれのところもやってくれと。

福山は震災復興でやっただけけれども、あそこで都市学会があつたときに伺つたんです。そのとき、初めに成功すると「おれのところもやってくれ」と言う。松本も言っていました。あそこも市長さんが初めやっただけでしょう。

だから、日本の場合は言うだけじゃだめで、模範のないいいものをつくるのが特に必要じゃないですか。

梶原 実物をですね。

伊藤 日本みたいな弥生型の農業文化じゃ、言っただけじゃだめなんです。言つて、見せて、触らせて、これはうまいものだ、これは非常にいいものだとするとか動くわけです。だから、いまはテレビとかその他のPRの媒体も多いいんですから、そういう例をあの手この手で次々見せて、これはいいという官の側における努力をまずお願いしたいですね。

梶原 日本人の特性というか、論理では動かない。むしろフィーリング、感性の方、左の脳よりも右の脳に訴えないといけない。西洋の場合

伊藤 経済学者のケインズはともおもしろい

ことを言っているんです。人間の心を動かす

きには二つの手がある。一つは、いまあなたがおっしゃった、ロジカルに「なるほど」と理性に訴える。もう一つは感性に訴える。つまり、下水道の整備をするときに、こういうふうにするれば健康にもいいし、〇〇にもいいと論理的な筋道を立てると、知的にわかる人はすぐわかるけれども、中にはわかりたくない人もいます。ところが「いま下水道を整備しないとお嫁さんが来ないよ。それでいいんですか。食品なんて商売繁盛しないよ」とすると、これは大変だと。ケインズは損得に訴えるという言い方をしたかな。両方から攻めていくのが必要なんです。

梶原 それはおもしろい話ですね。

伊藤 だから、きれいごとの論理では「理解できればいいはずじゃないか」と言つても、直接「そうした方がお得ですよ」と、そういうはじき方も大事だと言っています。

## 四全総へ向けて

## 東京をめぐる位相

伊藤 だから、今度の四全総でも東京いじめの大合唱みたいになりましたけれども、四全総は僕も企画部会に参加しているのですが、東京だけよくするなんて一つも言っていないんです。

このままでいくと、人と国土のバランスが崩れてくるから、多極分散型構造にするんだ。東京

は何だと言え、東京は世界都市としての情報機能その他の整備をする。日本が東京を変えていったんじゃないかと、ロンドン、ニューヨーク、東京という形で、世界が東京に期待する面があらって変わってきている。だから、いままでの一全総から三全総までは、東京というのは過密だから、これを分散する、過密を直す、再開発するんだ、こういう形でしか東京は見られなかった。最近の変化はものすごく激しいものだから、一体東京は何なのかと。東京はこういう機能があるから、それにふさわしい機能を整備することは大事だ、そして、ものによっては多極分散にするんだと、四全総で初めて東京を病気直し対象都市ではなくて、どうやってポジティブな都市機能に入れかえをするかという形が積極的な形で出てきたと思うんです。

**梶原** 私は東京は二重構造だと理解しているんです。ローマ字の「TOKIO」と、昔からの東の京都「東京」の二重構造がある。いま大きくなっているのは、香港とかロンドンとか、国際金融機能が東京に集中しつつあって、そういう意味でTOKIOの方が大きくなっている。国内だけのフレームで東京に集中しているかどうかという発想はおかしいんじゃないか。昔からの東の京というのが膨張しているのかどうか分けて考えなきゃいけないんじゃないか。私はTOKIOの方がどんどん大きくなっていくことは必然的でもあるし、またそうあるべきだと

思うんです。地価が上がっているのはやむを得ない面がある。ただ、昔からの東京というのを分散できるかできないか。ただ行政だけで人為的に分散するというのはなかなかむずかしい話であって、これから情報化社会になってきて、果してそういう東京というものが分散する方向かうのか、集中する方向かうのか、この見極めをよくする必要がある。

## 情報化への 地域対応

**梶原** 私は情報学に関心を持っている立場で言うと、分散の可能性ができてきたんじゃないか。コンピュータでもバッチ処理でやるというのが、だんだんオンラインのネットワークで、しかもマイクロコンピュータが発達して、それぞれのレベルで自分で自立的に処理ができるというテクノロジの裏付けができてきたわけですね。情報というものは、クール情報とホット情報に分けられる。機械に乗っかる情報、ファクシミリのように電話回線の光ファイバー、あるいはマイクローエーブというものに乗るクール情報と、どうしても人間と人間の接触でしか得られないホット情報と二つある。クール情報に関しては、そういう設備投資さえすれば、北海道の山奥でも、四国の山奥でも機会均等だ。そういう意味で、クール情報を活用してやる商売に関

しては分散が可能になってきたんじゃないか。この間、NHKで半導体の日米摩擦の特集がございました、たしか姫路だったと思いますが、マンションを一室借りて、一人で半導体の取引をしている。道具はファクシミリだけです。一人で、言うなれば半導体の横流しをして、年商十数億円あげている。こういうことができるようになった。これはどこにいてもできる。そういう意味での分散の可能性が出てきたんじゃないかと思うんです。ただ、大事なことはホット情報です。

**伊藤** フェース・トゥ・フェースの対面情報ね。  
**梶原** フェース・トゥ・フェース。会社の最高戦略を決定するとかになると、やっぱりホット情報が大切になる。これは人間が会わなければいけない。クール情報の場合には、情報が光ファイバーで飛んでいきますけれども、ホット情報になると、逆に人間が飛ばなきゃいけないということ、いまでも飛行場、高速道路、新幹線を求めているというのが情報社会の特徴でもあると思うんです。だから、分散ということになると、高速交通体系を情報インフラと同時に整備しないと分散できないんじゃないかと思うんです。  
**伊藤** これは新全総のときの合い言葉がネットワーク構想で、私なんかは「もつとやれ、もつとやれ」と言った組ですけども、オイルショックその他もありましたが、三全総ではあのネ

ットワーク構想が一時後退した感じだったわけ  
です。ですから、三全総のときに東海道新幹線  
とか山陽とか太平洋の方に入っちゃった方は結  
構なことだけれども、九州とか北海道とか東北  
とか日本海側は、新全総のほんの一部のにおい  
をかがされて、言ってみれば単位未修得のまま  
の仮進級みたいなものだ。留年しているんだか  
らちやんとやれと僕はつい言いたくなるので  
すが、この四全総では、いまおっしゃったよ  
うなコミュニティーも含めて一日交通圏、高度流  
動社会をちやんと一番真ん中に入れていますか  
ら、四全総はまたやっとなつたと思ってい  
るんです。

ですから、いま言ったホット情報とクール情  
報、いろいろな区分けをしながらも、高速交通  
体系とそういった高度な情報処理のシステムが  
できなければ実現できません。

梶原 いま先生がおっしゃったネットワーク、  
公文俊平さんが第三の社会システムがネットワ  
ークだと。いままでは市場すなわちマーケット、  
あるいは組織が社会システムとして力があつて、  
情報化社会になると、ネットワークだ。これが  
第三の社会システムだとおっしゃる。これは非  
常におもしろい発想だと思ふんです。というの  
は、よく大垣市の話をするんですが、あそこに  
西濃情報サービスという会社がありまして、情  
報の権威の鈴木さんという社長さんがおられま  
す。西濃運輸の子会社ですから、日本一の貨物



路線網を持っていて、いわゆるVANを始めて  
いる。物流VANから総合的な地域VAN、あ  
らゆる業種を取り込んでネットワーク化しよう  
ということになっている。地域的にもどんどん  
広がっていく。

先般、北海道拓殖銀行と結ばれたんです。北  
海道拓殖銀行のお客さんが一挙にネットワーク  
に取り込める。そうすると、大垣は人口一五万  
程度ですけれども、情報化社会になると、定着  
人口にあまりこだわらなくもいんじゃないか。  
ネットワークさえ張っていけば、無限にその都

市の人口がふえる、こういう機能がある。

農業社会の場合には、農場で働く労働力に依  
存する。工業社会では工場で働く労働力に依存  
する。典型的に言えばそういうことですが、情  
報化社会になると、情報がクール情報メディア  
によって送れる。あらゆる地域の頭脳が活用で  
きるということで、定着人口にあまりこだわら  
なくてもいいじゃないか、こういう可能性が地  
域に出てきたということ、本当の意味の地方  
の時代になり得る素地が出てきたんじゃないか。  
いままでは言葉だけ「地方の時代」がもてはや  
されましたけれどもね。

## 国際化時代

## 地域づくりのポイント

伊藤 同時に、国際的な情報がバツとできると  
いうこと、それから、コンピュータにはいろん  
な記憶装置で全部詰め込んであるわけですから、  
大げさに言えば、一〇〇〇年、二〇〇〇年、一〇〇  
〇年前の人類の知恵も瞬時に導入できる。それ  
で合成できる。だから、この世の中は物質とエ  
ネルギーと情報から成っていると云いますけれ  
ども、物質やエネルギーは使えばなくなっちゃ  
うし、AがBに渡せば、すなわちゼロサムなわ  
け。情報はAがBに渡しても減らないんだな。  
Bがまた質問すると、キヤッチボールをやつて  
いる間にAもBも量的に拡大し、質的に高まる

システムなんてすよね。昔から「三人寄れば文殊の知恵」と言っただけですから、いまや「文殊の知恵」も国際的レベルで、しかも自分が主人公になって組み立てもできる。こういう受け身でなくて、自分が主体的にできるというところにおもしろいネットワークのシステムがあると思うんです。だから、そういうハードの面の機械的な進歩もさることながら、それをこなし得る人材がどれだけいるかということが今後の決め手になっていくような感じがしますね。

**梶原** やっぱり情報の読み書きそろばんというか、情報リテラシーというか、それがこれから都市のエネルギの決め手になるという感じがするんですね。いくらい情報が来ましても、それが右から左に抜けてしまう。「猫に小判」といいますか、「馬の耳に念仏」になってしまふと何にもならない。いかに情報の価値を知るか、そういう意味の尺度が都市の発展の大きなカギになるんじゃないかなという感じがするんですね。

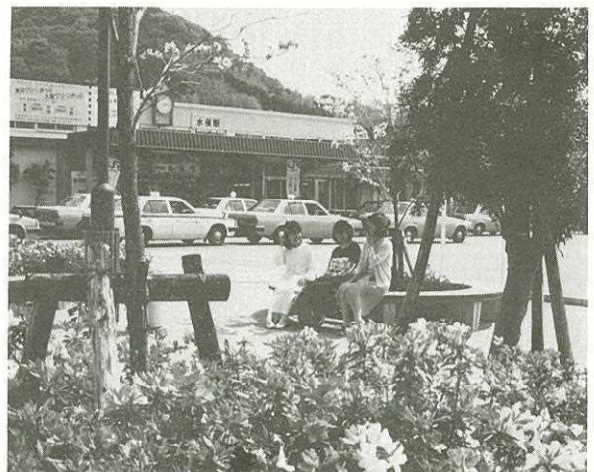
**伊藤** だから、孔子が論語の中で言う「学んで思わざればすなわち暗し」なんてすよ。情報を入れるだけじゃだめで、出さなきゃだめでしょう。また今度は「思うて学ばざればすなわち危うし」と言うんだ。ただ漠然とぼやっと物思いにふけたって、先祖、先輩から学ぶとか、アクティブがなければ危なくて見ていられない。まさにいまのような高度情報時代になってもそ

ういうことが言えると思うんですね。

最近、東京にあなたの言う、T O K I Oの機能が飛躍的に集積してきたわけですね。ちょうどニューヨークと東京は時差が十二時間ぐらいある。その二つの情報をいつも握っていたら、グローバルに握れるようになってしまった。だから、ロンドンもかつての栄光で相当握っているけれども、やっぱり国際金融の規模とか情報の交流の規模を見ると、ロndonはニューヨーク、東京に比べるとちよつとおくれたね。越されちゃったね。しかし、情報というのは、そのシステムさえよければ、何百人か何万人いなくたってできるわけでしょう。だから油断ができない。東京は一千万人の人口がいるからとか言っているけれども、先ほどの姫路の例じゃないけれども、それは小さなまちだってできるわけです。だから、私はそういう機能的な面ではハイレベルなものがいつでも東京にあるとおかないと、日本全体が弱くなるだろうという気持ちがないわけじゃない。

**梶原** オランダはテレポートに大変熱心なようですね。

**伊藤** かつて、一六世紀から一七世紀にかけて、オランダは阿姆斯特ダムとロッテルダムで世界で一番たくさん貨物を扱っていた。あそこは特別の工業なんかないけれども、商売で盛んになったわけです。それをイギリスが見ていて、なぜオランダがあんなふうになったんだろうと、



水俣市・駅前広場

オランダはあのころはお手本だった。結局戦争なんかいろいろやりましたけれども、ロンドンの時代が来たわけです。それで第二次大戦が終わったら、今度は飛行機の時代になった。そのときオランダは、シーポートの後は飛行機だというわけで、当初の計画の倍ぐらい大きくやったのがスキポール空港でしょう。ですから、空の時代にまたリードした。だから、北回りの飛行機はオランダのあそこに一たん降りて行くでしょう。

**梶原** オランダ航空が強いのはそういうことですかね。

**伊藤** そうなんですすよ。それで、今度はテレポ

トだと。去年あそこで国際会議がありましたでしょう。第一回は東京でやった。とてもいい会議で、その後オランダの連中からいろいろ話を聞きましたが、理論的にもいろいろソフトの面で、シンクタンクなんかでもかなり強いと思っただのはオランダだな。

日本はいま東京と大阪と横浜が手をあげているわけです。横浜はみなとみらいでね。今世紀末になったら、東京、大阪、横浜だけじゃなくて、札幌も入るだろうし、幾つかのそれぞれの地域の拠点ができればいいと思っっている。それで競い合って、補い合うのが国際化時代じゃないかという気がしますね。

## ふたたび

### 「地方の時代」の意味は

梶原 東大の伊藤滋さんとか東工大の熊田禎宣さんが中心となって、地域情報システムを研究されて、国際シンポジウムIRISを定期的に日米でやっています、ことしの一月、大垣でやったんです。大垣市としては国際会議をやったことがないものだから、大分躊躇されましたけれども、やってみた。小さなホテルしかなかったんですが、そこを借り切りです。非常に家族的な雰囲気になって、別に同時通訳で何カ国語もやれるというのはいんですけれども、結構簡易な同時通訳のシステムで間に合っています。

アメリカをはじめ、数カ国から来られたんですが、来年また大垣でやりたいとおっしゃるんです。やっぱりそういう家族的なつき合いができるというところで、大都市だけではなくて、中小都市でも国際的なおつき合いができる可能性を改めて再発見したんですよ。

伊藤 そういうことは、続けてやった方がいいと思うんだ。いままで国際会議といたら、東京が京都か大阪、せいぜいそんなものでしょう。あるいは札幌、仙台、広島、福岡があっても、いわば例外的な特殊現象だったわけです。ところが、いまや国際会議をしょっちゅうやっている。県庁所在地でなくても、一五万人の都市でもその気になればできる。だから、これが「地方の時代」という意味なんです。何でも東京でなきゃだめだというのはおかしいんです。

だから、県でも、何でも県庁所在地にしないで、人口五万のまちでも、一年前からわかかっていけば、そのためにちゃんと実行委員会をつくらう準備して、人材が育つ。

梶原 そういうことで人材を育成しなければいけないということですね。

伊藤 人間というのはそういう機会を与えられれば、そういうモチベーションがバツとできるわけです。たとえば中部地方ではこの間デザイン会議をやったんじゃないですか。それから、焼き物とかも国際会議をやりましたね。

梶原 焼き物は岐阜県の多治見市。昨年「国際

陶磁器デザインフェスティバル」をやりました。大成功でした。これでみんな、が然自信を持つちゃって、またやろうと張り切っています。

伊藤 そのときも非常に熱心な人がやっぱりいるんだよ。燃えているの。それは地域活性化センターで、いま順番にそういう委員会ができて、その苦心談を聞いてます。

梶原 先生が委員長「まちづくり委員会」は私も入れていただいているんですが、勉強になりますね。

伊藤 いわゆる規模が大きい、小さいということはある問題で関係しますけれども、いま言った国際会議なんて、みんな合宿の形になっちゃうと、かえって家族主義的な成果を上げる場合があるんですよ。

私がまちづくりでうまくいっているなというのは、案外、人口一万以下なんだね。それはすぐれた町長さんとか村長さんがいて、みんなお互いに足を引っ張らないで助け合う。一〇万以上になっちゃうと足を引っ張られていたりする。

梶原 そういうことですね。人の和をうまく図っていくということですね。

伊藤 最後は人なんですな。

梶原 情報化社会に入り、国際化が進んでむしろ中小都市でも可能性が開いてきたということですから、結論は、やっぱりどんどん大胆にチャレンジしていくことですかね。

———どうもありがとうございます。

# まちづくりの決め手を探る

半田 力

(国土庁 地方振興局  
地方都市整備課長補佐)

## 一、まちづくりの歴史 —その意味するところ—

近年、全国各地において、さまざまなまちづくり・村おこしが行なわれているが、このまちづくりの運動については、昭和三〇年代にまでさかのぼり、今日まで大きく二つの期間に分けることができる。

### (一)昭和三〇年～四〇年代

昭和三〇年代から四〇年代当時、急激な経済・社会の変化によって引き起こされていた都市問題・環境問題は、全国各地での住民運動の原因となったのは衆知のとおりである。これは都市部における人口の急増と共に、地方における深刻な過疎化とが相まって、大都市においても地方においても、従来からある地域社会（コミ

ュニティ）が崩壊していく過程に対し、危機感を覚えた住民からの地域社会（コミュニティ）の維持・形成のための運動の一環であった。

このような状況のなか、当時のまちづくりの動きは、限定的に見れば、都市部における人口流入問題・生活環境問題等に対する地域社会の維持努力が中心であり、地方における動向も存在したが、それが過密・公害等の生活環境問題から発生しているという点で、現在のまちづくりそれ自身とは、基本的に意味が異なっているといえる。現在いわれるまちづくりの原型については、それが現われ始めたのは、むしろ昭和五〇年代に入ってからである。

### (二)昭和五〇年代以降

#### —まちづくりと地方の時代—

昭和五〇年頭をかえりみれば、およそ日本経済がそれまでの高度成長から安定成長へと移

行していく過渡期であり、国民も高所得・高学歴化を背景に、生活の多様化、高度化を求める方向へ歩み始める時期と重なる。過密・公害問題も、諸般の対策や成長の鈍化もあって、国民の注目的から姿を消し、人々は総合的な生活・居住環境への関心を高めていくこととなる。

この結果、大都市圏においては、高度成長期における生活環境の破壊、公害・過密問題等の改善の要求から一歩のり越え、自然や潤いのある豊かな居住環境を望む声が一段と高まり、また地方圏では、大都市圏に見られない自然や歴史・文化に醸成された潤いある生活空間を有する事から、それらをてこにして、これまでの人口の流出に歯止めをかけ、人口の定住や地域の活性化を求める声が大きくなってきた。そこで、昭和五〇年頃から徐々にまちづくりというものが、従前の都市問題としてではなく、地域振興



の視点から捉えられるようになり、「人口の定住」「地域の自立」「地域の活性化」を最終目標とするまちづくりに変化してきた訳である。特にこれらの動向を展望して、政府の側においては、昭和五二年十一月に第三次全国総合開発計画を閣議で決定し、日本全体の国土開発の指針として「地方を振興し、全国土の利用の均衡と、人間居住の総合的な環境の形成を図る。」という定住構想を掲げたが、このいわゆる三全総を契機として、地方定住・振興を含んだまちづくりの考え方が全国へ加速的に普及していった。

このような経済・社会情勢の変化の中で、人口の地方定住の受け皿たる地方都市における整備は、単に潤いあるコミュニティ形成のための

まちづくりに止まらず、「過疎過密問題の対応としてのまちづくり」「地方活性化のためのまちづくり」「地方自立のためのまちづくり」といったさまざまな目的を包括しながら、従前以上に広汎な意味を持ったまちづくりとして、全国各地に現われ始めた。昭和五〇年代からの「地方の時代」といった表現は、まさにこのような動きを促えたものであって、これらは、住民自らが各地域の産業、文化・歴史、自然といった地域の個性・魅力を見つめ直し、日常生活を通してまちの活性化の方策を自主的に考え、地域の実践の中から育てていくことを意味していると言える。

先に述べたとおり、政府としても昭和五〇年代に入り新たな国民生活の将来を展望し、第三次全国総合開発計画の下、潤いある総合的居住環境の創造や地方定住のため、新たに、まちづくりを重要施策の一つとして鋭意取り組んできたところであるが、その具体的手段として、関係各省庁ではさまざまなモデル事業の開発、活用実施を核として、政策実現のため今日まで努力してきた。

これらモデル事業の主なもの（別表）に示すとおりであり、都市・農村部、過疎、山村・漁村等国土全体にわたって広くカバーされている。特に国土庁は、全国総合開発計画の策定官庁であり、人間居住の総合的環境実現のためにも、各省庁に先がけ、個性と魅力ある先導的な

まちづくりに対して、ハード・ソフト両面からさまざまな支援をしてきたところである。

## 二、まちづくりの

### 具体的施策

以下、まちづくりについて地方都市を中心に、主な国土庁助成事業についての説明を行い、まちづくりのための決め手について具体的に考えてみたい。

#### ① 伝統的文化都市保存地区整備事業

（昭和五三年度～五六年度）

古くからの歴史を持つ地方都市においては、史跡や芸能等の有形・無形の文化財、伝統的建造物群など、その都市を物語る「かお」ともいえる歴史的・伝統的遺産があり、これを核として個性と魅力あるまちづくりを進めていくことが、住民にも訴えやすく、コンセンサスも得やすい。この事業では、県、市に対し補助を行うことにより、歴史的、伝統的遺産を保存するとともに、積極的なまちづくりに活かしていくための施設整備を行ったものである。（事業箇所：津和野町、柳川市、竹田市、足利市、高山市、鹿角市、篠山町、竹原市）

#### ② 積雪寒冷都市モデル街区整備事業

（昭和五三年度～五六年度）

日本の地形は南北に長く、また変化に富んでおり、その気候は地域によって大きく異なっ

いる。北日本における都市においては、積雪が多く気温も低い所が多く、まちづくりの上で大きなハンディキャップとなっている。そのような地域については、家屋の密集した市街地において屋根雪の処理に係る施設や、住民協力の組織づくり等の総合的除排雪対策を講じ、積雪寒冷都市における都市機能を回復するとともに、住民の利便向上を図るために助成が実施された。そして、その後、関係官庁の一般事業として継続されている。(事業箇所・小千谷市、砺波市、黒石市、湯沢市、長井市、新井市)

### ③ 伝統産業都市モデル地区整備事業

(昭和五十六年度～六一年度)

地方都市のなかには、陶磁器や漆器、酒造、食料加工品など、古くから伝えられる技法を生かした伝統産業が受け継がれている都市も多く、これら伝統産業の影響は住民の気質などにも受け継がれ、その都市の個性の一つとなっている。これらの伝統産業は、現在でもその都市の主要な産業である場合もあれば、観光として生き残っている場合もあるが、どちらにしても、新興都市には得ることのできない都市の財産として住民に認識され、時として住民の誇りとなっている場合が多い。このため、これらの伝統産業を核としたハード・ソフト一体となったまちづくりの振興・助成を図ったものである。(事業箇所・結城市、砺波町、会津若松市、益子町、飯山市、井波町、有田町)

### ④ 水緑都市モデル地区整備事業

(昭和五十六年度～六一年度)

地方都市は、大都市では得ることのできない豊かで個性的な自然環境に恵まれており、このような個性的な自然環境は、「水の都」「森の都」など、地方都市を特徴づける大きな魅力の一つとなっている。しかし、都市の近代化の中で、これらの自然は埋め立てられ、切り取られる等、これまで軽んじられがちであった。近年、このようなことの反省から、地方都市の豊かな自然を守り、潤いあるまちづくりの中心として生かしていくという動きが、国民生活の高度化、多様化の中で生まれてきた。この事業では、都市内の池や中小河川を生活空間の一部として利用し、水と緑に恵まれた豊かなまちづくりを進めていくものである。(事業箇所・玉名市、石巻市、館林市、島原市、大垣市、近江八幡市、五所川原市、二戸市、三島市)

以上、①～④までの事業については、それぞれ身まちづくりの歴史の一端を物語っている。これらは、国土庁が文化・歴史等のテーマを定め、そのテーマを前提に各地域が全国に誇れる素材を選定し、意欲ある都市を中心にまちを磨きあげる運動や事業を助成するという手法を取ってきた。これらの事業においては、特に、施設等いわゆるハード面を主に、潤いある地方都市の形成や地域の活性化に努めてきたものである。また、なかには行政側の事業実施に住民が賛同

の上率先して協力し、当初予定地区が拡大する等の波及効果が生まれたものも多い。

## 三、まちづくりと

### 地域の振興

このように事業実施後数年を経て、これらのまちづくり助成事業はパイロット事業としての成果をかなりの程度達成し、行政側のみならず地域住民の側においても、潤いある居住環境の創造のためには、その地域を一番良く知っている住民自らが事業に参加し、統一したテーマの下、各事業を一体的に計画・実施する必要性を学んできた。また、地域の誇りを高め活性化するためには、地域資源等も有効にそれぞれの事業に活用し、それらを使いながら、地域のシンボルを形成することも必要であることが明らかとなってきた。このため、これらの経験を踏まえ、昭和六〇年代を展望し、特定のテーマにとられず地域の総合力をまちづくりの形で表現することを目的とした「花と緑の都市モデル地区整備事業」が国土庁に於て策定されることとなった。

### 花と緑の都市モデル地区整備事業

(昭和五十九年度～現在継続中)

本事業は、いわゆるメニュー方式によるものであり、各地域が上から与えられることなく、自らの頭で個性と魅力を醸造するためのテーマ



や核たる環境を計画し、実現していくための助成事業である。花と緑は、地域の潤いを示す象徴であり、単なる植栽事業とは主旨を異にする。具体的には、以下のような事業を組み合わせ総合的に実施することにより、花と緑を活かし、ハード・ソフト一体となった地域活性化のための創意・工夫あふれる都市整備事業にすることとしている。

(i) 住民参加による花と緑のまちづくり組織の結成

(ii) 地場産品（陶磁器、織物等）、歴史・風土等を生かした施設、その他住民自らの創作によるモニュメントを配した広場の整備。

(iii) 歴史的趣きのある街道・商店街等、都市のシンボルとなる通りの修景

(iv) その他、都市内の中小河川、水路等の水辺や公共施設の周辺空地を利用した緑化

これらの実施のためには、住民が地域の文化・歴史を知り、自ら将来を考え計画段階から参加し、また、地域の資源も十分活用する事が必須である。行政の側においても住民との協力を密にし、各種事業を一体的に整備することから、地方定住、地方振興としての効果も高く、また、各般にわたる住民（民間）活力の活用も図られ、これまでになく成熟したまちづくりの方法論を示すものと考えられる。（事業箇所・渋川市、滑川市、松任市、倉敷市、水俣市、小林市、鶴岡市、十日町市、中津川市、篠山町、徳山市、

大州市、一関市、中新田町、袋井市、大野市、当麻町、綾部市、久留米市、佐伯市、夕張市、更埴市、水口町、諫早市、また、採択要望も多数）

（なお、具体的事例については、「個性と魅力のまちづくり戦略」…国土庁地方振興局地方都市整備課監修、第一法規出版を参照のこと）

以上、いくつかのまちづくり事業について紹介したが、これらを中心しつつ、現在では、全国各地でまちづくりのためのさまざまな施策が試みられており、各省庁においても、地域の創意・工夫を可能な限り取りあげ・引き出すための各般にわたる努力、支援がなされている。そのうちの多くは、単にまちづくりの振興計画を策定するのみならず、計画に基づき、実際に環境の整備であるとか、コミュニティ組織の形成等、具体的振興策を実現しつつある。加えて、まちづくりを広く推進しようとする観点から、事業の創意・工夫に対する表彰制度も多数設けられ、地域らしさと、住民の郷土に対する誇りと自信を一層力強く生み出す手助けとなっている。

これらまちづくりの諸事業を総括してみると、地方定住・振興のためのまちづくりにとって重要なのは、都市環境整備等のハード面もさることながら、次のような点を十分に考えて実施することが必要であることがわかる。

① 住民、特に若者に郷土に対する誇りと自信

を持たせること

② 地方定住担当部門だけでなく、行政全般、特に教育部門においての住民の地方定住意識を定着させるための施策の必要性

③ 行政と民間、ハードとソフトを網羅したまちづくりとマスタープランの策定

④ モデル事業等呼び水として、他の公的関連事業や、民間事業、地域行動等による住民主体のまちづくりを誘導すること

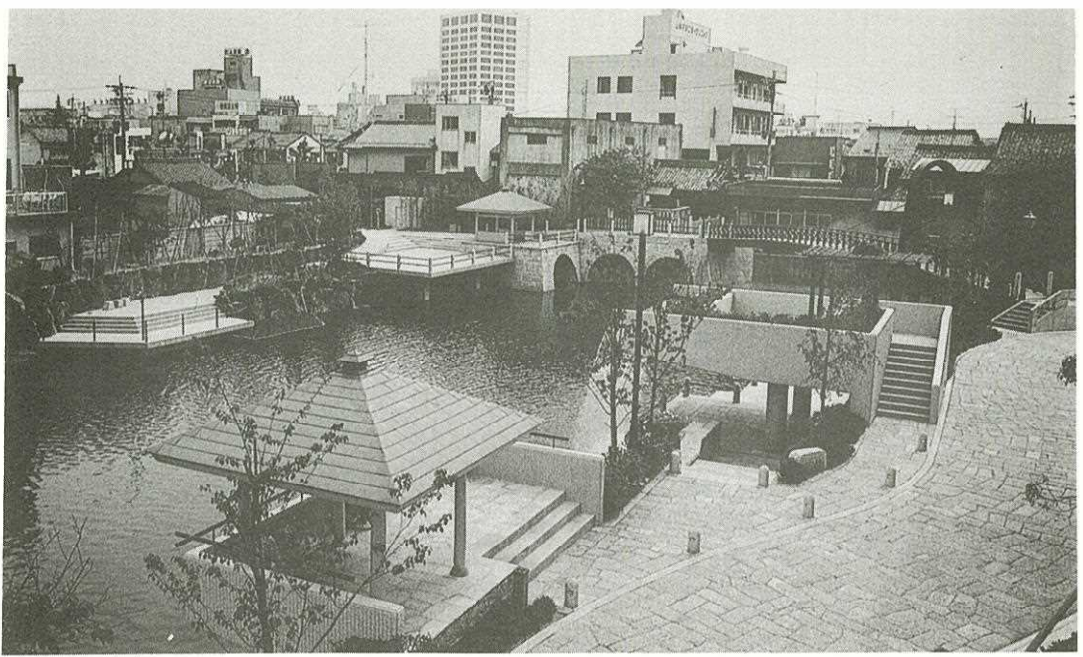
⑤ 地域の歴史、風土・文化、産業、資源等を活用した魅力的な「らしさ」づくりをすること。公共事業の計画・設計に「らしさ」を入れること

⑥ 文化活動に産業的要素を、産業活動に文化的要素を。そして「らしさ」づくりにも財政的支援がなされる工夫を施すこと。

⑦ 行政が、民間のリーダー育成や地域のマスタープランに基づく整備の進行管理に努力すること。

## 四、おわりに

昭和四〇年代から五〇年代にかけて、一貫して縮小してきた地域間の所得格差が昭和五〇年代後半になると拡大に転じ、また、まちづくりの効果もあつて確かな足どりで進みつつあった人口の地方定住志向も、昭和六〇年の国勢調査



によると、いわゆる東京圏への逆流現象に変わりつつある。

日本経済を見ても、最近の急激な円高等によってマクロ的に影響を受け、併せて産業構造の調整が、特定地域の雇用の場の喪失というミクロの深刻な問題を招来させている。一方、農山漁村においては、過疎化現象は全体としては落ちついてきたものの、一部の地域では、依然として若年層の流出、高齢化、あるいは後継者の確保難が続いている。

このように、日本の国土全体のなか、地方圏は多くの問題に直面しているものの、大都市と比べて、豊かな自然やゆとりある住環境、あるいは地域社会内や近隣社会での人間的なふれあいといった居住条件を中心に、優れた面を持っていることも事実である。このため、地方圏においては自分の置かれた環境を認識したうえで、とりわけ、今後それぞれの地域がそれぞれの強み・個性を生かして、創意あふれたまちづくりを積極的に行うことが求められている。このようなまちづくりを行って、はじめて地域の活性化も可能となるものと思われる。

地域の活力については、経済的活力、社会的活力、文化的活力というとらえ方や、都市のかもしれない出す雰囲気として感じられる活気という意味での活力等、さまざまな捉え方があり、これらは相互に関連し合っている。このさまざまな要素をいかにまちづくりに注ぎ込むかが、その

成否を握る鍵といえる。

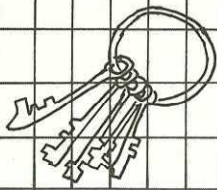
公的事業資金の不十分な面については、住民・市民の協力で行う民活型の手法もあるし、また、総じて資金がない分は知恵を働かせる―地域の文化や産業を活用するのが、日本全国のまちづくりの成功例としてあげられる。そのためにも、地域の住民の参加が計画づくりの段階から求められており、そのまち・地域にとって何をやりたいのか、他に誇れるまたは誇り得るものは何であるかを十分考えぬいた末の結晶の表現が、好ましいまちづくりのあり方と言える。

その成果については、地域に対する誇りや愛着となつて有形・無形の地域発展へと導かれるし、加えて、地域の表現としての地場資源の活用は、新たな販路をも開拓していく。

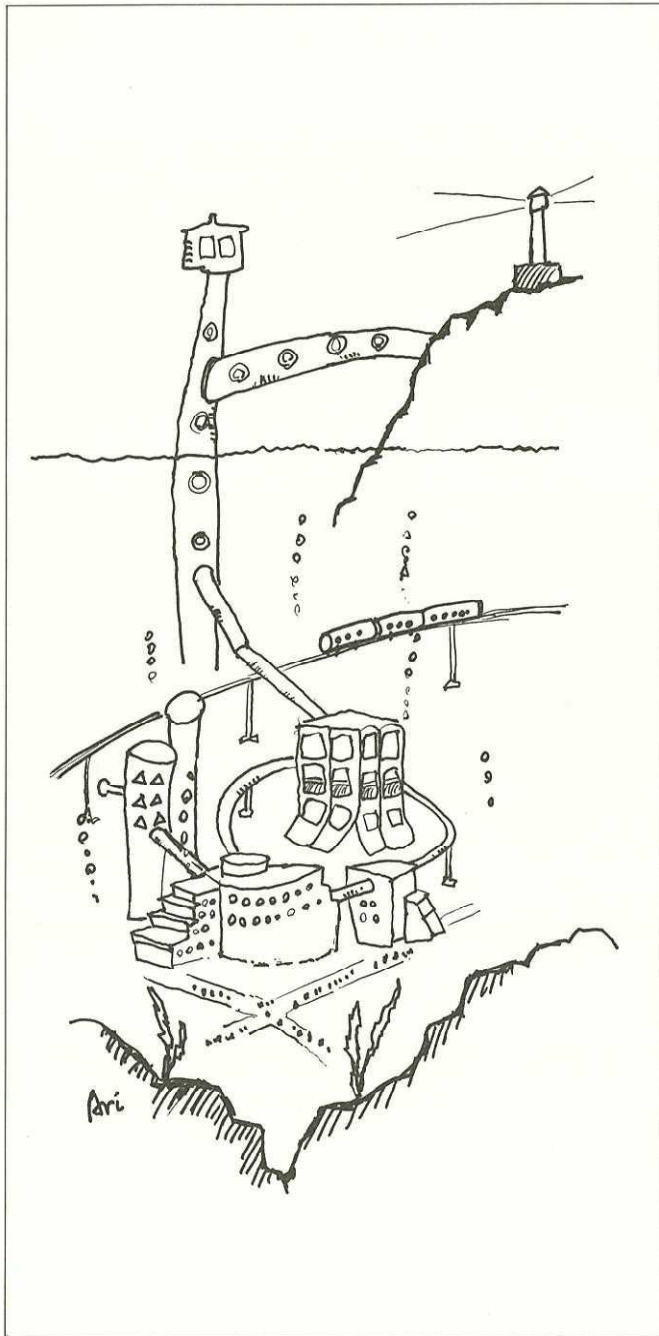
わが国経済社会が、今後、安定的に成長していくなか、地域間の競争は、いっそう激しいものになると見込まれている。その中のまちづくりは、言わば地域生き残りのための鍵であり、これまで述べてきた数々の手法を組合せ、住民の合意であるテーマを念頭に、核となるリーダーと手をたずさえながら、その地域らしい創意と工夫に富んだ地域活性化策の核をつくる、それがまちづくりの望まれる姿であろう。今後、いっそうの創意・工夫あふれるまちづくり事業が、全国各地で進展していくことを念じてやまない。

主 な モ デ ル 事 業

事 業	関係省庁	概 要
山村地域若者定住環境整備モデル事業	国 土 庁	昭和42年以来、山村地域の産業基盤や生活環境施設を整備することを目的として「振興山村開発総合特別事業」を実施している。特に事業内容については、これまで述べたような時代の変化・ニーズに合わせ、従来の「集落再編成モデル事業」「新山村建設モデル事業」から「山村と都市協同の山村振興モデル事業」「高齢者生産活動センター建設モデル事業」といった事業を経て、現在は、若者の流出による山村地域の種々の問題（高齢化・地域社会の維持機能の喪失等）に対処するため、魅力ある山村社会の形成を図ることを目的とし、具体的には、就業機会の創出、都市的余暇施設の充実、生活環境の改善、都市との交流等、幅広い振興事業を一体的に行なっている、「まちづくり」モデル事業の先駆けをなすものである。
農村総合整備モデル事業	国 土 庁 ・ 農 林 水 産 省	昭和40年代まで、高度成長期に伴う農業及び農村の著しい変化に対応するため、単に農業生産力の向上、農業構造の改善のみならず、農村の生活環境の総合的整備を目的として、(1)生産基盤整備、(2)環境基盤整備、(3)環境施設整備の3つの事業を行うものである。特に、10年後の市町村の将来を見通した総合的なマスタープランである「農村総合整備計画」を1年目に国土庁の指導で、2年目以降は農林水産省の指導・助成により、「総合整備モデル事業実施計画」を作成、3年目以降で事業を実施する。
むらおこし事業	中小企業庁	過疎地域では、産業文化が停滞し、就業機会や人口が減少しているが、これに対して、商工業の振興を核として地域の振興を図るものである。具体的には「地域の未利用資源、特産物、観光資源あるいは伝統技術を有機的にかつ効率的に活用する」ことを前提とし、最終的に特産品の開発、物産展、観光開発、音楽祭などの事業を行なうものである。
地方都市整備事業	国 土 庁	前 述
農村地域定住促進対策事業 新農村地域定住促進対策事業	農 林 水 産 省 //	広範に存在する兼業農家の不安定な就業状態を改善すると共に、地域住民の生きがいのある安定した生活を享受し得るよう定住条件を整備する。新農村地域定住促進対策事業では、それに加えて、近年の産業就業構造の変化及び国民の価値観と生活意識の変化に対応し、地域固有の課題についての話し合いによる地域住民のふるさと意識の高揚とその内発的な取組みを助長することにより、農村地域の総合的な定住条件の整備を図る。具体的には、(1)定住促進活動事業（ソフト事業）(2)農村漁業振興対策事業、(3)安定的就業機会確保対策事業、(4)高齢者生産活動施設整備事業、(5)地域社会環境整備事業、(6)特認事業。
地場産業振興センター	中小企業庁	地域経済の担い手である地場産業を地域ぐるみで総合的に振興育成すると同時に、地場産業と地域住民との相互交流を促進する機能と施設をもつ中核的拠点を整備することを目的としている。センターは複数の市町村を対象として、第3セクターによって運営されることとし、この第3セクターがセンターを建設する場合に補助金が交付される。
まちづくり特別対策事業	自 治 省	本事業は、広域的調整を図りながらまちづくりを進めていくことを前提に、市町村が自由な発想で事業を推進し、国庫補助金等に頼らない地域づくり、まちづくりを進めようとするものである。 本事業は地方債と交付税が連動するよう工夫し、国庫補助金のような繁雑な申請事務や予算枠による制限にとらわれないような、新機軸の財政措置を骨子としている。すなわち、地方債については民間資金を活用しつつ、事業実施団体の財政力に応じて、理論償還費の1/4から1/2を基準財政需要額に算入し、交付税の算定に有利になるよう図っている。



# 沿岸域利用構想



この宇宙空間に地球が誕生して五〇億年余。そして、現在、この地球上で営まれている自然は、広大な海洋を背景に形成されてきた。地球史上最初の微生物が誕生したのも、この海洋空間においてであり、また、地球上のあらゆる生物の生命を維持し、支えているのは、基本的にはこの海洋空間なのである。われわれは、いま一度、この海洋空間の尊厳さに思いを致す時期に來ているのではないだろうか。有限な地球資源を有効に活用するということから、海洋空間の利用を含めたニューフ

ロンティアの開拓が近年脚光を浴び始めている。従来、ともすれば経済的枠組みでのみ考えられがちであった沿岸域の開発を、人々の生活の豊かさ、ゆとりの追求という視点に立った人間味あふれたものにしていくという気運が盛り上がり始めている。それは、地球上の生命、そして究極としては、われわれ人類を守る守護神としての「海」に対する畏敬の念に基づいたものであると言えるのではないだろうか。

今回は、建設省をはじめ、各省庁から提唱

されている沿岸域利用構想の代表的な事例を選んで解説を行なった。ここに掲げたもの以外にも、アクアマリン計画（科学技術庁）、マリン・コミュニティ・ポリス（通産省）、沖合人工島構想（運輸省）等、各省庁の構想を数え始めた枚挙にいとまがないほど目白押しの状況である。これから、夏が近づくと、海浜地域に出かける機会も多くなることと思うが、それを良い機会に、もう一度、「海」の大切さを再確認されてはいかかだろうか。

コースタル・コミュニティ・ゾーン  
(海辺のふれあいゾーン)の整備  
(建設省)

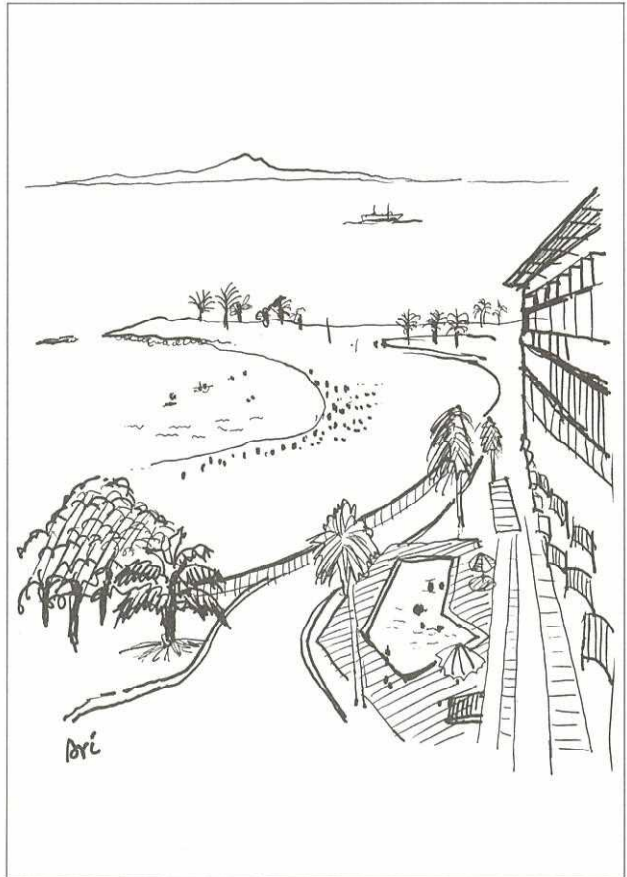
海辺空間は従来から、生産の場として、あるいは保養レクリエーション等の場として重要な役割を担ってきたが、近年、特に、豊かな自然環境に恵まれ、多様な機能を備えた海浜空間の整備に対する要請が高まりつつある。

このため、建設省では、昭和六二年度から沿岸域の持つ多様な機能を活用して、海浜の特性、地域の特性を十分生かした施設の整備を総合的に行うことにより、地域住民が海と親しみ、また、集い憩える場としてコースタル・コミュニティ・ゾーンの創出を促進することとした。

施策の概要は以下のとおりである。

市町村が策定し、大臣が認定した整備計画に基づき、公共部門と民間部門において、一体的かつ計画的に必要な施設の整備を行うことにより、海浜および地域の特性を生かした快適な海浜空間を整備する。

整備期間は、おおむね五年程度を目標とする。対象地域は、地域の自然的、社会的条件等を勘案し、海浜地域の整備に関する事業等を推進することにより、海浜地域の自然その他の機能を高め、その利活用を促進することが適当と認められる地域であり、汀線延長と



しておおむね最大二km程度の地域を対象とする。

また、整備に当たって適当と考えられる場合においては、関連する事業（海岸、公園、下水道、道路等）を重点的に実施するほか、海浜地域の利便性を増進し、良好な環境の形成等に資するよう民間施設の設置、イベントの開催等について、民間活力の導入、活用を積極的に図る。さらに、必要な場合においては、土地利用、景観形成の規制誘導方策等に関する事項を定めるものとする。

また、コースタル・コミュニティ・ゾーン

の整備を円滑に推進するため、省内に「コースタル・コミュニティ・ゾーン整備推進連絡協議会」を設置した。市町村においても必要に応じて、市町村および都道府県の担当者ならびに地元関係者等からなる協議会を設置し、整備計画の策定に関する協議、整備計画に関する各種事業等の円滑な実施に係る連絡、調整を行うものとしている。

また、建設省および都道府県は整備計画の策定に当たっては、指導助言等の支援を行うものとしている。



# 沿岸域利用構想

## マリノベーション構想 (水産庁)

二〇〇〇年に向かつての水産分野での、我が国周辺水域の利用に関する基本的な構想づくりを行うため、水産庁ではマリノベーション(マリン・イノベーション)Ⅱ海の生産革新の意味)構想検討会を設置し、基本構想の検討を行っている。

### 一、構想の考え方

本構想においては、我が国の水産業が社会経済全体の中で果して行くべき基本的役割を①水産物の安定供給、②効率的漁業の実現、③沿岸域定住圏の形成、④海の文化の継承の四つの観点からとらえ、各々の役割毎に当面する諸問題と基本的課題、およびそれに対応した施策の展開方向などを検討している(表1)。

### 二、地域類型(タイプ)別整備構想

今後、海域と陸域の一体的な整備開発を通じて、水産業を核とした新しい地域づくりを行うおうとする場合、湾や灘など海域として一定の広がりを持ち、かつ陸域としても社会・経済的にも一定のまとまりをもつ地域(沿岸域定住圏Ⅱ数市町村の範囲内)毎に、海域の特性、立地条件などの自然条件及び地域水産業の特性等の、社会・経済的条件に関する地域

表1 マリノベーション構想の考え方

[水産業を核とする沿岸域及び沖合水域の総合的整備開発構想]

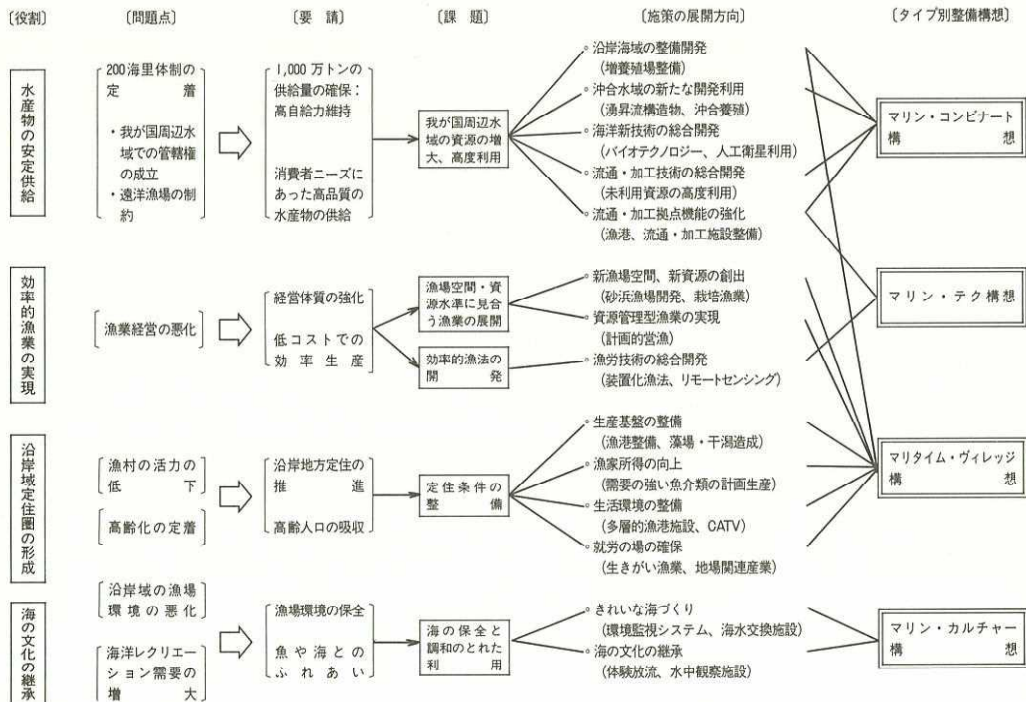


表-2 地域類型別整備構想の概要

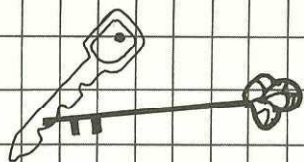
地域類型整備構想	主 旨	施策の展開方向、主要施設等
マリン・コンビナート構想 —大規模水産都市の整備 と沖合資源の増大—	沖合資源の大量水揚げに主として依存している大規模な水産都市において、沖合漁業資源の安定化を図るための沖合漁場整備等と協調しつつ、新加工製品の生産、流通の合理化、その他関連産業の振興を図り今後も周辺地域を含めた水産業の中心基地として発展を確保していくための条件を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 沿岸陸域の高度整備 用地整備、水産公園</li> <li>◦ 沖合水域の新たな開発利用 沖合養殖場、天然礁の補強改良</li> <li>◦ 流通・加工施設の総合整備 流通情報センター、新食品素材加工場</li> </ul>
マリン・テク構想 —水産分野への先端技術 の導入のための研究開 発—	従来の水産技術に加え、リモートセンシング、バイオテクノロジー、ニューメディア、ニューマテリアル、マイクロエレクトロニクス等の先端技術の水産分野への導入を図りつつ、海洋環境の調査、水産資源の調査、管理、漁労技術等に関する研究開発を推進するための地方における核を形成し、周辺地域の水産技術開発の先導的役割を果たす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 海洋新技術の総合開発 先端技術開発センター、潜水調査作業船</li> <li>◦ 流通・加工技術の総合開発 加工技術開発センター</li> <li>◦ 漁労技術の総合開発 漁場探査システム、省エネ漁法</li> </ul>
マリタイム・ヴィレッジ構想 —純漁村地域でのつくり 育てる漁業と生活環境 整備の推進—	漁業が基幹産業になっている純漁村地域において、地域の特性に合った〔つくり育てる漁業〕を中心とした資源管理型漁業を強力に推し進め、消費者ニーズに合った魚介類の計画的生産と漁業所得の増大を図るための漁業基盤の整備を行うとともに、高齢化する漁村労働力に適した就労の場を確保する。又、狭あいな土地と過密な居住空間から遅れている生活環境の総合的整備を行う。これらにより我が国沿岸漁業の推進基地である漁村地域の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 新漁場・新資源の創出 地域栽培センター、砂浜漁場開発</li> <li>◦ 漁家所得の向上 活魚蓄養施設</li> <li>◦ 生活環境の整備 多層型漁港、漁村CATV</li> <li>◦ 就労の場の確保 生きがい漁業、地域特産物加工場</li> </ul>
マリンカルチャー構想 —海の文化の継承と漁場 環境の保全—	海洋レクリエーションを沿岸の自然環境の保全や地方の漁業文化等を含めた我が国の海の文化の継承の一環として促え、その継承に欠くことのできない自然環境の保全によるきれいな海づくりと併せて稚魚の体験放流等を通じた海の文化の継承を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ きれいな海づくり 漁場環境監視システム、生物的赤潮防除、海水交換施設</li> <li>◦ 海の文化の継承 体験放流、水中観察施設、水産展示館、シーフードレストラン街</li> </ul>

特性に応じた開発構想を策定することが適当と考えられる。

本構想案においては、(2)の考え方にに基づき、開発構想を次の四つのタイプに類型化した(表

—2)。

# 沿岸域利用構想



## マリノポリス構想

(国土庁)

国土庁は、従来より、沿岸域を含む海洋を国土の一環としてとらえ、その開発、利用、保全のあり方を検討課題としてきた。

そして、その際の視点として、国土資源の管理、海洋関連プロジェクトの推進と並んで地域振興の視点を持って、海洋（特に沿岸域）の総合的利活用による地域振興のための具体的方策を検討すること、地方公共団体の情報交流の促進も含めた国・地方、地方間の連携、協力を一層推進すること等により、地方公共団体を積極的に支援してきた。

このような業務の一環として、昭和五八年に海洋資源を利用した産業振興を複合的に進め、沿岸域の総合的な振興を図った事例を研究し、沿岸域における「海の資源」を産業的に活用した地域振興方策およびその推進方法を検討することを目的に、「海洋関連産業を核とした地域振興方策に関する調査」を行ったが、以下ではこの調査結果を中心に、沿岸域振興の事例として複合的、総合的な振興を行っている例として大分マリノポリスを紹介する。

大分マリノポリス計画は、地域の恵まれた水資源を活用し、地域全体の経済浮揚を図っていくことをねらいとして、昭和五六年～五

マリノポリス対象地域
   
 マリノポリス関連地域



大分マリノポリス

八年にかけて策定されたものである。

本計画の整備地域は、佐伯市を中心とする「対象地域」と、その周辺の内陸部関連地域沿岸部関連地域とからなっている。

本計画は、「テクノポリス計画をはじめとした、地域の特性を活かしながら産業と地域社会が美しい自然の中で調和して結びつくという発想に基づく地域づくりの構想」の一つであると位置付け、その基本的な施策の軸として、

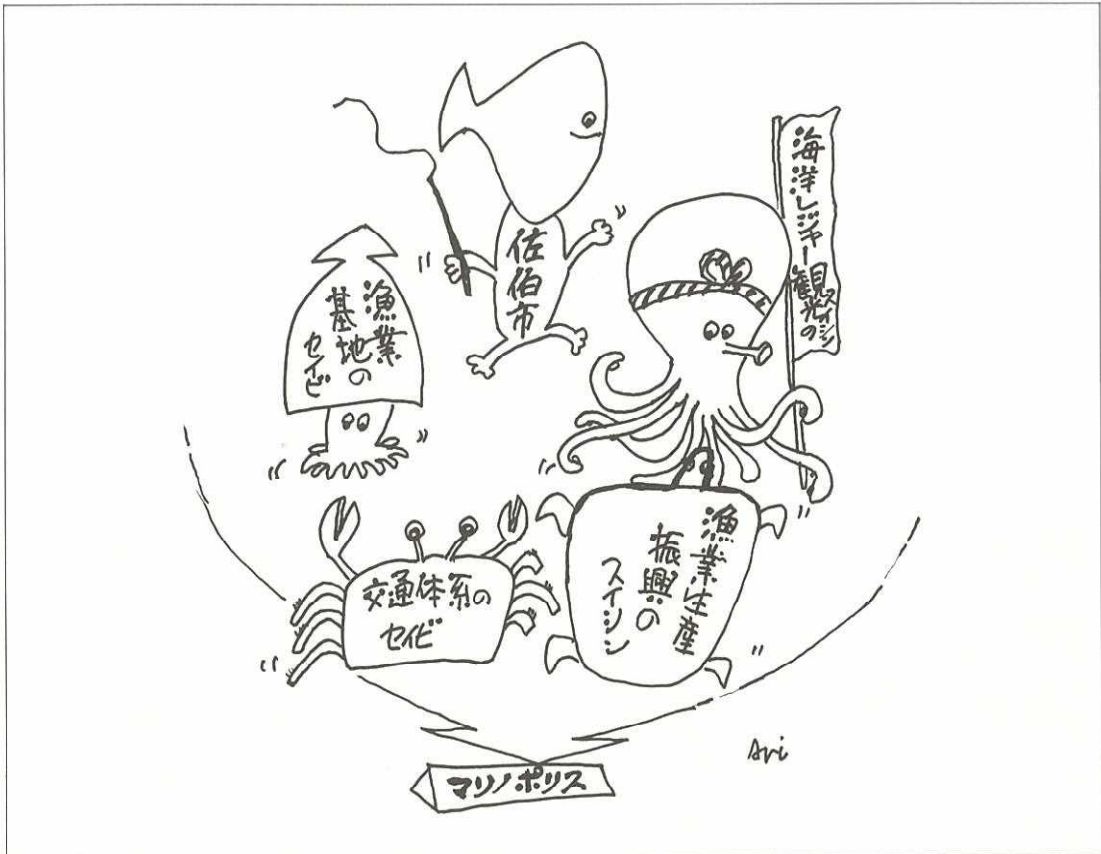
- ① 漁業生産振興の推進
- ② 流通加工業と水産関連産業の育成

- ③ 試験研究、学術研究機関の整備拡充
- ④ 海洋レジャー観光の推進
- ⑤ 漁業基地の整備
- ⑥ 漁村集落の整備の推進

- ⑦ 交通体系の整備
- ⑧ 水産業者・漁協の育成の八つを設定している。

本計画は、工場誘致等第二次産業重視という従来の発想とは異なり、第一次産業主体により地域振興を図ろうとしている点、海からみられた陸域部整備のあり方を検討している点等において今後の参考になるものと考えられる。





〈前号までのキーワード〉

- (1)人口高齢化 (2)雇用構造の変化 (3)変わる国民意識 (4)都市化の動向 (5)先端技術の動向  
(6)民間活力の動向 (7)国際化 (8)環境 (9)ハイテクノロジー (10)景観形成 (11)新しい交通手段  
(12)情報化をとりまく構想 (13)水環境 (14)大都市圏の大規模プロジェクトー東京圏ー  
(15)大都市圏の大規模プロジェクトー近畿圏ー (16)全国総合開発計画の開発方式 (17)公共施設  
の新たな整備財源 (18)地価の公的評価制度

# 経営戦略の実現を目指した 挑戦的人材育成

藤原 剛

清水建設株式会社  
人事部  
人材開発部課長

## 一、プロローグ

知識集約型産業といわれる建設産業の最大の経営資源は「人材」に尽きる。また、すでに「モノ」や「カネ」については手を打ち尽くしたともいえよう。他方、経営環境はこれまで連続として続けてきた請負業から大きく方向転換し、事業分野の拡大に伴っての多角化、分社化が急速に進展している。このような動きを受けて当社の人材育成は大きく変化している。建設

業界初の人材開発部創設はその顕著な例である。

### (一)人材開発の基本理念

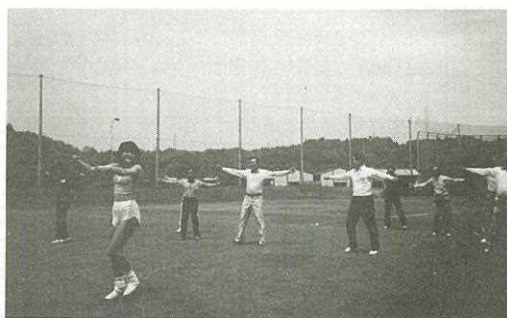
当社では「人材開発」を「燃える集団づくりのための人と組織の活性化手段」と位置づけ、次の三ポイントを基本理念として、これまでにさまざまな新施策を打ち出し大きな成果を上げている。

- ① 挑戦的風土を創る
  - ② 隠れた人材を発掘して活用する
  - ③ 地道な努力に報いる
- これらは当社が活性化の原点を「全員参加(機会均等)」と「挑戦」お

よび「報奨」に置いていることを意味している。したがって、これまでの人材開発施策の軌跡をたどっていけば必ず上記基本理念に回帰する。

### (二)人材開発推進のしくみ

前述のとおり、当社では経営戦略(経営計画)と密接に連動して常に先見性と現実性の双方を見つめながら人材開発を展開している。この結果、常に経営ニーズが先行しており、かつての高度成長時代のような総花的教育メニューはすでに姿を消している。(図-1 教育体制図参照) このことは、いい



集合研修のレクリエーション、ストレッチ体操で心身のリフレッシュをはかる。

換えれば当社の置かれている環境将来的展望等を見つめ、優先順位を決めて着実かつ早期に手を打っていることの証左ともいえよう。当社の人材開発をサポートするシステムとツールは二つの大きな特徴を持っている。中でも、副社長を委員長とし、役員クラスで構成された教育委員会こそ当社の人材開発推進の要である。(図-2 教育推進のしくみ図参照) この委員会が審議・決定された経営ニーズに基づく人材育成施策は、正確かつ迅速にその背景や目的とともに全社に伝達されている。更にこの

資格のめやす	全社教育										部門教育		自主活動	人材の育成・活用のための人事諸施策									
	個別計画に基づく教育				専門分野教育						階層別マネジメント教育	留学派遣		集合教育 (OFF. J. T)	職場教育 (O. J. T)	適性配置・交流 適性配置 教育 育流	自己啓蒙 育流	その他の施策					
	国際化教育	EC化教育	開発事業教育	問題解決	安全教育	技術教育	OA教育	社外セミナー	入社研修	戦術スキル研修	経営管理基礎研修	国内・外留学 トレンニー指名・公募	部門研修	職場教育	能力・特性による配置			ジョブローテーション	通信教育・資格取得奨励・図書紹介等	人事考課制度	昇進・昇格・処遇・配置	表彰制度	同 A
理事・支店長 副部長 部長 副部長 主任技師 2級職 3級職 新人職 技能社員 現業員	外国語研修	プロジェクト・マネージャー育成研修	国際化研修 英語・独・仏・西他	国際化研修 英語・独・仏・西他	開発事業専門研修	基礎研修	講師養成研修	新入社研修	部員研修 養成講座	門部員研修 養成講座 主任研修	OA推進者養成コース 実務者コース	新人職研修 技能社員研修	社内研修 品質・原備・管理・工期・安全管理・研修積等	各種委員会・研究会	EC化研修 国際化研修	目標カードの活用による個別指導	各課検討会 着工前・中間・竣工前検討会 特殊工事会	能力・特性による配置 提案活動 相互啓蒙による改善運動	ジョブローテーション	通信教育・資格取得奨励・図書紹介等	人事考課制度 昇進・昇格・処遇・配置	表彰制度 同 A	その他・部門教育支援・カワソリ

図-1 教育区分図

委員会としてとり上げられた個別の人材育成テーマについて関連部門の専門的なアドバイスや施策の立案に衆知を集めるため、下部機関として部長クラスで構成された教育専門委員会を設けている。現在は、国際化、開発事業、留学等の七つの委員会が経営目標達成のための人材育成の研究やツールの開発等を行い、教育委員長に答申・審議され、ただちに人材開発部の施策として実行に移されている。

(三) 経営計画（教育）

当社の人材開発のもうひとつの大きな特徴に「経営計画（教育）」がある。(図-2 教育推進のしくみ図参照) これは年度の教育計画を経営計画として全部門に示すものである。部門ではこれを受けて、「年度部門教育計画」を策定し実行している。更に、前述の全社教育委員会と同様に全部門に部門教育委員会を設置しており、「年度部門教育計画」はこの部門教育委員会にて審議、決定される。このような全社的な教育推進のしくみにより、ともすれば人事施策の中で「飛び地」になりがちだった「教育」を経



新任管理者を対象としたマネジメント研修

営戦略実現へのアプローチの第一歩として位置づけることが出来、「業績直結型の人材育成」を可能にしている。人材育成スタッフにとって何よりも大切なことは、長期の計画に基づいた戦略的人材育成を経営計画実現策の一環と考えていくことであろう。

更に、階層別教育については、旧来の考え方から百年一日のごとく、対象者全員をじゅうたん爆撃的に呼び集めて実施することは経営効率の足を引っ張ることになるものと考えている。このため、当社では二年前より受講者絞り込み

の手段として参加希望者を社内公募しているが、これは教育内容的に真贋を問うことにつながり、必然的にスタッフが緊張感溢れた企画・実施を余儀なくされるため、結果的に教育の「ねらいと効果」との間の距離を縮めるといふ副次的効果を生んでいる。

## 二、人材開発と人事諸制度との関連

人事管理は採用から、教育、配置(異動)、活用、評価までが一連のものとなっている。中でも人事考課については、従来から人事部門の業務の象徴となっていた。しかし、人事が「社員をやりくりすることから、必要な人材を確保し、育て上げる」ことになってきた

今では、従来のように十把一からげの群管理から社員一人一人の自主性を尊重した個別能力開発(Self Identity)へ転換を図らなければならなくなっている。このような現況に対応するため、当社では昨年人事諸制度を大幅に改訂した。たとえば人事考課に本人の

申告と面談に基づく実績評価を取り入れた。また、社員一人一人を個別に育成するため、「目標カード」「適性観察表」「自己申告表」等のツールを使って、上司との面談を通して業績目標や達成へのステップ、更には期末の達成状況確認などを行っている。すなわち、得点主義に基づく個性の伸長こそが、人材開発のあるべき姿であるとの認識に立って、社員に自主的成長の場を公平に与えることが、社員ひとりひとりのモラルのアップと業績向上や社内活性化の源であると考えることの表れである。

## 三、六二年度の人材開発の柱

当社が社員の自主性を最大限に尊重していることは、これまで述べた通りであるが、これを更に浸透するため六二年度は人材開発の対象を「自己向上意欲を持つ者」と限定した。また、経営管理の進展に歩調を合わせて、本社中心の教育体系からホロン型経営に呼応

した部門主体の教育を行うこととした。すなわち、「部門で必要な人材は部門が育てる」とこととしたのである。そして、部門教育計画の立案・推進にあたっては、前述の部門教育委員会が当たっている。ただし、その跛行性防止や実施事項の水平展開等を通して人材開発部が全社教育を統括している。もはや、企業内教育において教育イコール集合教育という構図は成り立たない。しかし一方で、教育イコール本社の人事部門が行うものとの考えはまだ残っている。企業内教育の目的を「業績の向上」に置かならば、その方策として事業の最前線が独自の固有ニーズに基づいて職制や業務を通して日常的に行うOJTこそ何よりも実効ある人材育成策であることはいうまでもない。ちなみに当社でも以前は「OJT指導員」と称する形ばかりの役割りを決めたり、「OJT計画書」などと名付けた書類を書かせて印を押し、人事部門へ提出させたりしてこと足れりとしていた「人事教育部門の自己満足」時代があった。しかし、今ではその弊害

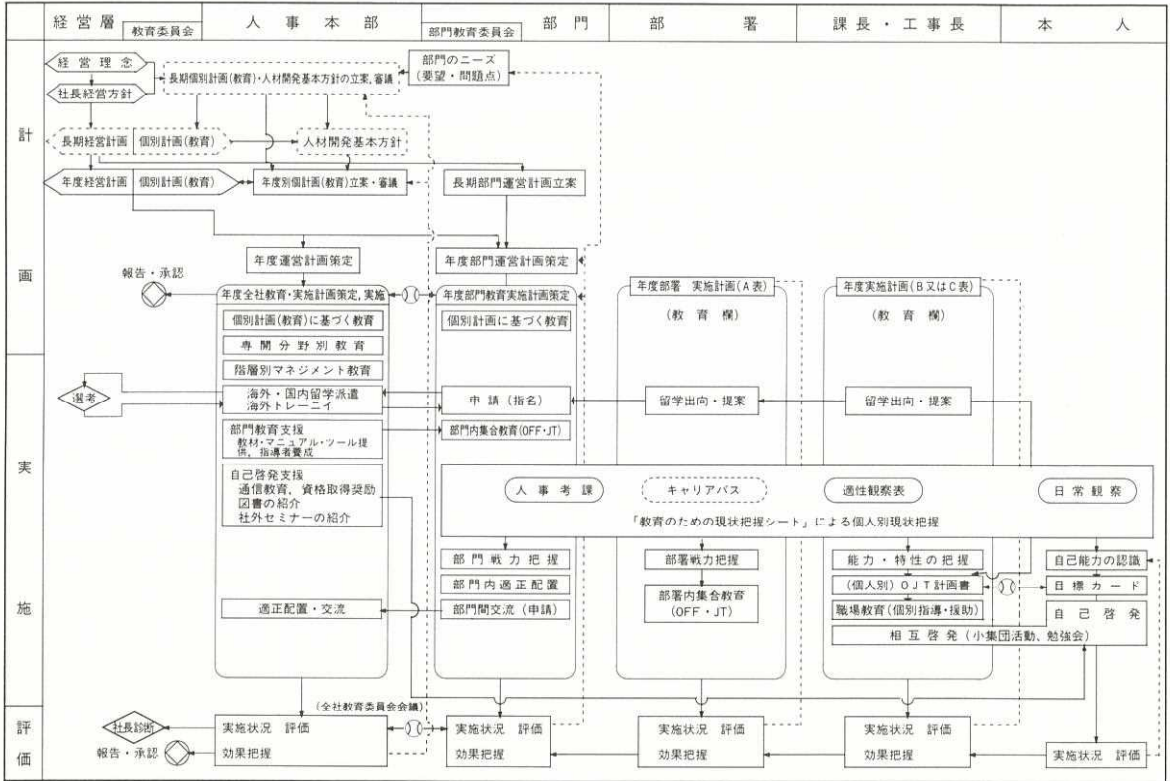


図-2 教育のしくみ図

#### 四、今後の課題

##### (一) 経営者の育成

建設産業の社員は若い時から作業所の管理に従事し、さまざまな制約案件の中で「ヒト・モノ・カネ」を駆使してプロジェクトをマネジメントすることを経験の中から学んでいる。しかしながら、それは企業の中で専門スタッフ部門のサポートを得ることが前提となつて居る。したがってこのような経験は、経営者としてのセンスや判断力の要請には役立っても、多

に気付いて、これを廃止し、より実質的な方法に変えている。OJTでは上司が部下を自分の子供と思つて真剣に鍛えようとする気迫こそが何よりも大切なのであつて、部下が苦しみ抜いた果てに自力で発見したものが最も良い。なお、六二年度の個々の具体的教育施策の内容については、末尾の六二年度経営計画(教育)の概要を参照して頂きたい。

角化や分社化による子会社の経営には直ちには転用出来ない。つまり良いプロジェクト・マネージャ長とはなり得ない。また、長い間に亘ってしみ込んだ物量至上主義や大組織の中での限られた業務経験では生き馬の目を抜くような新規分野での社長業は努まらない。

このような問題意識から六二年度は、新規事業要員を出身学科や年齢にこだわらずに早期に計画的に育成してシミズグループ全体の発展を支えることの出来る人材を確保するための試みに手をつけた。

## (二) 中高年齢者の活用

高齢者比率の上昇に伴い、社員構成が「少数高齢化時代」となると、これまでのように中高年齢者を「窓際族」などと邪魔者扱いしていたのでは、高額の人件費負担に耐えられなくなるであろう。そして中高年齢者を今までのように「再活用」することから、一歩進んで「再開発」することへと発想の転換を行わなければ、後に続く若者および中堅社員のモラル低下を招いてしまうおそれも出て来る。中高

年齢者にとって入社以来の担当業務の延長線上に適切な仕事がある場合はともかく、そうでない場合は、全く新しい仕事を用意しなければならなくなるであろう。すなわち、「中高年齢者のための職務開発」を推し進めることが求められると思う。幸い、多角化により今後の事業分野の拡大が大いに期待出来る。総合建設業としての機軸を離れない範囲での中高年齢者の職務開発は、当社ではまだ緒についたばかりであるが、何とかこれを実現したい。更に、ともすれば定年退職後の生活安定に目が向いてしまいそうな「生涯教育」についても、中高年齢者が「残った期間に業務に完全燃焼したい」と思えるような形で何とか具現化したものと思っている。

## 六二年度経営計画(教育)の概要

方針…全従業員の自己向上意欲を重視した教育により、チャレンジ目標を持つ自己完結型の人材を

## (三) 女子戦力の強化

建設産業は男の職場とのイメージが強い。しかしながら、昨今では従来からの「請負」から「事業機会注」の時代へと業容が変化している。したがって、社員にはこれまで以上に分散化・高度化した業務が求められている。そして、このことは必然的に定型的な日常業務処理を女子社員に依存せざるを得なくなることの意味する。折から男女雇用機会均等法が施行され、職業上の男女差別が原則的に禁止された。当社では業界には珍しく、従来から女子を正社員に雇用しており、新入社員研修等も男女合同で行ってきた。一般職の中の希望者を対象とした毎年の昇格試験で、女子総合職が誕生している。このように、今後は建設産業でも女子

育成する。

## (一) プロジェクトマネージャの育成

大型開発プロジェクト等に積極的に参画できるための基礎および専門知識・技術教育を事業別に行的に行っている。

社員の意欲が業績向上に大きな影響を及ぼすといっても過言ではなくなってきた。社会の趨勢に先んじて女子社員の戦力化施策を講じてゆきたい。

## 五、エピソード

これまでに述べたとおり、当社が二十一世紀にエクセレントカンパニーとして生き延びるため、経営を補佐する最重要な部門として、また経営目標実現手段の策定・推進部門として今後も他産業、他社に先駆けた挑戦的人材育成に取り組んでいきたいと考えている。戦うことしか生き残り繁栄する道はない。失敗を恐れず、果敢に智慧の勝負に挑んでいきたい。

## ■ 開発事業教育

基礎研修では、基礎的な考え方や進め方・知識を身につけることにより、従来の請負ベースと違った案件の発掘、推進に役立てる教育を行っている。専門研修では、実例を素材として、専門レベルで

の実践教育を行い、プロジェクトの推進方法、問題解決方法を身につけ、プロジェクトマネジメント能力の向上を図っている。

#### ■エンジニアリング教育

エンジニアリングプロポーザル研修は、得意先からの情報の範囲、深度を拡大し、土建・非土建の各分野に亘ってエンジニアリング受注のきっかけ作りのプロポーザルを行えることを目的としている。

プロジェクトマネジメント研修は、プロポーザルの段階から参画して得意先の事業計画実現のための知識、および社内外の組織機能を統合し、事業を推進出来る能力の向上を図っている。

#### ■国際化教育

・英会話通信教育

一定期間中の修了者に対して、受講料の半額を会社が援助している。また、受講者一人に外国人講師一人をつけ、電話での指導を取り入れている。

#### ・社内合宿研修

二週間の合宿期間中に、異文化間のコミュニケーショントレーニング、フィールドスタディーによ

る外国人とのコミュニケーション体験により「基本的コミュニケーション能力」を身につけている。更に研修後も三ヶ月間、電話等によるフォロー研修を行い、実践的英語力を養っている。

#### ・社外合宿研修

一ヶ月間の合宿中は、全く日本語を使用せずに、会話能力、聴解能力の向上を図るとともに、業務上有効な実践的ビジネス英語の習得と国際ビジネス社会で必要な知識を身につけている。

#### ・国際化研修

契約実務、海外財務、設計・見積など海外業務に関する基礎知識の習得を図っている。このほか、海外関連部門では、専門業務の教育を集合教育、OJTで独自に実施している。

#### ■営業プロマネ研修

建設業は、従来の請負形式からプロジェクトマーケティング活動が企業の盛衰を左右する時代に入っている。このため、営業関連部門を対象とし、営業プロジェクトマネージャー育成研修を実施している。

### (二)時代の変化に対応できる経営感覚の涵養

#### ■戦略研修

部門・部署の戦略および計画を立案・実施する部長クラスを対象とし、時代の変化を読み、将来を予見する能力を身につけ、戦略的考え方・方法を習得し、経営に反映させることを目的としている。研修内容は、経営環境の変化に応じて改善している。

#### ■マネジメント研修

新任管理者を対象とし、管理者としての経営感覚の涵養、必修実務知識の習得、マネジメントに必要な知識・能力の啓発を目的としている。

#### (三)留学・海外トレーニングの派遣

昭和四一年以来、計画的に海外の大学、研究機関、企業に派遣し、海外知識の習得、国際的視野・感覚の養成を図り、専門分野の技術・知識・能力の向上に役立っている。

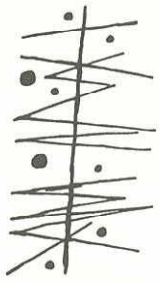
る。公募・指名の二つの方法があり各部門から毎年多数の社員を派遣している。特に五九年度から開始した公募留学制度には、毎年約三〇名が応募し、社員の挑戦意欲の喚起に寄与している。

海外留学生の留学成果は、帰国後一、三年後に本人および部門にフォローし、活用状況を把握している。

国内留学においても、六一年度から公募制を取り入れ、明確な目標を持ち果敢にチャレンジする人材にチャンスを与えている。

#### (四)総合戦力向上のための部門教育の強化

特に六二年度は、「部門で必要な人材は部門が育てる」ことに重点を置き、部門が主体となった教育を行うこととした。部門では、「人材の早期育成」「意識変革」を重点として、自部門の状況に応じて独自に計画し、実施している。



# マドモアゼルの

## 1 か月



アン・ソフィー・シッカー  
*Anne-Sophie SICARD*

(全国建設研修センターは、その業務の一貫として、国際関係への取組みが定款に示されており、従来も昭和五三年に国際関係研修の開始、昭和五六年からは外国からの研修生の受入れを開始する等、その分野の拡大に努めており、昭和六二年には、国際関係の研修として、海外研修「マサチューセッツ工科大学集中研修」、国際協力、国際交流、英文契約仕様、国際財務戦略、海外プロジェクト実務者、国際要員の各研修コースを実施するに至っている。外国人も受講者のみならず、講師や、視察のため来所される方もふえる等、国際色を増しており、職員自身にも、国際対応力の向上が望まれているところであり、種々の試みが行われている。以下はその一例で、昭和六一年六月三〇日から七月三十一日までの間、当センターに滞在したフランスのうら若き女子実習生の帰国報告手記である。)

日本の急速な経済成長がフランスで大変話題になっており、私自身の眼で客観的に確かめたいと思っていたが、今回、エセック(編者注、フランスのビジネス・スクール)の現地研修により東京に行く機会が訪れた。日本での体験を通して多くの得るところがあったので紹介することとする。

私が配属先の全国建設研修センターに着いた時、職員が、英語で、私の入る寮室に案内し、諸施設の使い方を説明してくれたが、この時は、コミュニケーションが非常に難しかった。そのうち、外出していた研修局長が戻ってきて、研修センターや私のする仕事などについて英語で説明があった。その中には、「寮室には鍵をかけること」「ノックがあった時は、誰なのかを確認すること」「見知らぬ人と酒を飲みを外出しないこと」「オーナードライバーとドライブゼぬこと」と英語で紙に書かれた助言も含まれていた。(編者注、フランスのマドモアゼルを預かるので、安全第一を心がけたものである。)東京の英文地図もあった。

私の寮室は、バスルーム、テレビ、机、ベッドなど全て備えられ、冷暖房完備の洋風個室であった。専用の自動洗濯機、乾燥機、冷蔵庫も用意されており、簡単な食事のための什器、トイスターなども備えつけられていた。食事は、隣接の建設省建設大学の食堂で支給される日



本食を箸で食べるというスタイルであり、朝食にはパン食も含まれていたが、自分の希望で朝食は自炊した。夕食は自炊した時もあったが、職員達がレストランに招待してくれることも多かった。

私の仕事は、研修センターが各研修コースで行っているアンケートの集計、そのパーセントの計算が主であった。私が日本語をしゃべれないので、仕事の内容は大変簡単なものが配慮されており、アンケート文の漢字理解を必要とせず、また、漢字そのものを数えたりするようなことも必要のないように仕組まれていたが、漢字文書のせいか、慣れないうちは眼や頭が疲れることがあった。この仕事の他、各研修コース開始前に行う教室内各机へのテキスト配布、研修実施要領を発送する時に使う封筒宛名書き機の操作や、法令集の差し換え等もあった。

私の事務机は事務室の真中に用意しており、職員皆親切で、仕事の合間に私に声をかけてくれた。話題は色々であり、何人かは英語をしゃべるのが難しい人もいたが、皆、私に英語で話すように仕向けられていた。職員とディスカッションしているうちに、研修センター側の意向として、職員達に、外国人と話すこと、英語を話すことに慣れさせようとし、フランス人の慣習や心理に親しませようとしていることが段々に分ってきた。これは、一種の文化交流であった。私はフランスについて語り、職員は日本の

風習を示してくれた。

また、私の滞在中に、私が日本の多くの側面を発見できるように計画されており、都心で開かれた講師打合せ会議に出席することによって、日本のビジネスの進め方の実状を知るという経験もした。この時の講師達は日本の大手ゼネコンに所属する人達で、英語で意見を交換することもできた。その他、研修センターで実施する研修コースの実地見学に同行したり、建設省建設大学校職員とのミーティングや、研修センター職員がかわるがわるビール工場、自動車工場、神社、博物館、伝統的日本人屋の見学に案内してくれるなど、全てのことが大変興味深かった。お茶汲みも経験し、お茶を用意している間のおしゃべりも互いに語り合う機会をふやすのに役立った。

勤務時間外にも、道場での居合道見学、自分の手を使っての陶器作り、家庭訪問、能、オーケストラ、テニス、水泳、ボウリング、クッキング、居酒屋など、楽しい経験をすることができた。

これらの事は、全て研修センターの関係職員の努力によるものであり、お蔭で私は完全に日本に同化し、日本の人達に非常によい印象をもった。

日本人は組織的な人達であり、また、物事をきちんとする人達であることが分った。たとえ、私の滞在期間中、私のすべき事のスケジュー

ール化、それへの対応のための各職員への作業割当て、前述のようなイベントで外へ出かける時のイベントについての内容、場所、正確な出発到着時間の提示にこの事がうかがえたし、研修センターの実施している研修でも、各受講者にナンバーが付されていたり、教室で受講者の座席が定められていたりする事にもその感を持つた。

日本人達は集団指向であり、かつ、仕事を大切にする。日本人は勤務時間外も仕事仲間とつき合い、しばしば一緒に飲みに行く。

また、日本人達には、人を受け入れる時のすばらしい心配りのセンスがある。外国人への対応の仕方など、私の行動モデルとなった。

日本が経済的に成長し強くなった理由が分った。フランス流のやり方について考え直さねばならぬと思った。

今、私は日本に戻りたいと感じているし、日本とコンタクトした仕事をしたいと思っている。私は、フランスの学生達に研修センターでの実習を推薦したい。

~~~~~

(編者注。本文は、エッセック Ecole Supérieure des Sciences Economiques et Commerciales 日本連絡事務所の了解を得て掲載した。日本語への翻訳にあたっては原文の趣旨に従っているが、読者の理解のため加筆している。なお標題は編者がつけたものである。)

新人類型土木工学百科事典開発考



データベースシステム

…新人類型土木工学百科事典…の構想

(前回のつづき)

- エキスパート・システムは、既に開発されている「コンクリートびび割れ診断システム」、「建設工事災害予知情報システム」、「建築法規コンサルテーションシステム」、「水力鋼構造物の寿命予測システム」などのように、対象範囲をかなり絞ったものでなければ、ハード・ソフト両面から見ても現時点では開発が困難である。これは、現状の技術でシステム化可能な対象範囲が次の条件を満足しなければならないとされているからである。
- ① 数値計算よりも記号処理が主体
  - ② 重要で価値がある問題
  - ③ 限りなく発散することがない問題
  - ④ 約二百程度概念、語彙数
  - ⑤ 人間が三時間程度で解ける問題
  - ⑥ 知識に対して一般的合意がある

⑦ 評価用データが存在

⑧ 組み合わせ問題の解決的性格

⑨ 対話の効果的利用

⑩ 段階的成長が可能

エキスパート・システムの基本構造は、図1-3に示すとおりである。

知識ベースは断片的な知識をモジュールとして多数集積したものである。FORTRANなどの手続き型言語でプログラムする方法にも、知識(論理)は含まれているが、プログラム内に一体化されており、知識活用に柔軟性が無い。知識ベースはそれを利用する推論エンジンから独立しており、知識の修正・拡張などメンテナンスが容易に行える。この知識を表現する方法としてプロダクションシステムや黒板モデル・意味ネットワーク・フレームなどがある。推論エンジンは、問題が与えられると知識ベースから知識を動的に選択、組合わせて問題解決を行うもので、多くは三段論法を基本として

いる。

知識ベース管理機構では、知識の獲得・管理を行い、システムを自動的、あるいは半自動的に成長させる。機能としては知識ベースに外部環境の知識を取り込み(同化)、外部環境の知識に適合するように知識ベースを修正し(調節)、知識ベースを同化と調節によって外部環境に適応させることが必要とされる。

本エキスパート・システムでは、開発が先行するデータベースとの関連を重視している。

「現場施工に際し、事前に対応すべき事項などを推論機構により提供する」システムは、先述した土木技術知識ファイル・土木施工管理知識ファイル(以下、土木知識ファイルという)のデータを共有できる環境が最良である。

しかし、土木知識ファイルはその知識片(画面イメージ)を辞書の項目、すなわち読み物として提供するため、文章としてある程度の字数(四百字以内)を有している。目的が問題解決ではなく、知識の再確認や自己学習にあるため、情報提供に際し文章表現(文字列)というかたちをとったほうがユーザに対するインターフェイスが良くなるわけである。

エキスパート・システムでデータとして保存される知識ベースは、たとえばIF-THEN形式で記述できる記号処理が可能なもので、一連の文章というわけにはいかない。

逆に、土木知識ファイルを全て記号処理可能な形式で入力しておく方法も考えられるが、今度はその人が読むのに耐えられる文章にシス

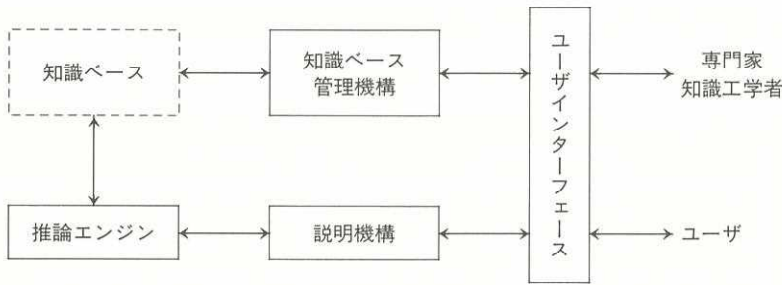


図-3 汎用エキスパートシステムの基本構成

テムが自動的に仕上げるようにするのが至難のわざなのである。このユーザ・インターフェースは、システム側が語学体系を理解していなければならず、それ自体でも立派なエキスパートシステムになってしまう。

また、レコード共有環境にストップをかけるのが、知識の興行きである。

土木知識ファイルは、一般的・普遍的知識ということからもわかるように広く浅い知識の集合であるが、エキスパート・システムは対象範囲が限定され、専門家をサポートするわけであるから、狭く深いものになる。当然同じ土木という分野を扱う以上、根本的には論理構成が異なるわけではないが、現時点ではどうも接点が見つかからない。ただし、エキスパート・システムを構築していくには、土木知識ファイル構築の際に行う知識片の作成、その項目選定及び関連事項選定などによる体系化といった作業が役立つことは間違いない。

以上二つのシステム本稼働を目指し、当研修センター内に研究・開発プロジェクトチームを設け、五箇年計画(案)を策定した。

—— 五箇年計画(案) 概要 ——  
 図-4に示す五箇年計画(案)を以下に説明する。

(1) ステージ1……調査研究

① データベース(以下、DBという)、エキスパートシステム(以下、ESという)等の現状調査……内外の文献調査及び資料の収集を行うとともに、実際に稼働しているシステムなどを調査する。また、ハード・ソフト等コンピュータ業界の流れを常に把握し、本システム開発向上に努める。CD-ROMなどは、システム自体に大きく影響する可能性を秘めている。(オフラインの情報提供、ビジュアル化等)

② DBの研究……データベース事業実施のため、経済性・サービス・ネットワーク・ハード・インターフェイス・教育的効果等システム稼働に影響する問題点について検討する。

③ ESの研究……現時点でのES構築ツールの限界を踏まえ、現状調査とあわせてメーカー等との接触を密にし、本システムへの導入の可能性を検討する。

(2) ステージ2……DB実施計画  
 ① 構築方法の検討……DB構築作業のため、知識の体系やDBMS(データベース・マネージメント・システム)等の検討を行う。

② システム開発体制の確立……当研修センター内外の協力体制を確固たるものにし、システム開発を円滑に進めていくために、システム開発体制を確立する。特に建設省・JACC(財)日本建設情報総合センター)とは綿密に打合わせを行うものとする。

(3) ステージ3……DB構築作業

① 知識ファイルの作成……「土木知識ファイル」について、ワーキング・グループにより分野別に最終画面となる知識片を作成し、その分類・構造化を行い分野別委員会によりその内容について審議してもらう。

② コンピュータライズ……体系化された知識を電算処理系に導入しデータベース化を行う。なお、この段階の前に体系化された知識の一部をケーススタディとして、パソコンレベルのシミュレーションを行う。

(4) ステージ4……ES実施計画

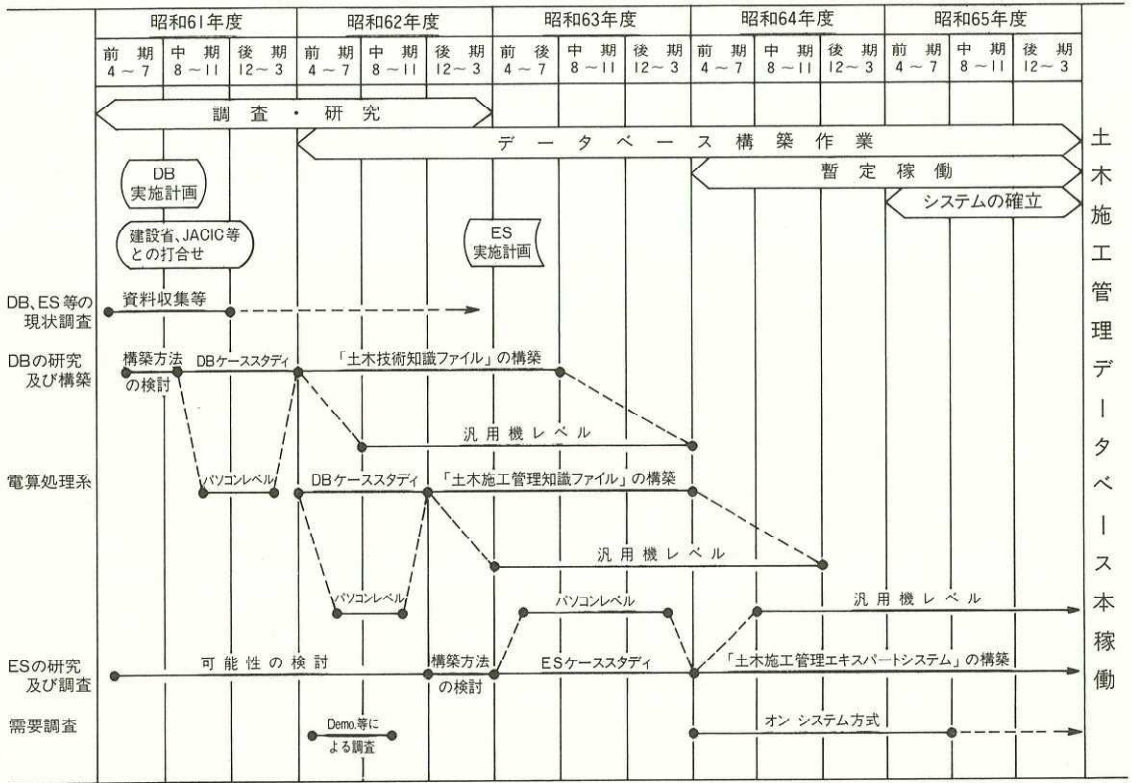


図-4 五箇年計画(案)

- ① 需要調査………パソコンレベルのケーススタディを使ってデモンストレーションを行い、できるかぎり多くの対象者に対して需要調査を実施するとともにPR活動も兼ねる。
- ② ESの検討………最新かつ最良のツールによる構築方法の検討を行い仕様を定める。
- ③ システム再考………需要調査結果を解析し、システム全体を再検討する。
- (5) ステージ5………暫定稼働及びシステムの確立
- ① 双方向需要調査………暫定稼働を行いなから今後のシステムメンテナンス及び向上のため需要調査を行う。
- ② ESの構築………「土木施工管理エキスパート・システム」のプロトタイプングを行い、KE (KNOWLEDGE・ENGINEER) を交えて、電算処理系に搭載する。
- ③ システムの確立………本稼働へ向けて諸問題を整理、解決し、実施計画の修正を行なってシステムを確立させる。
- この五箇年計画(案)には不確定要素が多々あるため、視野を広く持ち軌道修正を随時行なっていかなければならないであろう。
- 参考文献
- サイエンス社「Computer Today」昭和61年1月号No.11
- 大須賀節雄編著「知識ベース入門」昭和61年4月

## 平泉郷土館完成

## 伝統文化の里づくり



岩手県・平泉町企画課長

菅原孝治

平泉町には、国の無形文化財に指定される毛越寺「延年の舞」をはじめ、神楽、念仏踊り、鹿踊りといった伝統芸能が多数伝承されているが、近代社会の構造上の変化や、農村の近

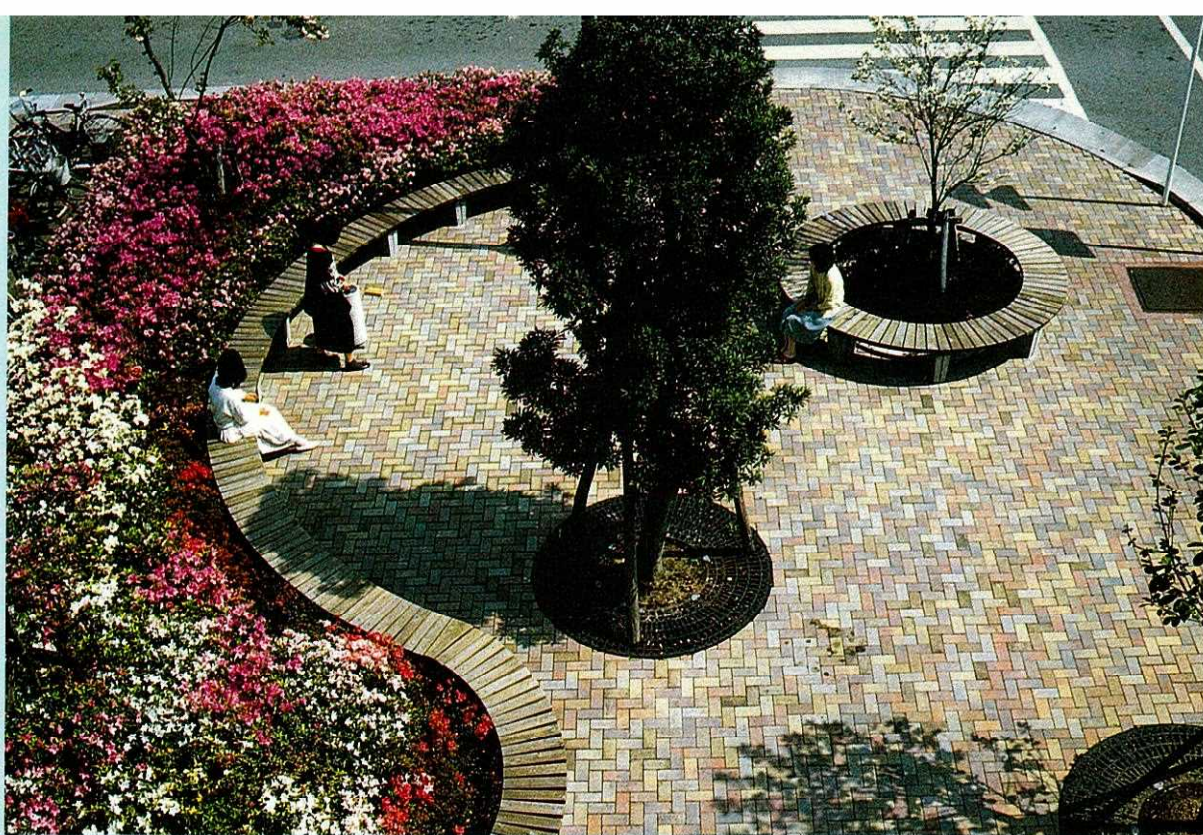
代化に伴い、伝承活動の場所、人材の確保が難しくなり、このままでは永い歴史を持った伝統芸能の多くが失われる恐れが懸念されるに至った。そのため町では当圏域伝統文化発祥の地として、伝統芸能の伝承保護の方策を模索していた。その折、国の三全総に基づく定住構想の推進を図るため、中核施設の整備及び地域行動を支援する施設等の整備に助成し、ゆとりと活力ある地域社会の形成を目的とした「田園都市構想モデル事業、地域行動推進事業」の一つとして発表された「伝統文化の里づくり」事業の理念が、地域の風土に根ざした伝統ある文化・芸能等を活性化させ、地域文化を高め、圏域づくりを推進するものとなっており、当町で意図するところであったので、直ちに事業採択を要望し、昭和五九年度採択をいただいた昭和五九年度において測量調査及び実施設計、昭和六〇、六一年度建物及び外構工事を施工し、昭和六一年一月一日開館した。

保存、調査、研究を行い、その成果をわかりやすく展示し、公開するための施設で、伝承館に併設し、寄棟屋根として古都平泉のイメージが表現されている。また、屋外には特別史跡毛越寺の飛地として「花館遺跡」があり、この遺跡を保存整備した史跡を中心に、野外ステージを設置し、適宜に伝統芸能を上演して圏域各地の人々の交流交歓の場として活用を図り、また、訪れる人々が平泉の全景を楽しみながら散策できる史跡公園として活用される。

この三つのゾーンの機能が総合的に作動することにより両磐圏域住民（一市六町二村）が一体となった地域行動が展開され、地域コミュニティが醸成された魅力ある文化圏が形成されるところに、他の芸術文化活動の発展のみならず、経済分野における活性化まで波及効果が及び、圏域全体の発展に大きく寄与するものと期待される。

## 〈建築の概要〉

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 名称   | 平泉郷土館                 |
| 所在地  | 平泉町平泉字花立44            |
| 構造   | R C造り、一部地下1階<br>地上2階建 |
| 敷地面積 | 11,139.0㎡             |
| 建築面積 | 1,404.2㎡              |
| 延床面積 | 1,735.3㎡              |
| 総事業費 | 366,358千円             |

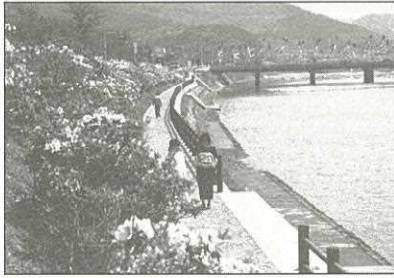


▲ インターロッキング舗装された憩いの場「緑の駅前広場」(水俣市)

▶ 四季の道の起点、水と緑の出会いのスペース「みずの広場」(大垣市)



# 事例報告



水俣市



大垣市

## 今、よみがえる水俣

### 季節感あふれるまちづくり

小島憲二

(水俣市  
政策審議員室長)

#### 一、はじめに

水俣市は、ご承知のように公害の原点として知られていますが、現在、患者救済、環境復元、地域の再生、復興に向かって、国、県、市一体となって取り組んでいるところであります。

環境の復元については、昭和五十一年以来、水俣湾を中心に、水俣病発生の原因となった水銀ヘドロ（一五五立方メートル）を処理する世界最大の公害防止事業（港湾、漁港、水路事業費五〇二億六千万円）が行われており、昭和六四年度には完了する見通しとなっています。この事業の進捗が大きな弾みとなって、若い市民の人たちを先頭に、全市あげて、新生水俣のまちづくりへの気運が高まってきました。

水俣湾のヘドロ処理が完成しますと、五八へ

クタールの広大な埋立地ができることになりました。昭和六七年度を目途に、この埋立地において国際的なイベントの開催と、その後の有効な利用方策について、今、検討が進められています。また、水俣港湾の整備と併せて、海陸一体となった海辺のまちづくり、水俣港湾マリン・タウン・プロジェクト計画も着々と進められています。

これらのプロジェクトに呼応した形で、都市環境の整備事業の一環として、しかもまちづくりのベースとなる事業として、「花と緑のまちづくり」を進めているところであります。

#### 二、背景

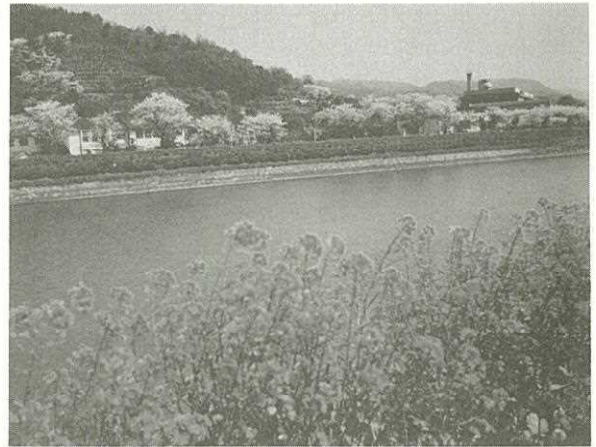
今、水俣には爽やかな風が吹いています。この風をまちづくりの風と呼んでいます。

水俣が歩んできた道は、平担なものではありませんでした。現在、市の人口は三万七千人であり、明治の後期にチソンが進出し、それまでの農漁村から急速に近代工業都市へと移行してきましたが、昭和三〇年代に入り、中核企業の構造転換により急激な人口減少をきたし、同じ頃、世界に類をみない水俣病が発生し、公害の原点としての苦悩を背負うこととなりました。

このように、地域の社会、経済が著しく低迷している状況のなかから、水俣再生への思いが一つになって、水俣をこのままにしてはならない、どうにかしなくてはという切ない市民の悲願のようなものが揺れ動いているとき、水俣・芦北地域振興計画が策定され、一方、国土庁の指定を受けた「花と緑の都市モデル地区整備事業」をきっかけに、まちづくり市民運動が、若い市民を中心に活発になり、爽やかな風を呼んでいるのです。

## 三、まちづくりの理念

「水俣は一万年前から住み良い地方だった」と言い伝えられています。本市東部の高原の石飛地区に、すでに祖先の定住遺跡が残っているからでしょう。これから先も、水俣が住み良い地であり続けるために、二十一世紀を展望した花と緑を軸とする潤いと個性のある快適なまちづくりを、五つの視点と十の特色にまとめ、各



満潮時の水俣川と川べりの菜の花

事業を展開することとしています。

自然と風土、歴史伝統文化、市民活動、都市の潤いおよび都市の構造の五つの視点から、地形の変化の多様性、変化に富む植物相、日本の工業化社会の縮図、知的香り高いまち、スポーツ活動を通じた地域の連帯、環境美化運動の高まり、緑豊かな美しいまち、四季の色彩感あふれるまち、活発な産業活動を支えてきた都市、ならびにコンパクトにまとまったわかり易いまちが浮き彫りになりました。

「水俣の特色ある、個性と魅力あふれる地域資源を再確認して、これらに磨きをかけて際立たせる」ことを基本に、水俣の水、水俣川の

の恵み、市街地内の水路、その水と照葉樹林の緑、そして四季折々の花々を生かし「季節感あふれる歳時記のまち」を目指して、「花と緑の快適なまちづくりマスタープラン」を策定し、まちづくりが推進されているところです。

## 四、まちづくりの事例

花と緑を基調にまちづくりを進めるため、水俣の原風景を地域ごとに把握することから着手し、熊本県と鹿児島県の県境（当市は熊本県最南端に位置する。）付近の国道三号沿線、駅前などのノード（結節点）の修景や通りの緑化を計画的に進めることにしています。

### 〈緑の駅前広場〉

JR九州鹿児島本線の水俣駅前広場を水俣の表玄関にふさわしいものにするため、最初のモデル事業として市の木サクラ、市の花ツツジを基調にクス、ケヤキを植栽し、オータムカラーのインターロッキングで舗装しています。（昭和六〇年度事業、事業費二千二百万円、高木二五本、低木二、〇一七株、ベンチ四基）

### 〈水俣川水中公園・川べり散歩道〉

水俣川（二級河川）は、湯出川と合流する付近に潮止め堰があります。その堰の下流から河口までの約一キロメートルが市街地の中心部を貫流しており、市民生活へ潤いの場を提供しています。



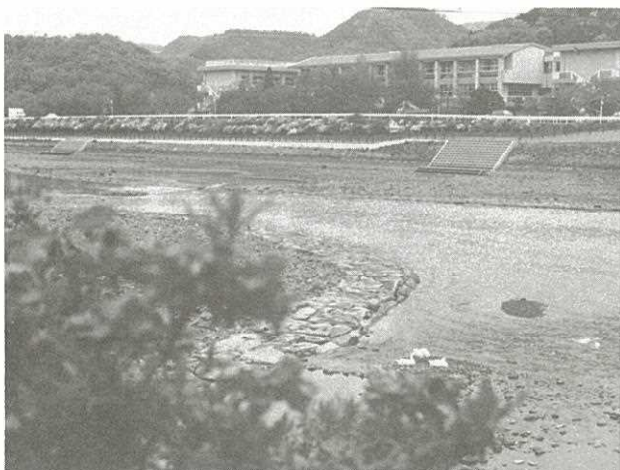


水俣の表玄関にふさわしい  
緑の駅前広場

アヒル、ガチョウ、黒鳥などの水鳥は、今まで干潮の時は河原の上をヨタヨタと歩いていました。そのため、川の中に川をつくり、水を集めて流れをつくり、常に水鳥が水の中を泳げるようにすると同時に、市民の水辺の遊び場をつくったものであります。花と緑のまちづくりに呼応して熊本県により施工され、同じく堤防の川側に散歩道が整備されています。(昭和五九〇一六一年度事業、事業費一億二千三百万円、延長三百メートル)

〈港への緑道〉

水俣港は、県南の重要港湾であります。現在、水俣湾のヘドロ処理事業により、五八ヘクタールに及ぶ埋め立てが進められており、将来、水俣再生への拠点の一つである港と市街地を継ぐルート、延長約五百メートル、幅員約十メ



水俣川水中公園・川べり散歩道

ートルの緑道として整備し、つる植物をはわせたゲート、満潮時には水を湛える池、通路部分の木レンガやソイル舗装の道をつくり、親しみやすい雰囲気のある市民の憩いの場となっています。(昭和六〇〇一六一年度事業、事業費一億六千四百万円)

〈親水広場〉

水俣川堤防沿いの水路を、幼児も安全に遊べる親水公園として整備したものです。これまで市立体育館の裏手にあり、市民の目があまり向けられていませんでしたが、川沿いは、朝夕の市民の散歩道として親しまれており、また、近



花と緑の親水広場

くの公園で遊ぶ子供たちも多く、旧河川敷であり、水俣の地名の発祥の地点と言われているところに、親水性を強調しながら整備したものです。(昭和六〇〇一六一年度、事業費二千九百万円、高木五九本、低木二、〇一〇株、水路延長七〇メートル、幅三メートル、自然石二五〇トン)

## 五、むすび

二十一世紀を展望し、「環境文化都市」の実現を目指す本市では、市民の間でも、まちづくりへの関心が高まり、「さざんか通り」や「た



「たいさん木通り」の一角



さざんか通り

いさん木通り」、さらに「蘇峰の道」といった市民参加による街の緑化が進められ、またボラティアアでメンテナンスに従事するという動きも出てきました。

今後、こうした市民の理解と協力を得ながら、余裕時間の10%を草取りや道路の清掃などの環境美化にあて、あるいは住宅建築費の10%程度は、たとえば植栽、絵、彫刻、インテリア等文化性のある生活空間の充実に振り向ける「環

境文化10%運動」を展開し、さらに「花と緑の維持管理公社」を設け、「緑の床屋さん」、「花の美容師さん」など維持管理システムをつくらうとしています。

このような活動がきっかけとなり、「シエイプアップマイタウン計画」が、国の認定を受けるなど、今、水俣では、二十一世紀へ夢を託しながら、活力ある快適なまちづくりへの新たな第一歩を踏み出したところだ。

## 水と緑のまちづくり〜大垣市〜

### みずとの交流を深め みどりを演出する

若園 範夫

(大垣市  
企画広報課長)

#### はじめに

大垣は古くから城下町として栄え、現在でも岐阜県南西部、大垣地域モデル定住圏の経済・文化の中心として重要な位置をしめる都市である。大部分が平地で、揖斐川・水門川など一四の一級河川と多くの中小河川が貫流し、地下水

も豊富で「水都」と呼ばれている。

この大垣をはじめ、揖斐・長良・木曽川流域の平野部一帯は「輪中」を形成しており、輪中特有の住民気質や生活風景を生み出している反面、たび重なる洪水に悩まされ水との闘いの長い歴史をもつ地域である。

一方、大垣の河川は、鉄道の開通までは重要な舟運の交通路として使われ、また農地への灌

漑用水としても役立ち、河川を中心とした「水」とそれをとりまく「緑」がさまざまな形で市民の生活とかかわりを持っている。

このように、永く培われた水とのかかわりは、本市のまちづくりにおいても同様で、水を御し、水を利用することが永年の課題であった。

そのため、モデル定住圏計画や新広域市町村圏計画においては「水との調和」を、本市第二次総合計画では「水とのふれあい」を高めるまち

づくり」を提唱し、これを実現するための種々の施策に重点的に取り組んできた。

こうした中において昭和五七年、全国でも数少ない国土庁の水緑都市モデル地区整備事業の指定をうけ、「みずとの交流、みどりの演出」をシンボルテーマとする個性豊かなモデル事業と、この事業を補完する本市単独事業としての橋梁高欄修景整備事業の「水と緑のまちづくり」に着手することとなった。以下に事業の概要を紹介する。

## 一、水緑都市モデル地区整備事業

### (一) マスタープランの概要

水緑都市の都市像は、その都市のもつ個性と魅力からつくりだされるものである。水緑都市大垣は、「輪中」にみられる水との闘いや、地下水の恵みを歴史として、また沿道や市街地を色どる緑を生活のうるおいとして、まちづくりに生かしていかなければならない。そういった意味において、永く培われてきた水都大垣の伝統を現在の生活文化のなかで再構築して、「水からの安全確保」を最大の目標としつつ、「親水性」を重視した水辺のアメニティを高めるための施策を次の三つの柱に沿って展開するものである。

○ 伝統文化を生かして都市の水辺をデザインする

市中心域の水門川沿いを都市散策ゾーンとして、市北域にある旧中山道・旧赤坂港周辺を伝統文化ゾーンとして整備する。

○ 人々の出会いを火と緑の空間に創造する  
市中央域を流れる杭瀬川河川敷（水都ビバーク）をレクリエーションゾーンとして、市東域にある総合体育館・揖斐川河川敷周辺をスポーツゾーンとして整備する。

○ 水生動植物とのふれあい  
河川の貴重さを  
知る

市北域にある曾根ノ池（自噴の池）・北方町自噴井地域を自然風土ゾーンとして、市南域にある杭瀬川下流・米野ノ池周辺を自然観賞ゾーンとして整備する。

### (二) モデル地区パイロット事業

マスタープランにもとづき、先駆的に整備を進める必要のある事業をパイロット事業とし、中心市街地に位置する都市散策ゾーンとしての



みずの広場

水門川中心地区をモデル地区に選定し、昭和五八年から三カ年をかけて次のパイロット事業を実施した。

### ○ みずの広場整備事業

市中心域、貴船神社前の水門川沿いに、四季の路の起点、また水と緑の出会いの場としての「みずの広場」を建設した。

水の都にふさわしい都市の顔づくりというこ  
とで、親水性を重視し、水辺のアメニティを高  
めるための特徴を持たせている。特に、水門川  
護岸を直径約二〇mにわたって水面まで掘削し、  
本市のかつての名物「自噴泉」をほうふつさせ



水門川プロムナード

る落差四・五mの人工滝と直径八mの親水ステージ等を設けた。この親水ステージは、水門川の水量が増えると水没するという特異なものである。(昭和五八年度実施)

○水門川プロムナード整備事業

昭和五八年度完成した「みずの広場」に隣接する水門川沿岸に、買物客や来訪者に個性と魅力のある水と緑の空間を提供する快適で安全な散策路の「水門川プロムナード」を建設した。みずの広場から駅前通りの新大橋までが一体的に整備できるため、統一したデザインとして、歩車道はカラー舗装仕上げで段差をなくし、特に車道はスピードを時速二〇km以下にダウンするよう蛇行曲線を取り入れた。また、現存する露店・屋台は、市民の人氣が高いため排除せず、プロムナードの中の一定区画に移して周辺の環

境に調和する配置とした。(昭和五九年度実施)

○四季の広場整備事業

史跡奥の細道むすびの地・旧船町港の隣接地に、水門川遊歩道「四季の路」の中継広場とする「四季の広場」を建設した。

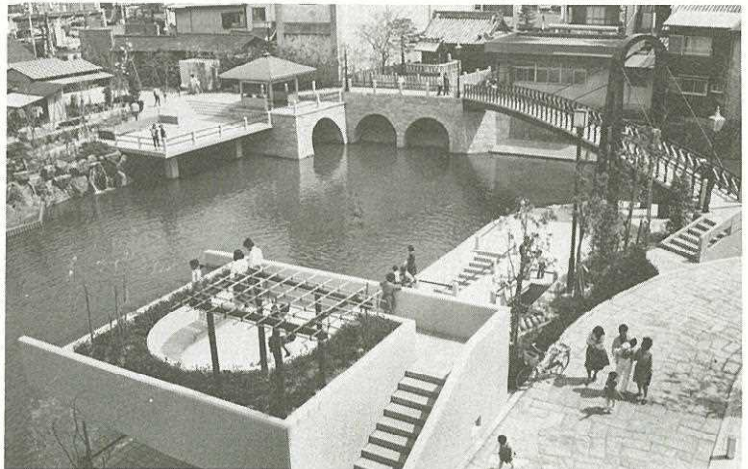
水都の象徴である自噴泉を源とするせせらぎのある小川や、幅五・四m、高さ四・五mの滝のトンネル、兩岸を結ぶ長さ二八m、幅二mの吊橋方式の歩道橋、四季の草木を配した溪谷の淵を表わす岩場、水門川に泳ぐ錦鯉が観賞できる四阿等を設けている。(昭和六〇年度実施)

一一、橋梁高欄修景整備事業

市中心域を縦貫する水門川は、古くは大垣城の外濠であり、また舟運交通の要として、歴史的に重要な位置を占めていた。今では錦鯉が群遊し、奥の細道むすびの地・旧船町港住吉灯台等の史跡をはじめ、沿岸には「四季の路」、「みずの広場」、「四季の広場」等が整備されている。

この水門川の市街地部分二・二kmには、大小二〇を超える橋があり、水緑都市モデル地区整備事業とあわせて、水都の魅力をより高めるため、これらに架かる橋の高欄修景整備を進めてきた。

現在では、交通手段としての橋から出会い、語らいの場へとかわり、四季折々にみせる木々



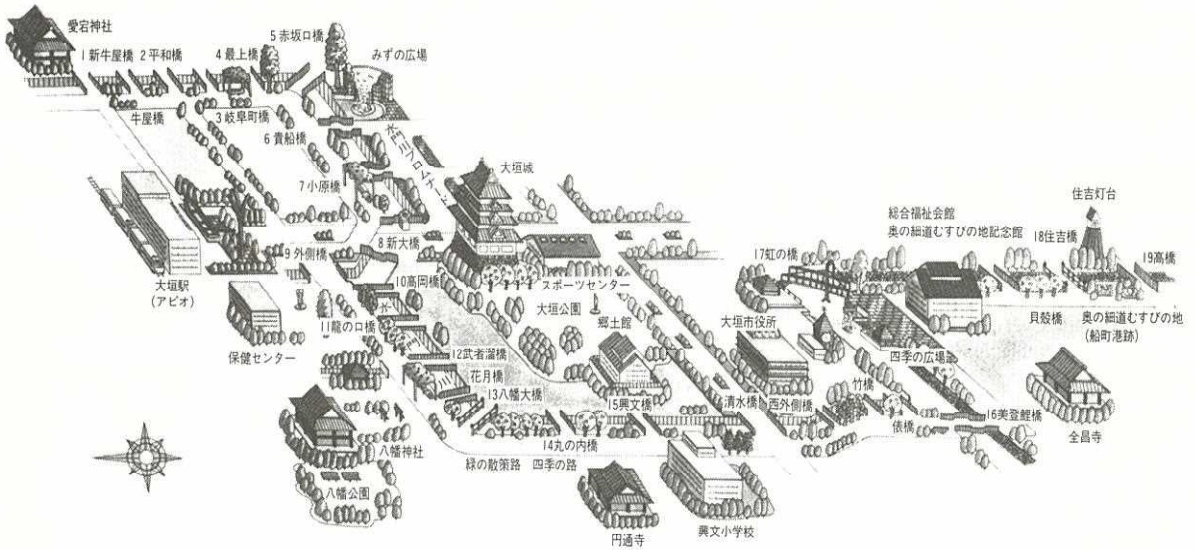
四季の広場

の色どりや群遊する錦鯉とともに、周囲の景観と調和した高欄が、散策する人々を一層楽しませていく。以下に修景整備した高欄の主なものを紹介する。

○外側橋

欄干の両側に鯉が四匹ずつ描かれた橋で、角度によって鯉が見え隠れして、泳いでいるように見える。また、歩道には鯉のウロコ状にタイルがはめ込まれている。

■橋梁高欄修景整備位置図



外側橋

○龍の口橋  
大垣城の辰ノ口門跡であるため、けやき造りをコンクリート擬木で表わし、親柱には橋名にあわせて龍の彫刻を施している。

○武者溜橋  
龍の口橋の下流八〇mに架かる橋で、高欄笠木部には大垣藩主戸田の殿様の行列をエッチングで描き、親柱には大垣城の角櫓を模したプロンズを載せている。



虹の橋

○虹の橋  
水緑都市モデル地区整備事業により四季の広場内に建設したもので、広場の両岸を結ぶ鋼製の斜張橋である。塔の中央部には音のモニュメントが取り付けられ、美しい音色を奏でる。橋名は市民公募で「虹の橋」と名付けられた。

○住吉橋  
舟運交通の要となった船町港跡に架かり、奥の細道むすびの地・住吉灯台の史跡に隣接することから、周囲の景観と調和させたコンクリート擬木の擬宝珠の橋である。

## 文字で表すことのできない 心の高まり

星 伸之

(宮城県建築指導センター)

今回の研修は、カリキュラムの講義が非常にまとまっていたと思う。特に設計演習等の組み方は、大変よかった。できればもう一日ぐらい日数をふやし、図面の要求内容をさらに深くしてもよいようにさえ思う。アークヒ

## 設計に対する考え方、工夫が 今後の仕事に役立つ

深澤 秀太郎

(磐田市)

研修をうけて第一によかったことは、日本の建築界の中で第一線級で活躍しておられる先生方や建設省の課長補佐クラスの方々の講義を聴けたということである。

今回の研修で日本の建築界の情勢や動向を肌で感じ、また直接、先生方の設計に対する考え方や実際の設計上の工夫等を聴くことができたことは、我々のように地方で働いている者にとって非常に有意義な研修であった。さらに、インテリジェントビルや省エネル

ルズを見学したときには、都市建築の感覚が伝わってきたようで、ある種の恐怖さえ感じた。

講義以外でも、各地の研修生と話す機会に恵まれ、日頃の忙しい仕事を忘れて、とても充実した毎日をご過ごすことができた。

地方へ帰り、再び忙しい日々を過ごすことになるが、今回の研修で得た、文字では表しきれない心の高まりを忘れずに、執務につくつもりである。

機会があれば、また参加したい。

ギー設計等、最先端の技術がカリキュラムに含まれていたのも勉強になった。建築に関するものの考え方、知識を得たということは、今後の仕事の上で役立つことが多いと思う。十数年ぶりの長期の宿泊研修、しかも、家族から離れた団体生活であったが、たいへん楽しく過ごすことができた。

## 設計演習で学んだことを 今後の計画に生かす

谷 俊平

(法務省)

今回の研修に参加して、たいへん勉強になった。とくに設計演習で学んだ基本的な計画の手順は、今までの自分の計画の立て方と大

きく違っており、今後の計画に生かしていきたいと思っている。

建築設計計画の講義では、ニューヨークのマンハッタン等の街並について話があったが、機会があればぜひ見に行ってみたい。建築的に調和のとれた都内の原宿のブルームス通りを紹介され、実際に見学してみた。舗道と建物と街灯が良く合っており、自分でもこういう仕事をやってみたいものである。ただ、省エネルギー設計は理想的ではあるが、今の自分の部所での実施は難しいような気がする。

最後に見学したアークヒルズは、すばらしい町だった。近いうちにまた行ってみたいと思っている。

## 設計したことのない 課題に挑戦

吉武 貴彦

(天分市)

長いと思っていた研修も今日で終わる。日ごろ、聞く機会の少ない建設省をはじめ、大学の先生方の講義を受け、また、他都市の人達とも交流することができ、意義ある十日間だった。

防災設計、設計計画等の講義では、建築物の写真や図面をスライドによって説明され、

さらに設計上の考え方・体験談を聞いたが、たいへん参考になった。また、設計演習では、実際に多目的室を持つ美術館という、今まで設計したことのない課題に挑戦し、指導を受けながら夜遅くまでかかって書き上げるといい経験をした。

一日の授業を終え、夜は同室の人達と役所の仕事の内容や建築のことなどを語り合い、いろいろと知ることができたことも非常に意義があった。

### 自分を見直す良い経験

長谷川 繁

(八王子市)

私は今回、初めて十日間という比較的長期研修に参加し、全国各地から集まった人達と一緒に学ぶことができた。

今回の研修は、講師の方が日本でも一流の方ばかりで、建築に関する考え方や建設省の動き等をわかりやすく講義していただいた。

市役所の職員として、今まで建築に関して十六年間働いてきたが、「建築家」としては満足できるようなものを今後残していかなければならないことに気づくなど、今回の研修は自分を見直す意味でもたいへん良い経験になった。

### 講義はもちろんだが、 研修生との交流にも実り

桃井 保

(飯島設計)

私は、これまで民間で設計の仕事をしてきたが、今回、研修の中で設計演習をやった感じたことは、プランなどに今までとは違った考え方があり、今後、設計をやっていく上で

| 月<br>日 | 曜<br>日 | 午 前              | 午 後                   |
|--------|--------|------------------|-----------------------|
|        |        | 教 科 目            | 教 科 目                 |
| 第1日    | 水      | 特 別 講 話          | 設 計 演 習 (1)<br>(課題説明) |
| 第2日    | 木      | 建 築 の 防 災 設 計    | 建 築 設 計 計 画 (1)       |
| 第3日    | 金      | 建 築 構 造 設 計      | 建築基準法の<br>チェックポイント    |
| 第4日    | 土      | 設 計 演 習 (2)      |                       |
| 第5日    | 日      |                  |                       |
| 第6日    | 月      | インテリアデザイン論       | 建 築 の 色 彩 設 計         |
| 第7日    | 火      | 設 計 演 習 (3)      | 設 計 演 習 (4)           |
| 第8日    | 水      | 建 築 設 計 計 画 (2)  | インテリジェントビル<br>の設計     |
| 第9日    | 木      | 省エネルギー設計         | 見 学<br>(アークヒルズ)       |
| 第10日   | 金      | 設 計 演 習 (5) (講評) |                       |

(注) 感想文の標題は編集部でつけたものです。

たいへん勉強になったということである。もっと設計演習の時間を増やしてもらいたい。設計の大事さなどについてさらに話し合いたいと感じている。  
また、十日間いっしょに研修を受けた人達との交流により、各県、市の考え方を知らると同時に、仕事をはなれた面での話しにも実り多いものがあった。研修が終わりに近づき、長いようで短かった研修であったと感じている。

# 国の基本図と海外協力

須田 教 明

(建設省国土地理院  
企画部長)

## 一、基本図と発展途上国に

### おけるその現状

国の測量機関等が、文字・記号等について統一したルールにしたがって体系的に整備する地図を一般に国の基本図といい、他の多くの地図の基本となるものである。

わが国では、中縮尺で全土をおおうものとして二五、〇〇〇分の一、五〇、〇〇〇分の一の地形図が国土地理院により作成されているが、これはまさに国の基本図であり、多目的な用途に使用されるものである。このような意味から先進国ではこれらの基本図が整備されているのが普通であり、わが国においては二五、〇〇〇分の一、五〇、〇〇〇分の一の地形図があまりにも容易に手に入ることから、このような状況はいずれの国でも当然のことと思いがちである。二五〇、〇〇〇分の一程度の小縮尺地形図の、各国における整備状況を国連の資料で見ると、一九八〇年には先進国で一〇〇%、発展途上国では約八〇%であり、おおむね各国ともこの程度の地形図

の整備は終了していると考えてよいが、その内容は必ずしも世界的に同様精度とはいえず、中縮尺図から編集せずに作成したものは内容も不備なものがある。

二五、〇〇〇分の一、五〇、〇〇〇分の一の中縮尺地形図は各種目的を満たす地表における表現事項をほとんど網羅しているため、特に発展途上国においては重要な基礎資料であるが、図一に示すように五〇、〇〇〇分の一程度の中縮尺地形図の整備は必ずしも進んでいるとは言いがたい。図は一九八〇年国連資料によるものであるが、大陸別に見るとヨーロッパ九一%、北米六一%、ソビエト六〇%、アジア五一%、南米二七%、アフリカ二四%、大洋州一五%の順となっており、先進国、発展途上国に分けると前者では約七二%、後者では約三四%となり、発展途上国では中縮尺図の整備が国土の約三割程度しか進んでいない(図二)。

現在もつとも中縮尺図を必要とする国々で整備率が低いことこそ、わが国が海外協力の一端として国の基本図作成を進める意味が存在する

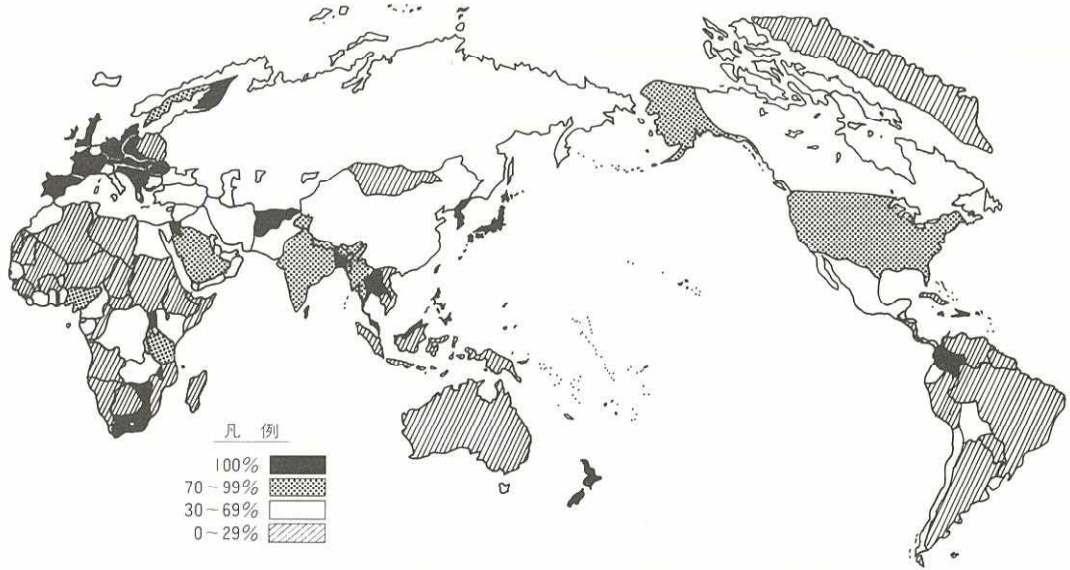
ことになる。

## 一、これまで実施された基本図作成事業

国際協力事業団の実施する基本図作成事業は、技術的・経済的に自力で早急に基本図を整備することが困難であり、かつ各種事業を計画している発展途上国から優先的に行われるものであり、昭和四六年にインドネシア国のバリト河流域の五〇、〇〇〇分の一地形図作成を始めたし、現在に至るまで十三カ国において各種地形図を作成している。これに直接関係しているのは国土地理院、国際建設技術協会であるが、さらに方針決定等について外務省、建設省が関与している。

表一(後出)に見られるように、これら基本図作成事業はその後にいずれも地域開発、洪水対策等の諸計画が続いているものであって、そのため欠くことの出来ないものである。表の作成済の成果品の活用状況の欄からも理解出来るようにその多くは当初目的のとおり有効に利用





※注1). 国連 開発技術協力局「World Cartography」(1983)による1980年現在のデータ。  
 ※注2). 縮尺1/40,000~1/70,000の地形図のカバー率。

図1 世界の地形図の整備状況

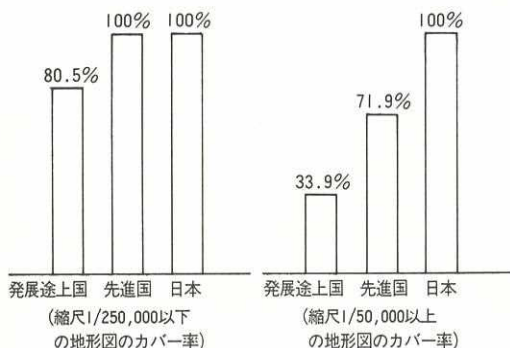


図2 発展途上国・先進国別地形図整備状況

※注1). 国連開発技術協力局「World Cartography」VII (1983)による1980年現在のデータ。  
 ※注2). 発展途上国、先進国の分類は世銀「世界開発報告」(1982)による。  
 ※注3). 先進国には、オーストラリアを含まない(国土の大半を占める砂漠地帯での地形図作成を行っておらず、極端にカバー率が低いため)。

されている。

これらのうちケニア、ギニア・ベール、チュニジアの四カ国にのべ一回以上現地監理委員として、またチュニジアには事前調査団長として参加した経験からこれらの作業で直面した問題を以下、若干述べてみたい。

(一) 国民性の違い

各々の国では自前の文化、思想を持っている。これらに大きく影響する宗教の問題もある。この点を事前に調査せず日本流、あるいは自己流の考え方で計画を進めると必ず障害につきあたる。

(二) 撮影困難度と完全性

地図作成の要求の強いところは、これまで気象条件が悪く撮影が困難だったところが多い。たとえばペルーのアマゾン地域、ケニア東海岸地域等はこの例であり、快晴日を期待することは困難である。

地形図の完全性は希望するとしても要求目的を考慮して、撮影写真に空白部が多少あったとしてもこれを採用することも考える必要がある。

(三) 安全対策

「川の無い所に洪水がおきる」というようなことがアフリカや南米では時々生ずる。

発展途上国の気候、地形条件はわれわれ日本人にとって全く未知の場合がある。これが予想もしなかった事故につながる。

ケニアのサバンナ地域では道路がどこまでも一直線で、単調であり、加えて対向車も少ない。このようなところでは事故がおこり得ないはずであるが、人身事故があった。事故対策には十分すぎることはない。

(四) 健康維持

発展途上国では一般に医療環境が充分でない。したがって、常に各人が体力をベストの状態に保つ必要がある。疲労は、できるだけ短期間に回復することが必要である。風土病対策はも

表 1 わが国の地形図作成調査実施状況

| 実施国    | 案件名                        | 案件概要                                                      | 実施年度    | 区 分<br>(面数)                            | 図化面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 図化縮尺                   | 成果品の活用状況                                                                                                   |
|--------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------|----------------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インドネシア | バリト河流域<br>地形図作成            | カリマンタン州バリト河流域開<br>発計画策定に必要な地形図                            | 46-49   | 国土基本図 (34)                             | 19,300                     | 1/ 50,000              | リアムカナン、リアムキワ灌漑計画に利用中、なおタキソン<br>に設置の水準原点は、同州の水準原点となっている。                                                    |
| タンザニア  | ムソマ地区<br>地図作成              | 北部マラ州ムソマ、ブンダ地区<br>の開発計画策定に必要な地形図                          | 48-51   | 国土基本図 (23)                             | 12,730                     | 1/ 50,000              | 道路5カ年計画のうち、ムワンザームソマ間(184km)建設工<br>事に使用、現在農業(メイズ)開発計画等に利用中。                                                 |
| ボリビア   | チャパレー<br>地区地図作成            | コチャパンバ州チャパレー地区<br>各種開発計画策定用地形図                            | 49-53   | 国土基本図 (44)                             | 20,000                     | 1/ 50,000              | 天然資源分類、森林資源、鉱物資源等調査、植民、道路・運<br>輸計画等に主としてコチャパンバ開発公社が利用。                                                     |
| ケニア    | 東部地区基本図<br>並びに土地利用<br>作成   | 東部地区の基本図並びにタナ河<br>デルタ地域等の土地利用に関す<br>る主題図作成及び土地利用可能<br>性評価 | 49-58   | 国土基本図 (37)<br>土地利用図 (16)               | 27,000<br>14,700           | 1/ 50,000<br>1/100,000 | タナ河流域及びランピング地域開発に関し世銀、アフリカ開<br>発等の援助を受けるべく準備中、なお、一部ガルセン地域に<br>ついては、当方成果品を用い灌漑計画(F/S)調査が外国機関<br>により実施されている。 |
| ギニア    | カンカン地区<br>基本図作成<br>全土写真図作成 | 国家基準点網整備、全土厳密集<br>成写真図、カンカン地区地形図<br>の作成                   | 52-57   | 国土基本図 (16)<br>写 真 図 (378)              | 12,100<br>233,700          | 1/ 50,000<br>1/ 50,000 | 三大河川(ニジェール、ガンビア、マオ)総合開発計画、稲<br>作適地調査、ケロアナ、ゼレコレ地下資源開発、キンディア<br>・ゲゲドウ農業牧畜、コンコレー発電計画等に利用中。                    |
| フィリピン  | カガヤンバレー<br>地区地図作成          | ルソン島北部カガヤンバレー地<br>域開発に必要な地形図の作成                           | 53-57   | 国土基本図 (72)<br>写 真 図 (12)               | 11,000<br>300              | 1/ 25,000<br>1/ 10,000 | カガヤンバレー総合開発(M/S)、アイリーン港整備(F/S)計<br>画その他道路・農業等各種開発計画立案に利用中。                                                 |
| パナマ    | カリブ海沿岸<br>地区地図作成           | カリブ海沿岸地区の各種開発計<br>画策定に必要な地形図の作成                           | 53-56   | 国土基本図 (12)                             | 6,000                      | 1/ 50,000              | 当方成果品を林業資源調査(F/S)に利用、その他道路(カリ<br>ブ海沿岸)等各種開発計画立案に利用中。                                                       |
| ペルー    | フニン県サティ<br>ボ地区地図作成         | サティボ地区アンデス東部、ア<br>マゾン上流域に係る地形図の作<br>成                     | 56-61   | 国土基本図 (64)                             | 12,500                     | 1/ 25,000              | 実施中なるも、既に航空写真はエネ河流域開発計画に利用中。                                                                               |
| インドネシア | ネガラ河上流域<br>地形図作成           | 南カリマンタン州ネガラ河上流<br>域の水資源開発を主目的とする<br>地形図の作成                | 58-60   | 国土基本図 ( 9)                             | 6,500                      | 1/ 50,000              | 実施中                                                                                                        |
| チュニジア  | 全国国土基本図<br>作成              | 国土開発計画策定のため全土の<br>約半分の小縮尺地形図の作成                           | 60-(63) | 国土基本図 (17)                             | 82,000                     | 1/200,000              | 実施中                                                                                                        |
| フィリピン  | マニラ都市基本<br>図作成             | マニラ首都圏及び周辺部に係る<br>都市基本図等の作成                               | 60-(63) | 都市基本図 (57)<br>土地利用図 (33)<br>土地条件図 (16) | 1,500<br>823<br>484        | 1/ 10,000              | 実施中                                                                                                        |
| タイ     | バンコク首都圏<br>地図作成            | 都市計画等諸施策の計画立案に<br>必要な基礎資料としての地形図<br>作成                    | 61-(63) | 都市基本図 (61)<br>都市基本図 (40)               | 2,000<br>300               | 1/ 10,000              | 実施中                                                                                                        |
| ケニア    | 南部地区基本<br>図作成              | 国家開発計画において、重点<br>開発地域として計画立案に必<br>要な基礎資料としての地形図<br>作成     | 62-(65) | 国土基本図 (43)                             | 29,800                     | 1/ 50,000              | 実施中                                                                                                        |

もちろん大切であるが、あらかじめわかっ  
ない場合もあるので、特に食生活に注意が必要  
であろう。

なまもの(肉・魚)には充分注意せねばなら  
ぬが、特に注意すべきは飲料水である。わが国  
のように水道水が自由に飲料になる国は世界で  
も少ないと思う必要がある。したがってなま水  
は絶対飲まないよう心がけたい。しばしば失敗  
するのは水割りの水である。なま水をそのまま  
水とすることが多いので出来るだけストレート  
で洋酒は飲んで欲しい。

動植物の毒・中毒等については多くの本に出  
ているが、これとて未知のものが多くことを念  
頭に入れておく必要がある。

(五) 技術移転と作業の進捗  
多くのプロジェクトにはこの間に技術移転が  
約束されることが多い。これを実際にそくして  
いえば技術研修であって、これを作業中に十分  
に行うと、しばしば作業の進捗に影響を与える  
ことがある。

技術移転を十分に行うにはあらかじめ、適切  
な作業計画を組んでおき、技術移転が機器の運  
搬等にならぬよう注意する必要がある。

### 三、国内研修

わが国では、地図作成との関連で技術研修が  
行われている。これには国土地理院が実施する  
集団研修とプロジェクト実施母体の行う個別研  
修があるが、いずれもJICA予算によるもの

である。

集団研修は約六カ月間行われ、測地、写真測量、地図編集・印刷の三コースを繰り返している。このコースは昭和三八年から実施され、現在では年間約一〇名を受け入れており、ほとんどの発展途上国に卒業生を見ることができている。その研修内容は一般理論に力点がおかれており、測量技術の指導者にふさわしいものと考えられる。

一方、個別研修は海外で実施しているプロジェクトに直接つながる場合が多いので技術を直接移転する、いわゆる技術者の養成となる。

地図作成の場合には、その多くが空中三角測量以後の行程に従事、研修する。特別なものとして、わが国の地図作成技術レベルを知るといふ立場での幹部研修もある。これは途上国の地図作成機関の長クラスを対象としたもので、期間も数週間程度である。

一般集団研修で問題となるのは期間が短い、教官から直接話して欲しいという研修生の要望をいかに満足させられるかということである。期間についてはこれを長くすれば研修生数を減らすことになり、予算枠の拡大以外に方法はない。言葉の問題は致命的である。現在の日本の学校の語学教育程度では、全ての教官が外国語で直接講義をするのは困難であり、この解決には時間を要する。

教育側の意見として、しばしば問題となるのは研修生の学力の差である。出来るだけ資格をそろえたとしても一〇数名が等しい能力とは限

らない。低いレベルに合せると教育内容が低級であるという不満が出るし、大学院クラスの内容では全員がついていけなく、結局不評となることである。

#### 四、海外地図作成上の問題点と今後のあり方

海外作業上直接問題となることの一部はすでに述べたところであるが、今後とも、あるいはこれまでに以上で考慮する必要性を述べてみよう。

従来は、国の基本図作成という見地から広い範囲をせいぜい五〇、〇〇〇分の一度度までの縮尺で地形図を作成する要望が多かったが、近年になって、マニラ、バンコック等の都市部の一〇、〇〇〇分の一や、あるいは主題図作成が要望されるようになった。これは一般図から特定目的図への質の変化、都市開発のためのベースマップ作り等々発展途上国の開発段階に変化が生じているからと思われる。また、特に東南アジア諸国においては撮影写真の持ち出しが困難となっている。これらは地図が国家機密に属するという考え方である。

したがって、今後はこのような事態を予想して地図作成協力が可能な態勢を用意する必要がある。このような意味から、衛星利用のリモートセンシング技術の応用等の技術革新の必要もあろう。

また地図作成を途上国内で研修も含めて実施して欲しいという意見や、途上国の測量会社に

仕事をさせて欲しいとの要望も非常に強くなっている。すでに述べたように、技術のトランスファーの観点も含めて今後十分に検討する必要がある。

地図は国家百年の大計を作成する重要な基礎資料であり、正確さをそこなうものであってはならず、そのため現行では品質検査・管理を十分に実施しており、果たして現状で途上国に多くの部分をまかせうるかなど、解決すべき問題も多々あると思う。

#### 五、おわりに

わが国では各種の地図が身の周りにあり、自由これを手にすることが出来ることから、真に地図の有難さがわからないことが多い。また地図を単なる紙片としか見ない傾向があるが、地図の持つ情報量は莫大なものであり、地上測量から地図印刷に至る工程には、多くの人手と経費が必要とされる。地図は安く出来るという考え方は全く誤りであり、結果はいかんであれ高価なものであることを念頭におくべきである。

わが国が今日あるために陸地測量部作成の五〇、〇〇〇分の一の地形図が果たした役割を思いおこすと、その重要性は十分に理解出来る。国の基本図は国の一大財産であり、この様な事業に参加出来ることは測量技術者の望外の喜びである。

参考・国際協力と地図 建設省建設経済局、

国土地理院

## テレビドラマを二倍楽しむ法



高橋 玄洋

(シナリオ・ライター)

テレビドラマは面白くない、とよく言われる。実のところ私もそう思っているひとりである。書いている方がそう思うのだから観る方が面白いわけではない。

どうしてそういうことになるかは、テレビ制作のメカニズムがわからないと理解出来ないだろう。ゴールデンタイムのドラマを例にとると、二時間ドラマで制作費が二千万円近くかかり、宣伝費として考えたとき、普通十五パーセントの視聴率(約一千万人)がとれないと、ペイ出来ない仕組みになっている。逆にいうと一千万人向けに制作され放送されているのが現在のテレビドラマなのである。一千万人が共通して楽しめるドラ

マにするにはかなり程度を下げなければならぬわけで、三角形でいうと高さを下げれば下げるほど底辺はひろがるという力学がどうしても働いてしまうことになる。

観る側の皆さんからいえば、制作者が作っているように見えるだろうが、制作側からいえば皆さんの嗜好に合わせないと成立しないのがテレビなのである。つまり、テレビドラマは社会を写す鏡で皆さんが決めているのだ。

社会の鏡だと思ってみるとテレビドラマから学ぶことは沢山ある。ホームドラマに限っていえば、むかし「ありがとう」というのが大いに受けた。高度成長の中で感謝の気持ち忘れ始めた頃である。

飛行機事故で亡くなった向田邦子が「寺内貫太郎一家」で小林亜星の石屋のおとつさんが加藤治子の女房をぶん撲るというドラマを書いて成功した。この頃、家庭において主人が父権を失いつつあったのである。そして山田太一の「岸辺のアルバム」で家族の崩壊が描かれ、その尖端に「積木くずし」が存在し、今や「金曜日の妻たちへ」というところにまで来た。「金八先生」や「仙八先生」私の書いた「野々村病院物語」がうけたのも教育や医療に大いに問題があったからなのである。

以上のように、うけた(高視聴率)番組は必ず時代の流れを反映している。NHKの朝のテレビ小説で百パーセント成功するパターンがある。それは地方で苦労して笈を負うて東京に出て成功するという話で、これが大阪だと失敗する。明治維新以来の笈を負うて郷関を出ずという思想はいまだに吾々の中から抜けていない証左であろう。「水戸黄門」が相変わらずうけている。このドラマでは四十五分近くになると必ず葵の紋の印

うが出て万事が解決し、決して黄門側が負けることはない。しかも、全国津々浦々すべて悪代官だらけなのに黄門さまは絶望することもなくカンラカンラと笑って幕を閉じるのである。幕を閉じるというより、こうした終わり方をしないと納得されない世相に大いに問題があるのである。

近頃ホームドラマが書けなくなっている。書くほどのドラマが今の家庭には無いのである。ドラマには最低、出逢い、緊張、節度という三つの要素が必要なのだ、今日の核家族の中にこの三要素を見出すことは至難事なのだ。今の家庭をリアルドラマ化すれば半分は主婦や子どもの長電話でしめられてしまうだろう。

皆さんは娯楽の一つとしてテレビドラマを御覧になつているだろうが、他人ごとではなく皆さん自身を写している鏡だと再認識して、剣の刃を自分自身に向けたとき、下らぬと思われるドラマの裏側に、思いがけない現実を垣間みるはずである。

## 話の広場

# ホット・コーヒー



## 高橋 洋子

(俳優・作家)

わが国には、いろいろな外国語が氾濫しているようだ。エスニック、エステティック、と実にまぎらわしい。また日本流にアレンジした言葉もたくさんあり、どこまでが正確だか、覚束なくなっている。

かつて流行(はや)った「アベック」という言葉。二人連れを指して、「今日はアベックで、どちらへお出掛け? うらやましい限りですわね」とかなんとかいう会話になった。

しかし、このアベック、実際は、*avec* という意味なのである。いと共にて、男女を呼ぶ名称としては、あまりにもおそまつ。たとえば、フランスにいて、チーズバーガ

ーを注文する場合(バリにもファーストフードの店がだいぶ増えた)、バーガー・*エト* チーズを、アベック・フロマージュと言えは通じるのだ。バーガーシヨップの片隅で、アベック(*avec*)という文字を見つけた時はおかしくてたまらなかつた。

ここであるサラリーマンの失敗談。場所はアメリカ、ヒューストンである。

彼は上司たちと会食することになった。彼にとつてめつたに会うことも出来ない上司たちとの会食会は緊張の連続であつた。そして、やれやれ食事も済んだ時、コーヒーorティー? とウエイターから声を掛けられた。上司たちは酒も

入っていて、全員がコーヒーを断つた。だが、彼は息抜きしたい気持もあつて、どうしてもコーヒーが飲みたい。そこで彼だけ勇気を出して注文した。それもご丁寧に「ホット・コーヒー」と言つてし

まつた。

すると、運ばれてきたものは、皿の上にドーンとどつた、人一倍大きなホットドックだったのである。

## 夏をのり切る

古くから十日過ぎが見当とされてきた梅雨明けが、近年は二十日過ぎだつたり、月末に近かつたりで、気象庁の宣言も何となく歯切れが悪いようです。さて本夏は如何あいなりますか。暦の上では二十日が土用の入り。この日から八月八日の立秋までが「夏の土用」で暑さの盛りとされています。このため「土用」は別名を「暑中」「暑伏」とも呼び、とかくしのぎにくい時候ゆえ、暑中見舞の便りを出し合ひ、暑中休暇をとリ、丑の日(今年は二十七日)には暑氣払いにうなぎを食べたり土用灸をすえて体に喝を入れたりします。また、地方によっては「丑湯」と称し

## 児玉 芳子

(生活評論家)



て温泉行きを敢行する楽しい風習もあり、暑さの季節を上手にのり切ろうという昔の人の暮らしの知恵がしのばれます。蒸し暑い「暑溽」「暑鬱」で睡眠不足になり、日中はやけつくような「暑天」「炎暑」「酷暑」にあえぐ「暑中」。「仕事は一生、命は一つ」と思い至れば、「銷暑」「避暑」もわが身のため。遊びの下手な中高年も夏場は欧米人並みとまではいかずとも、せめて明治、大正時代の人並みに体を休める努力(?)をいたしましょう。戦後開市派の一人として「暑」の字を追つてみての実感です。

# 真の豊かさについて

## 「日本人の勤勉・貯蓄観」

外山 茂 著

東洋経済新報社／一、六〇〇円

「豊かさ」についての議論が、最近盛んに行われ始めている。そして、そういった議論は、古来より日本人に身についた「勤勉・貯蓄観」を、えてしてマイナスに評価しようとする考え方が背景にあるように思われる。すなわち、従来からの「刻苦勉励」一本主義は、今日の国際社会においては通用しない考え方であり、また、そのような考え方は、真に豊かな国民生活は実現できないのではないかという考え方である。本書はこのように時に、あえて、その日本人の勤勉・貯蓄観の形成の歴史的背景・過程に光をあてた時宜を得た好著であると言えよう。

歴史家によれば、日本人の勤勉

と貯蓄のエトスが宗教的、哲学的に基礎づけられたのは江戸時代に入ってからである。本書は、その代表的人物として、鈴木正三、石田梅岩、二宮尊徳を述べ、そのエトスの体現者として、商業において近江商人、農業において石川理紀之助について述べている。また、これらの思想を創造、補強していったものとして、日本人の「辺境意識」を著者はあげている。すなわち、江戸以前の中国の、そして明治以降の欧米諸国の文化の積極的吸収がそれである。そして、今その「辺境意識」が揺らぎ始めているとしている。

昨年四月に発表された「前川レポート」、本年五月に発表された

「新前川レポート」はいずれも日本人の働き過ぎを戒め、国際社会の一員として相応しい国民生活のありべき姿を示している。その方向付けは確かに正しいものであろうが、その際、われわれは、勤勉と貯蓄のエトスの源泉となった先人たちの宗教的、哲学的な教えに遡り、その基礎の上に新しい時代に即した「貯蓄と勤勉のエトス」を考えるべきであり、本書はこの問題を考える際のわれわれにとって

格好の材料となるであろう。

読み進んでいって、若干哲学的な論述の部分もあったが、著書が日銀貯蓄増強中央委員会会長という職にあるからであろうか、書きぶりやわれわれの身近な生活に即したのものになっていて、読んでいて飽きがない。本書を材料に、それぞれの身近な職場での日々の生活、あるいは個人個人の身近な余暇等について話し合ってみてはいかがであろうか。

## 情報選択の時代に

### 『政府刊行物』の読み方

#### 「ナマ情報の宝庫」を活用する法

日下 公人 著

ダイヤモンド社／一、二〇〇円

情報化時代といわれる現代、私たちの回りには、多種多様な情報があふれている。しかしその情報の中から、自分の必要なものを選び出し、活用することは、意外にむずかしいようである。また、そ

れらの情報が、多くの人が知り得るものである場合には、その情報の裏にある別の情報を読み取る必要となってくる。なぜなら、それは皆が知っている情報だからである。他の人が知らない情報を

いちはやく読み取ること、それが、情報の氾濫した現代において、最も必要とされているのではないだろうか。

本書は、情報源の一つとして、政府刊行物を取りあげ、その読み方、活用の方法を満載した一冊である。

政府刊行物といっても、多くの人にとっては、なじみのないものだろうが、これこそ、ナマ情報の宝庫だ。と著者はいう。また政府刊行物は、政府という権力と行政機能をフルに活用してつくられ、そこに注ぎ込まれる民間の出版社ではとうてい成し得ないような膨大な人員と財力は、すべて私たちの税金によって賄われている。これを利用することは、納税者のさやかな権利であるとも著者はいつている。

しかし、政府刊行物を利用するにあたっては、色々と知っておいた方が良い事が色々あるようである。

たとえば、審議会の報告書であるが、報告の一步先を読まないと政策の動きを見誤るのだそうであ

る。一般的に考えると報告書というものは、審議の状況をそのまま報告したものと思われるが、それがそうではないらしい。

審議会が、結論を書こうとする時、官庁がストップをかけるのだそうである。なぜストップをかけるのかは説明されていないが、審議会の報告書は書かれた表現よりも、だいた先を読むものらしい。

また、白書は毎年各省庁が、所管の仕事について、現状や今後の政策について述べたものだが、これも、その作成時に他省庁と調整を行うのだそう。各省庁は他の省庁の営業妨害になることは書かないそう。で、書かれたものをそのまま読んでいては、その省庁のホンの部分を見落してしまうらしいのである。

本書では、こういった政府刊行物の作成の内幕や書かれた内容についての解説をまじえながら、その読み方を解説してくれている。毎日読む新聞も、本書を読んでからだとちよっと変わった視点から読めそうである。

## 「石垣」

(ものと人間の文化史叢書)

田淵 実夫 著

法政大学出版局 / 一、五〇〇円



石垣といえば古城跡の天守台のそれを思い浮かべる人が多いだろう。たしかにそれは石垣の粹を集めたものである。城にはあらゆる石垣の技術が結晶となつてあらわれている。しかし、私たちの周辺にもなにげないところにある。そして人工物でありながら意外にも周りにとけこんでしまうのが石垣である。自然の石を使用しているからかもしれない。こんな目立たない存在であるためか石垣の構造や美しさに関心を持つ人が少ないのは残念である。本書は、採石から運搬、そして石積みに至るまでを余すところなく解説した専門書である。が読んで楽しいのは石工たちの中に伝えられた何百年来の苦闘が職人ばなしのように叙述されているからである。ともかく本書を読んだあとは、石垣の美しさを感じる事ができるようになったし、またその技術の巧拙も何となく感じられるようになった。おすすめしたい一冊である。

構造や美しさに関心を持つ人が

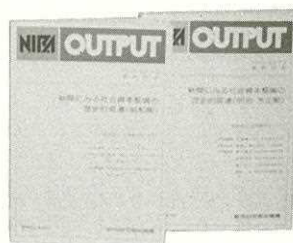
# 「新聞にみる社会資本整備の

## 歴史の変遷」

(明治・大正期)／二、五〇〇円

(昭和期)／三、〇〇〇円

総合研究開発機構発行



歴史は、後年になってじっくりと観察してみると、いかにも理路整然と説明のつくことが多い。その時代の「今」はドロドロとした混沌<sup>カオス</sup>であり、どのような見者(賢者)が「今」を正確にとらえようとしても、ズレがでてくるし、曖昧で手に余るものとなる。

明治以降、行われてきた国土開発、地域開発にも、その時代の刻印がはっきりと映しだされる。新聞記事として、この例外ではない。

『新聞にみる社会資本整備の歴史の変遷』(明治・大正期)にひきつづき、五月に『同(昭和期)』が、NIRA(総合研究開発機構)OUTPUTとしてまとめられた。この報告書は、NIRAが(財)日本都市センターに委託、同センター内に本間義人氏(毎日新聞編集委員)を長とする研究会を設置し、作業した成果である。

具体的には、明治・大正期は明治五年以降の東京日日新聞(現毎日新聞・東京版)、大阪朝

日新聞(現・大阪版)の二紙を中心に、昭和期はこれに西日本新聞、信濃毎日新聞、河北新報、岩手日報、中部日本新聞の地方紙を補完紙として加え、マイクロフィルム化された全紙面をマイクロリーダーを用いて、一頁一頁、丹念に収集した記事を分析した貴重な資料である。

この報告書の最大の特徴は、「庶民的な次元の事実の驚き、不安を映す鏡」である新聞記事を題材にしたことにある。また第二の特徴は、明治・大正期、昭和期ともに第一部、国土・地域開発、第二部、住宅都市問題に区分してまとめられていることだ。

後者については、「国土・地域開発の分野に属する社会資本整備の課題を生産、あるいは資源の問題として、住宅都市の課題を国民のあるいは都市生活者の問題として扱った」ことによる。

明治・大正期の序論で「わが国では井上(馨

以降、殖産興業、富国強兵のスローガンのもと、都市においては産業第一の思想に基いた社会資本整備が進められている。それは都市計画が直面した当面の計画主題、つまり一九〇〇年代にあつては東京改造計画や八幡製鉄所の開設などのビッグプロジェクトの展開、一九一〇年代における震災復興、一九二〇年代における中心市街地の区画整理や幹線道路網の整備、一九三〇年代の国防、防空計画などがそれである」と述べる。確かに、国有化された鉄道、関門トンネルをはじめ国家的な意図による整備が、その後の高度成長期を導いた。そのダイナミックな発想とエネルギーには驚かされると同時に、置き忘れた部分もあった。その意味では、本報告書は今後の国土・地域開発のシナリオに生かされるだろう。さらに、本研究の作業過程で蓄積されたマイクロフィルム新聞からの記事コピー、およびそのインデックスについても公表を期待したい。

なお、意義深い本報告書を『明治の東京計画』藤森照信(岩波書店)、『公共投資一〇〇年の歩み』沢本守幸(大成出版社)、『戦後日本の社会資本整備過程と将来展望に関する研究』(財)都市化研究公室(総合研究開発機構)、『証言「高度成長期の日本」上・下(毎日新聞社)』その他、荒唐無稽のフィクション『帝都物語』荒俣宏(角川書店)などと併読してみるのもおもしろいだろう。



土地区画整理事業の役割と技術者の養成

土地区画整理専科 教授 鳴田 武彦  
都市工学科

建設省では、毎年六月を「まちづくり月間」として定め、うるおいと活力のある都市環境づくりの重要さをキャンペーンしている。

このキャンペーンにより、かつては無関心というよりは、都市開発に公害と思いがちであった市民が、都市環境、都市景観づくりに対し関心が高まることも要望に変わってきた。これはその効果の現われであると思われる。

地方自治体でも、来るべき二十一世紀に向けて、快適な都市環境を備えたまちづくり構想を策定し、テーマ、スローガンをかかげ、事業化を図るべく積極的に取り組んでいる。

まちづくりには、いくつかの手段、手法があるが、土地の区画形質の変更と公共施設の整備という普遍的な目的を持つ土地区画整理事業において他にないといわれている。

土地区画整理事業が「都市計画の母」といわれたから久しいが、わが国では、明治二十一年（一八八八年）の「東京市区改正条例」により、江戸城下町を近代化するため実施された事業がその先駆とされている。以来大正十二年（一九二三年）に発生した関東大震災の復興を目的とした土地区画整理事業をはじめ、火災、震災、水害などによる災害地の復興は、殆どが土地区画整理事業によって行われてきた。特に第二次世界大戦により焼土と化したわが国主要都市の、二十年を経ずして

の復興は、現在の都市化時代への大きな礎となっている。

昭和二十九年（一九五四年）土地区画整理法が制定されたのを機に、既成市街地における都市改造、スプロール化が進む周辺市街地の整備などを目的として土地区画整理事業が積極的に進められ、高度経済成長期の昭和四十五年（一九七〇年）から昭和四十九年（一九七四年）頃にかけては、全国で毎年一万ヘクタール以上が着手されていた。しかし翌昭和五十年（一九七五年）の石油ショックの年には五千ヘクタール以下に激減し、以後は年間五千ヘクタールから六千ヘクタール程度である。これまでに着手された総面積は、昭和六十一年三月末現在において約三十万七千ヘクタールに達し、このうち約二十二万七千ヘクタールが完了している。この着手面積は、全国既成市街地面積のほぼ三分の一に相当しており、土地区画整理事業がまちづくりに果たしてきた役割は大きい。

建設省の超長期計画（昭和五十八年から昭和七十五年まで）によれば、DID（人口集中地区）内二万五千ヘクタール、DID外三十八万ヘクタール（市街化区域編入予定八万ヘクタールを含む）の面的整備を行うことになっており、そのうち土地区画整理事業により整備すべき面積は、DID内十三万九千ヘ

クタール、DID外二十五万ヘクタール、合計三十八万九千ヘクタールとされ、非常に大きな事業量となっている。

これからの土地区画整理事業は、多様化高度化する国民のニーズへの対応、財政の逼迫高齢化の進行等社会経済情勢の変化の対応などの条件状況下で施行していくことになる。

本学院では、早くから土地区画整理事業の重要性を認識し、建設省はじめ関係団体のご指導とご援助を仰ぎ、昭和四十四年度から土地区画整理専科と都市工学科を設置して、技術者の育成を行っている。

土地区画整理専科は、地方公共団体、民間企業等の職員を対象とする研修課程（二ヶ月）であって、これまでに約一千人が受講している。この種の研修としては比較的長期の研修であるが、それだけに内容は充実しており、研修終了者からは異口同音に実りある研修であったとの評を得ている。

都市工学科（二ヶ年）は、いうならば後継者の養成コースであって、高卒以上の者を対象に、土地区画整理事業を中心としたまちづくりについて、基礎から専門にわたり関連諸科目を含めて教育を行っている。在学中に土地区画整理技術者試験を受験できる特典をもつわが国唯一の学科である。

# 業務案内

## ● 研修部門の業務

研修部門で行なう研修は、国および地方公共団体、公団公社等の職員を対象とした行政研修、ならびに建設業界等の職員を対象とした一般研修によって編成されております。行政研修は、建設省建設大学の行なう研修を補完するものとして建設省により位置づけられており、一般研修も、関係機関等の協

議に基づきカリキュラム等を作成し、時代に即応した各種の研修を実施しております。さらに、最近の研修需要の拡大に対応するため、関係機関の協力により、昭和五十八年十二月新たな研修施設（新館）が建設されたのに伴い、今後一層、研修内容の拡大強化をはかることとしております。

## 昭和六十二年度 研修実施予定表

| 研修名                | 期日・人数                  | 目的および対象者                                                           |
|--------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 建設行政管理者セミナー        | 八月 三〇名<br>五日間          | 地方公共団体本庁課長補佐以上、公団公社本社の課長等の職員を対象に、管理者として必要な知識・情報の交換、意志決定過程への認識をはかる。 |
| 用地一般<br>(Ⅰ)<br>(Ⅱ) | 五月六〇名十二日間<br>十月五〇名十二日間 | 地方公共団体（人口十万人以上）等の実務経験二年未満の職員を対象に、用地取得等の実務について基礎的知識の修得をはかる。         |
| * 用地事務（土地）         | 十月 四〇名<br>六日間          | 地方公共団体（人口十万人以下）の職員または委託による用地業務にたずさわる職員を対象に、用地取得等について基礎的知識の修得をはかる。  |
| * 用地事務（補償）         | 二月 四〇名<br>六日間          | 地方公共団体（人口十万人以下）の職員または委託による用地業務にたずさわる職員を対象に、損失補償等について基礎的知識の修得をはかる。  |
| * 用地専門             | 八月 四〇名<br>五日間          | 起業者または委託により用地業務にたずさわる職員で用地補償の基本的知識のある者を対象に、特殊な補償における専門的知識の修得をはかる。  |

無印 行政  
\* 印 行政、民間  
◇ 印 民間

| 研修名                                        | 期日・人数                    | 目的および対象者                                                                |
|--------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| * 不動産鑑定                                    | 十月<br>四〇名<br>六日間         | 土地評価業務にたずさわる職員を対象に、不動産鑑定および公共用地等の評価にかかわる基本的知識の修得をはかる。                   |
| * 土地家屋調査<br><small>―不動産登記実務―</small>       | 七月<br>五〇名<br>五日間         | 不動産登記、土地家屋調査にたずさわる者となる者を対象に、その業務に関し基本的に必要な知識および実務の修得をはかる。               |
| * 不動産有効利用実務                                | 六月<br>五〇名<br>四日間         | 土地に関する業務にたずさわる職員を対象に、不動産有効利用の事業手法とそれに関する税務等について、実務的な知識の修得をはかる。          |
| * コンフリクト<br><small>―建設事業の交渉力と合意形成―</small> | 九月<br>四〇名<br>六日間         | 建設事業に相応の経験の有する者に、国内外の交渉力と地域社会適応のための諸施策(紛争アセスメント)に必要な知識・対応力等の実践的な向上をはかる。 |
| * 環境アセスメント                                 | 六月<br>六〇名<br>六日間         | 環境アセスメントに関する業務にたずさわる職員を対象に、環境アセスメントに関する各分野の専門的な技術・知識の修得をはかる。            |
| * 宅地造成技術                                   | 八月<br>五〇名<br>六日間         | 宅地造成工事の設計施工・監督・許可事務等を担当する職員を対象に、宅地造成技術の専門的知識の修得をはかる。                    |
| * 大規模開発相談員                                 | 七月<br>五〇名<br>六日間         | 「大規模開発相談員」に相当する職員を対象に、審査手続の進行管理促進の方策、関係法令の調整方法等の知識の修得をはかる。              |
| * 土木工事監督者                                  | 七月<br>七〇名<br>十二日間        | 地方公共団体等の工事監督業務の実務経験三年程度の職員を対象に、土木工事(河川・道路)の施工管理・監督について知識の修得をはかる。        |
| * 土木工事積算<br>(Ⅰ)<br>(Ⅱ)                     | 六月・六〇名・五日間<br>十一月五〇名・五日間 | 地方公共団体等の土木工事積算業務担当の職員を対象に、積算および設計業務委託の積算体系の知識の修得をはかる。                   |
| * 工事管理演習                                   | 六月<br>四〇名<br>五日間         | 建設業務にたずさわる職員を対象に、演習を通じて施工管理に関する必要な知識・手法の修得をはかる。                         |
| * 情報化施工                                    | 十月<br>五〇名<br>五日間         | 建設事業にたずさわる職員を対象に、効率的かつ安全な施工管理を行う情報化施工についての知識、情報の修得をはかる。                 |
| * 土木構造物設計(橋梁)                              | 八月<br>五〇名<br>十三日間        | 橋梁の設計業務にたずさわる実務経験三年程度の職員を対象に、橋梁の計画・設計に必要な理論および設計手法などの専門知識の修得をはかる。       |
| * 長大橋                                      | 九月<br>四〇名<br>四日間         | 橋梁の設計・施工に関して基礎的な知識のある者を対象に、長大橋に関する基本的な知識の修得をはかる。                        |
| * 橋梁維持補修                                   | 十月<br>四〇名<br>五日間         | 橋梁関連業務にたずさわる者を対象に、橋梁の維持・補修について基本的な考え方から現状診断、補修方法までの知識の修得をはかる。           |
| * 港湾工事                                     | 七月<br>五〇名<br>四日間         | 港湾工事にたずさわる実務経験五年未満の者を対象に、港湾工事に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。                       |
| * 実地検査                                     | 五月<br>五〇名<br>四日間         | 国庫補助事業の実地検査に関し経験の浅い者を対象に、検査に必要な基本的知識の修得をはかる。                            |
| * 建設工事紛争処理                                 | 十一月<br>五〇名<br>五日間        | 建設事業にたずさわる職員を対象に、建設工事請負契約にかかわる紛争処理および未然防止の対応力の向上をはかる。                   |

| 研修名              | 期日・人数           | 目的および対象者                                                             |
|------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------|
| * 建設ロボット         | 九月 五〇名<br>四日間   | 建設事業にたずさわる者を対象に、建設工事にかかわるロボットについての最近の知識・情報の修得をはかる。                   |
| * 研修企画           | 七月 三〇名<br>三日間   | 組織における研修を企画する職員を対象に、職員研修の企画に関する基本的知識の修得をはかる。                         |
| * 国際協力           | 八月 二五名<br>三〇日間  | 公団、地方公共団体ならびに民間企業の職員を対象に、国際協力活動に対応するため、英会話能力ならびに国際感覚の向上をはかる。         |
| * 国際交流           | 五月 二四名<br>六日間   | 国際交流活動のため、これに必要な英会話ならびに国際的感覚の修得をはかる。                                 |
| * 海外研修           | 七月 二〇名<br>十二日間  | 都市社会問題または海外事情に関心の深い者を対象に、マサチューセッツ工科大学において、都市社会問題に関する最新の知識・情報の修得をはかる。 |
| * 電気工作物          | 六月 四〇名<br>六日間   | 電気工作物にたずさわる者を対象に、電気工作物の工事・維持・運用に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。                  |
| * 特殊無線技士(多重無線設備) | 十一月 四五名<br>十六日間 | 特殊無線技士(多重無線設備)の資格取得に必要な郵政省令にもとづく講習により、無線従事者を養成する。                    |
| * 建築指導科(監視員)     | 五月 六〇名<br>十二日間  | 建築指導行政を担当する職員を対象に、建築監視員としての必要な実務知識の修得をはかる。                           |
| * 建築新技術          | 九月 四〇名<br>三日間   | 建築業務にたずさわる技術者に対し、最近の建築新技術についての基本的な知識の修得をはかる。                         |
| * 建築構造(RC構造)     | 六月 五〇名<br>九日間   | 国、地方公共団体、民間建築業界で建築業務を担当する実務経験三年程度の職員を対象に、建築構造に関する必要な知識の修得をはかる。       |
| * 建築(設計)         | 十一月 四〇名<br>十日間  | 国、地方公共団体、民間建築業界で建築業務を担当する職員を対象に、建築設計に関する必要な知識の修得をはかる。                |
| * 建築(積算)         | 八月 四〇名<br>六日間   | 地方公共団体等の建築業務を担当する実務経験三年程度の職員を対象に、建築積算の実務に必要な専門知識の修得をはかる。             |
| * 建築施工監理         | 十一月 五〇名<br>六日間  | 地方公共団体、民間建築業界で建築業務を担当する職員を対象に、建築施工監理(設備工事を除く)に必要な知識・技術の修得をはかる。       |
| * 建築設備(空調)       | 十月 四〇名<br>十日間   | 地方公共団体、民間建築業界で建築設備を担当する実務経験三年程度の職員を対象に、建築空調設備に関する必要な知識の修得をはかる。       |
| * 建築設備(電気)       | 一月 四〇名<br>十日間   | 地方公共団体、民間建築業界で建築設備を担当する実務経験三年程度の職員を対象に、建築電気設備に関する必要な知識の修得をはかる。       |
| * 建築保全           | 十一月 四〇名<br>五日間  | 地方公共団体、民間建築業界で建築保全業務を担当する職員を対象に、建築保全に関し基本的に必要な知識の修得をはかる。             |
| * 都市計画一般         | 七月 五〇名<br>十二日間  | 地方公共団体、都市計画コンサルタント業界等で、都市計画業務経験二年以下の者を対象に、都市計画事業の基本的知識の修得をはかる。       |

| 研修名                             | 期日・人数                         | 目的および対象者                                                              |
|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 都市再開発一般                         | 十月<br>五〇名<br>六日間              | 地方公共団体等の都市再開発業務にたずさわる職員を対象に、都市再開発に関する基本的に必要な知識の修得をはかる。                |
| *都市計画街路一般                       | 六月<br>五〇名<br>十二日間             | 地方公共団体、都市計画コンサルタント業界等で、都市計画街路業務経験二年以下の者を対象に、街路事業の基本的知識の修得をはかる。        |
| *農住都市                           | 六月<br>四〇名<br>五日間              | 都道府県、特別区、市町村の職員ならびに委託等により農住都市業務にたずさわる職員を対象に、農住都市に関する基礎知識の修得をはかる。      |
| *下水道                            | 九月<br>五〇名<br>六日間              | 下水道に関する計画、設計、施工にたずさわる職員（日本下水道協会会員を除く）を対象に、基本的に必要な知識・情報の修得をはかる。        |
| ダム管理                            | 十一月<br>三五名<br>十一日間            | 国および地方公共団体等のダム管理業務にたずさわる中堅技術職員を対象に、ダム管理に必要な知識の修得をはかる。                 |
| ダム管理<br>(操作実技<br>訓練4回)          | 四月、十二月<br>各六名・四回<br>計二四名・各四日間 | 国および地方公共団体等のダム管理所において、ダム操作に従事している職員に対してダム操作の技術の習得をはかる。                |
| *河川一般                           | 十月<br>四〇名<br>六日間              | 中小流域の河川にかかわる業務にたずさわる職員を対象に、中小流域の河川に関する業務に必要な知識の修得をはかる。                |
| *河川総合開発                         | 五月<br>六〇名<br>六日間              | ダム事業にたずさわる中堅技術職員を対象に、ダム建設に必要な調査設計に関する総合的な知識の修得をはかる。                   |
| *水資源                            | 十一月<br>四〇名<br>六日間             | 水資源計画にたずさわる職員を対象に、水資源計画に関する専門的知識の修得をはかる。                              |
| *中小水力                           | 五月<br>四〇名<br>六日間              | 中小水力業務にたずさわる職員を対象に、中小水力にかかわる最近の課題に対応するため必要な基本的知識の修得をはかる。              |
| *砂防一般                           | 十月<br>四〇名<br>六日間              | 地方公共団体、公団、公社、コンサルタント等の職員を対象に、砂防にかかわる最近の課題に対応するため必要な知識の修得をはかる。         |
| *砂防等構造物設計演習<br>「砂防地すべり・急傾斜地・雪崩」 | 九月<br>四〇名<br>十日間              | 砂防・地すべり・急傾斜地・雪崩施設の調査設計業務に関し、実務経験二年程度の者を対象に、各構造物の調査・計画・設計の専門知識の修得をはかる。 |
| 災害復旧実務                          | 一月<br>五〇名<br>六日間              | 地方公共団体等の災害復旧業務を担当する実務経験三年以下の職員を対象に、災害復旧の実務に必要な知識の修得をはかる。              |
| 災害復旧実務中堅技術者                     | 五月<br>五〇名<br>六日間              | 地方公共団体等の災害復旧業務を担当する実務経験三年以上の職員を対象に、災害復旧の実務に必要な専門的知識の修得をはかる。           |
| *河川構造物設計一般                      | 六月<br>四〇名<br>十一日間             | 河川構造物の設計業務を担当する職員を対象に、河川構造物等の機能設計に必要な知識の修得をはかる。                       |
| 道路舗装                            | 七月<br>六〇名<br>六日間              | 地方公共団体等の職員で道路工事（舗装）業務にたずさわる実務経験三年程度の職員を対象に、舗装に関する知識の修得をはかる。           |
| 道路管理                            | 九月<br>六〇名<br>十一日間             | 道路管理業務を担当する職員を対象に、道路管理に必要な知識の修得をはかる。                                  |

| 研修名                      | 期日・人数              | 目的および対象者                                                             |
|--------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------|
| * 市町村村道                  | 十月<br>五〇名<br>六日間   | 市町村道業務を担当する職員を対象に、市町村道に関する総合的な専門知識の修得をはかる。                           |
| 地価調査担当者等                 | 五月<br>九〇名<br>十日間   | 都道府県ならびに指定都市の地価調査関係業務担当職員を対象に、土地評価に関する専門的知識の修得をはかる。                  |
| 土地調査員                    | 九月<br>九〇名<br>六日間   | 都道府県ならびに指定都市の土地調査員を対象に、土地調査員に必要な基礎知識の修得をはかる。                         |
| 管理技術                     | 六月<br>三〇名<br>三日間   | 建設事業に相応の経験を有する者を対象に、高度化・多様化していく建設事業を多角的に管理統合していくために必要な知識・技術の修得をはかる。  |
| 補償コンサルタント<br>(用地基礎) I・II | 四月<br>五〇名<br>六日間   | 補償コンサルタント業務を行う者の資質の向上をはかるため、公共用地の取得に関する専門知識の修得をはかる。                  |
| 補償コンサルタント<br>(用地専門) I・II | 六月<br>五〇名<br>六日間   | 補償コンサルタント登録部門の専任管理者または、これに準ずる者を対象に、公共用地の取得に関する専門知識の修得をはかる。           |
| * 土木積算体系                 | 五月<br>五五名<br>五日間   | 公団、公社および建設事業関係者で土木工事積算業務を担当する職員を対象に、土木工事積算に関する基礎知識の修得をはかる。           |
| 実行予算                     | 六月<br>六〇名<br>三日間   | 建設工事の実行予算業務にたずさわる者を対象に、建設工事の実行予算にかかわる最近の知識・手法の修得をはかる。                |
| 建設市場開発戦略                 | 十一月<br>四〇名<br>三日間  | 建設関連事業における営業・開発活動を中心に今後の需要の創出、新分野への進出等に関する諸対策に必要な知識・情報等の修得をはかる。      |
| * 仮設工                    | 七月<br>五〇名<br>五日間   | 土木建設工事にたずさわる職員を対象に、土留、仮締切、仮棧橋、仮設足場の設計に必要な知識・技術の修得をはかる。               |
| * 土木構造物(くい基礎)            | 五月<br>五〇名<br>六日間   | 土木構造物の設計関連業務にたずさわる者を対象に、くい基礎理論・設計手法等の専門知識の修得をはかる。                    |
| * 危険物取扱管理                | 十月<br>四〇名<br>五日間   | 危険物取扱に関し、専門知識を修得する必要がある者を対象に、危険物の取扱、保安、監督に必要な専門知識の修得をはかる。            |
| * 英文契約仕様                 | 六月<br>四〇名<br>四日間   | 海外技術援助協力または海外工事にたずさわる職員を対象に、英文契約仕様に関し必要な英文知識の基本的な修得をはかる。             |
| * 国際財務戦略                 | 六月<br>三〇名<br>三日間   | 海外業務にたずさわる者を対象に、海外業務の遂行にあたり必要な為替リスク対策と海外資金調達に関する基本的な知識の修得をはかる。       |
| 海外プロジェクト実務者              | 六月<br>三〇名<br>十三日間  | 海外の建設プロジェクトにたずさわる実務者を対象に、プロジェクトマネージャーとしての人材養成をはかる。                   |
| 国際要員 I・II                | 六月<br>三〇名<br>三日間   | 建設業界等の職員を対象に、国際プロジェクト・国際契約款等の修得ならびに関連知識の向上をうながし、国際問題に対する適応能力の向上をはかる。 |
| 地質調査業<br>現場管理者認定講習       | 十一月<br>一三〇名<br>三日間 | 地質調査技士を対象に、地質調査業者登録規程における現場管理者の認定に必要な資格取得のための講習を行う。                  |

| 研修名                         | 期日・人数                                   | 目的および対象者                                                             |
|-----------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| * 地質調査（土質・地下水）<br>（岩盤コース）   | 四月五〇名<br>四月四〇名<br>五月四〇名<br>各六日間         | 国、地方公共団体および業界等において地質調査業務に従事する技術職員を対象に、地質調査の専門的な知識の修得をはかる。            |
| * 建設技術（地盤処理工法）              | 九月 五〇名<br>五日間                           | 建設技術職員で実務経験三年程度の者を対象に、土木建設工事にかかわる軟弱地盤改良工事に関する技術、知識の修得をはかる。           |
| * 地すべり防止技術                  | 五月 五〇名<br>九日間                           | 地すべり調査および防止対策に従事し一定の実務経験年数を有する技術職員を対象に、有効な災害防止を行うために必要な知識・技術の修得をはかる。 |
| * 近接施工                      | 十月 五〇名<br>四日間                           | 建設事業にたずさわる技術職員を対象に、各種既設構造物に対しての近接施工について調査・設計手法・対策工法などの専門知識の修得をはかる。   |
| * 工程管理                      | 七月 六〇名<br>三日間                           | 建設事業にたずさわる職員を対象に、工程管理に必要な考え方を理解するとともに、演習を通して、その手法と利用法の修得をはかる。        |
| * 電算利用<br>（Ⅰ）<br>（Ⅱ）        | 九月 四〇名<br>十一月 四〇名<br>各三日間               | 建設事業の現場におけるパソコン利用、意志決定支援システムに関し必要な知識・情報の修得をはかる。                      |
| * 建設パソコン実習（初級）              | 四月 二四名<br>五日間                           | 建設事業にたずさわるパソコン未経験者を対象に、建設技術におけるパソコン利用について実習により初歩的知識・技術の修得をはかる。       |
| * 建設パソコン実習（中級）              | 七月 二四名<br>五日間                           | 建設事業にたずさわる職員で、簡単なプログラミングができる者を対象に、ケーススタディと実習により、知識・技術の向上をはかる。        |
| * 建築計画Ⅰ<br>—計画各論—           | 二月 四〇名<br>四日間                           | 建築の一般計画に関して、一級建築士相応の知識を必要とする者等を対象に、建築計画に必要な基本的知識の修得をはかる。             |
| * 建築計画Ⅱ<br>—環境工学—           | 七月 四〇名<br>四日間                           | 建築環境に関して一級建築士相応の知識を必要とする者等を対象に、良好な室内環境の計画に必要な基本的知識の修得をはかる。           |
| * 建築基礎構造                    | 四月 五〇名<br>五日間                           | 建築構造に従事する者を対象に、建築基礎構造に関する必要な知識の修得をはかる。                               |
| * ダム管理主任技術者<br>（学科1回・実技12回） | 学科七名、四月六日間<br>実技各六名、四月六日間<br>五月、十月、各四日間 | 河川法第50条にもとづくダム管理主任技術者またはその候補者を対象に、ダムの安全管理に必要な知識・技術の修得をはかる。           |
| * ダム工事技術者一般                 | 一月 五〇名<br>十二月間                          | 土木建設工事に従事するダム工事の実務経験三年以下の職員を対象に、ダム工事に関する基礎的知識の修得をはかる。                |
| * ダム工事技術者中堅                 | 一月 四〇名<br>十九日間                          | 土木建設工事に従事するダム工事の実務経験三年以上で一級土木施工管理技士等の職員を対象に、ダム工事の専門的技術・知識の修得をはかる。    |
| * 道路技術一般                    | 四月 七〇名<br>十七日間                          | 道路建設工事に従事する業界技術職員で、一定の資格を有する者を対象に、主任技術者養成に必要な施工技術の修得をはかる。            |
| * 道路技術専門                    | 六月 八〇名<br>六日間                           | 道路建設工事に従事する業界上級技術職員で、一級土木施工管理技士等の資格を有する者を対象に、舗装に関する専門的な高度の知識の修得をはかる。 |
| * 舗装技術                      | 九月 五〇名<br>四日間                           | 道路工事（舗装）に従事する実務経験二年程度の技術職員を対象に、舗装に関する専門的な知識の修得をはかる。                  |

| 研修名               | 期日・人数            | 目的および対象者                                                         |
|-------------------|------------------|------------------------------------------------------------------|
| * 建設技術 (透水性舗装)    | 七月<br>五〇名<br>三日間 | 建設事業にたずさわる技術職員を対象に、透水性舗装についての理論および設計・施工などの専門知識の修得をはかる。           |
| * 建設技術 (シールド工法一般) | 四月<br>五〇名<br>四日間 | シールド工事(下水道シールド工事)に従事する技術職員を対象に、シールド工事の施工に関し、基本的に必要な技術・知識の修得をはかる。 |
| * 建設技術 (シールド工法中級) | 十月<br>五〇名<br>三日間 | シールド工事に従事している者を対象に、シールド工事の設計、施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。             |
| * 建設技術 (推進工法)     | 七月<br>六〇名<br>四日間 | 推進工事に従事する技術職員を対象に、推進工法の設計・施工に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。                |
| * 推進工法積算実務        | 七月<br>五〇名<br>四日間 | 下水道推進工事の設計・積算業務に経験の浅い職員を対象に、下水道推進工事の施工計画から積算についての基本的な知識の修得をはかる。  |
| * 建設技術 (ナトム)      | 七月<br>五〇名<br>五日間 | 土木建設工事に従事する経験の少ない現場技術職員を対象に、ナトム工事の設計・施工等に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。    |
| ◇ 建設技術 (ナトム中級)    | 六月<br>五〇名<br>五日間 | 土木建設工事に従事する技術職員を対象に、ナトム工法の設計・施工等に関する専門的な技術・知識の修得をはかる。            |

研修問合せ先

研修局

〒187

東京都小平市喜平町二―一―二

☎ 〇四三三(二四)五三二五



〈参 考〉

行政研修派遣機関別受講者数（昭和48年度～昭和61年度）

| 都道府県 | 都道府県職員 | 指定市職員<br>(区部含む) | 市町村職員 | 計      |
|------|--------|-----------------|-------|--------|
| 北海道  | 206    | 364             | 372   | 942    |
| 青森   | 142    |                 | 200   | 342    |
| 岩手   | 184    |                 | 113   | 297    |
| 宮城   | 121    |                 | 209   | 330    |
| 秋田   | 384    |                 | 59    | 443    |
| 山形   | 109    |                 | 140   | 249    |
| 福島   | 114    |                 | 171   | 285    |
| 茨城   | 165    |                 | 73    | 238    |
| 栃木   | 144    |                 | 192   | 336    |
| 群馬   | 136    |                 | 186   | 322    |
| 埼玉   | 341    |                 | 841   | 1,182  |
| 千葉   | 195    |                 | 527   | 722    |
| 東京   | 107    | 218             | 305   | 630    |
| 神奈川  | 75     | 263             | 420   | 758    |
| 新潟   | 106    |                 | 174   | 280    |
| 富山   | 90     |                 | 90    | 180    |
| 石川   | 170    |                 | 131   | 301    |
| 福井   | 58     |                 | 37    | 95     |
| 山梨   | 136    |                 | 54    | 190    |
| 長野   | 128    |                 | 128   | 256    |
| 岐阜   | 95     |                 | 119   | 214    |
| 静岡   | 145    |                 | 385   | 530    |
| 愛知   | 236    | 49              | 603   | 888    |
| 三重   | 189    |                 | 176   | 365    |
| 滋賀   | 143    |                 | 31    | 174    |
| 京都   | 201    | 61              | 101   | 363    |
| 大阪   | 126    | 48              | 388   | 562    |
| 兵庫   | 322    | 192             | 322   | 836    |
| 奈良   | 126    |                 | 67    | 193    |
| 和歌山  | 134    |                 | 46    | 180    |
| 鳥取   | 113    |                 | 24    | 137    |
| 島根   | 86     |                 | 27    | 113    |
| 岡山   | 139    |                 | 141   | 280    |
| 広島   | 92     | 155             | 97    | 344    |
| 山口   | 183    |                 | 180   | 363    |
| 徳島   | 87     |                 | 48    | 135    |
| 香川   | 111    |                 | 59    | 170    |
| 愛媛   | 64     |                 | 133   | 197    |
| 高知   | 77     |                 | 120   | 197    |
| 福岡   | 142    | 151             | 81    | 374    |
| 佐賀   | 123    |                 | 28    | 151    |
| 長崎   | 268    |                 | 124   | 392    |
| 熊本   | 98     |                 | 189   | 287    |
| 大分   | 111    |                 | 152   | 263    |
| 宮崎   | 231    |                 | 109   | 340    |
| 鹿児島  | 115    |                 | 84    | 199    |
| 沖縄   | 218    |                 | 288   | 506    |
| 小計   | 7,086  | 1,501           | 8,544 | 17,131 |

| 区 分          | 国家公務員 | 公団等職員 | 民間等職員  | 計      |
|--------------|-------|-------|--------|--------|
| 建設省          | 857   |       |        | 857    |
| 他省庁          | 179   |       |        | 179    |
| 建設公団         |       | 719   |        | 719    |
| その他公団        |       | 170   |        | 170    |
| 全国府県建設技術センター |       |       | 741    | 741    |
| その他          |       |       | 1,368  | 1,368  |
| 小計           | 1,036 | 889   | 2,109  | 4,034  |
| 合 計          | 8,122 | 2,390 | 10,653 | 21,165 |

## ●試験部門の業務《技術検定》

試験部門で行なっております試験及び研修は、建設業法（昭和二十四年法律一〇〇号）第二十七条第一項及び土地区画整理法（昭和二十九年法律一一九号）第七十五条第二項に基づき、建設大臣が行なう技術検定試験にかわるものとして、当センターが建設大臣の指定をうけて実施しているものです。  
建設大臣の指定をうけた試験の合格者及び

研修の修了試験の合格者は、国の行なう検定試験の全部または一部の免除を受けられます。  
また、浄化槽法に基づくものとして、昭和60年から実施することになった浄化槽設備士に係わる試験・指定講習会は、財団法人浄化槽設備士センターが行なう浄化槽設備士試験・指定講習会の実施事務の一部を当センターが受託して実施するものです。

## 昭和六十二年度 技術検定関連試験・研修実施予定表

| 試験・研修名                              | 受験・受講資格                                                                                                     | 試験・研修日        | 試験・研修地                                                      | 受付期間                   |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------|------------------------|
| 一級土木工事<br>技術者試験                     | 高専卒以上の学歴で、学歴により所定の<br>実務経験年数を有するもの。<br>二級土木施工管理技士で所定の実務経験<br>年数を有するもの。                                      | 昭和62年7月5日(日)  | 札幌、釧路、仙台、東京、<br>新潟、名古屋、大阪、広島、<br>高松、福岡、那覇                   | 昭和62年3月18日から<br>4月1日まで |
| 一級土木工事<br>技術者試験<br>(土木・鋼構造物塗装・薬液注入) | 学歴により所定の実務経験年数を有する<br>もの。                                                                                   | 昭和62年7月19日(日) | 右記に同じ<br>ただし、種別・鋼構造物塗<br>装・薬液注入については<br>札幌・東京・名古屋・大阪<br>・福岡 | 右記に同じ                  |
| 一級管工事<br>技術者試験<br>第一部(学科)試験         | 高専卒以上の学歴で、学歴により所定の<br>実務経験年数を有するもの。<br>二級管工事施工管理技士で所定の実務経<br>験年数を有するもの。<br>職業能力開発促進法による管工事関係の<br>一級技能検定合格者。 | 昭和62年9月6日(日)  | 札幌、仙台、東京、新潟、<br>名古屋、大阪、広島、高松、<br>福岡、那覇                      | 昭和62年5月21日から<br>6月4日まで |
| 二級管工事<br>技術者試験                      | 学歴により所定の実務経験年数を有する<br>もの。職業能力開発促進法による管工事<br>関係の一級または二級の技能検定合格者。                                             | 昭和62年9月20日(日) | 右記に同じ                                                       | 右記に同じ                  |

|                                                                                                |                                                                                                       |                                                                  |                                                              |                                                                                                                                                                                         |                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一級管工事<br/>技術者試験<br/>第一部(実地)試験</p>                                                           | <p>一級造園工事<br/>技術者試験</p>                                                                               | <p>二級造園工事<br/>技術者試験</p>                                          | <p>土地区画整理<br/>技術者試験</p>                                      | <p>二級土木施工管理<br/>技術研修</p>                                                                                                                                                                | <p>二級造園工事技術者<br/>特別研修</p>                                                           |
| <p>昭和62年度・昭和61年度一級管工事技術者試験第一部(学科)試験の合格者。<br/>技術士法による本試験のうち管工事関係の合格者で、第一部(学科)試験の受験資格を有するもの。</p> | <p>高専卒以上の学歴で、学歴により所定の実務経験年数を有するもの。<br/>二級造園施工管理技士で、所定の実務経験年数を有するもの。<br/>職業能力開発促進法による造園の一級技能検定合格者。</p> | <p>学歴により所定の実務経験年数を有するもの。<br/>職業能力開発促進法による造園の一級または二級の技能検定合格者。</p> | <p>学歴により所定の実務経験年数を有するもの。<br/>不動産鑑定士および同士補で所定の実務経験を有するもの。</p> | <p>学歴により所定の実務経験年数を有するもの。</p>                                                                                                                                                            | <p>年齢が35才以上(昭和62年3月31日現在)で、造園工事施工管理に関して15年以上の実務経験年数を有するもの。</p>                      |
| <p>昭和62年12月6日(日)</p>                                                                           | <p>昭和62年9月6日(日)</p>                                                                                   | <p>昭和62年9月20日(日)</p>                                             | <p>昭和62年9月6日(日)</p>                                          | <p>6月下旬 沖縄・九州・中国<br/>7月中旬 沖縄・九州・中国・四国<br/>7月下旬 沖縄・九州・中国・四国<br/>9月上旬 近畿・中部・北陸<br/>9月下旬 近畿・中部・北陸・関東<br/>10月中旬 近畿・中部・関東・東北<br/>10月下旬 関東・東北・北海道<br/>11月中旬 関東・東北・北海道<br/>11月下旬 関東・東北・北海道</p> | <p>7月上旬 関東・中部・近畿・中国<br/>九州<br/>7月下旬 北海道・東北・関東・中部・近畿・九州<br/>9月上旬 北海道・東北・関東・中国・九州</p> |
| <p>札幌、東京、名古屋、大阪、福岡</p>                                                                         | <p>札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡</p>                                                                          | <p>右記に同じ</p>                                                     | <p>東京、大阪</p>                                                 | <p>都・道・府・県庁所在地等</p>                                                                                                                                                                     | <p>上記の各都市</p>                                                                       |
| <p>昭和62年10月21日から11月5日まで</p>                                                                    | <p>昭和62年6月5日から6月19日まで</p>                                                                             | <p>右記に同じ</p>                                                     | <p>昭和62年5月21日から6月4日まで</p>                                    | <p>昭和62年3月18日から4月1日まで</p>                                                                                                                                                               | <p>昭和62年3月18日から4月1日まで</p>                                                           |

| 試験・研修名          | 受験・受講資格                                                                                          | 試験・研修日       | 試験・研修地             | 受付期間                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------|-------------------------|
| 浄化槽設備士試験        | 学歴により所定の実務経験年数を有するもの。<br>職業能力開発促進法による配管(建築配管作業)の一級または二級技能検定合格者。<br>建設業法による一級または二級管工事施工管理技術検定合格者。 | 昭和62年6月7日(日) | 仙台、東京、名古屋、大阪<br>福岡 | 昭和62年3月28日から<br>4月10日まで |
| 浄化槽設備士<br>指定講習会 | 財団法人日本環境整備教育センターで行う浄化槽施工士の講習会の課程の修了者。                                                            | 昭和62年4月中旬    | 東京、大阪              | 昭和62年2月25日から<br>3月10日まで |

(注) 研修期間は、二級土木施工管理技術研修・二級造園工事技術者特別研修は4日間である。

技術検定関連試験・研修問合せ先

- 二級土木施工管理技術研修
- 土地区画整理技術者試験

- 一級土木工事技術者試験
- 一級管工事技術者試験第一部・第二部
- 一級造園工事技術者試験

- 二級土木工事技術者試験
- 二級管工事技術者試験
- 二級造園工事技術者試験
- 二級造園工事技術者特別研修
- 浄化槽設備士試験
- 浄化槽設備士指定講習会

業務第一局

〒100 東京都千代田区永田町一―十一―三三五  
全国町村会館五階 ☎〇三(五八二)〇一三三八代

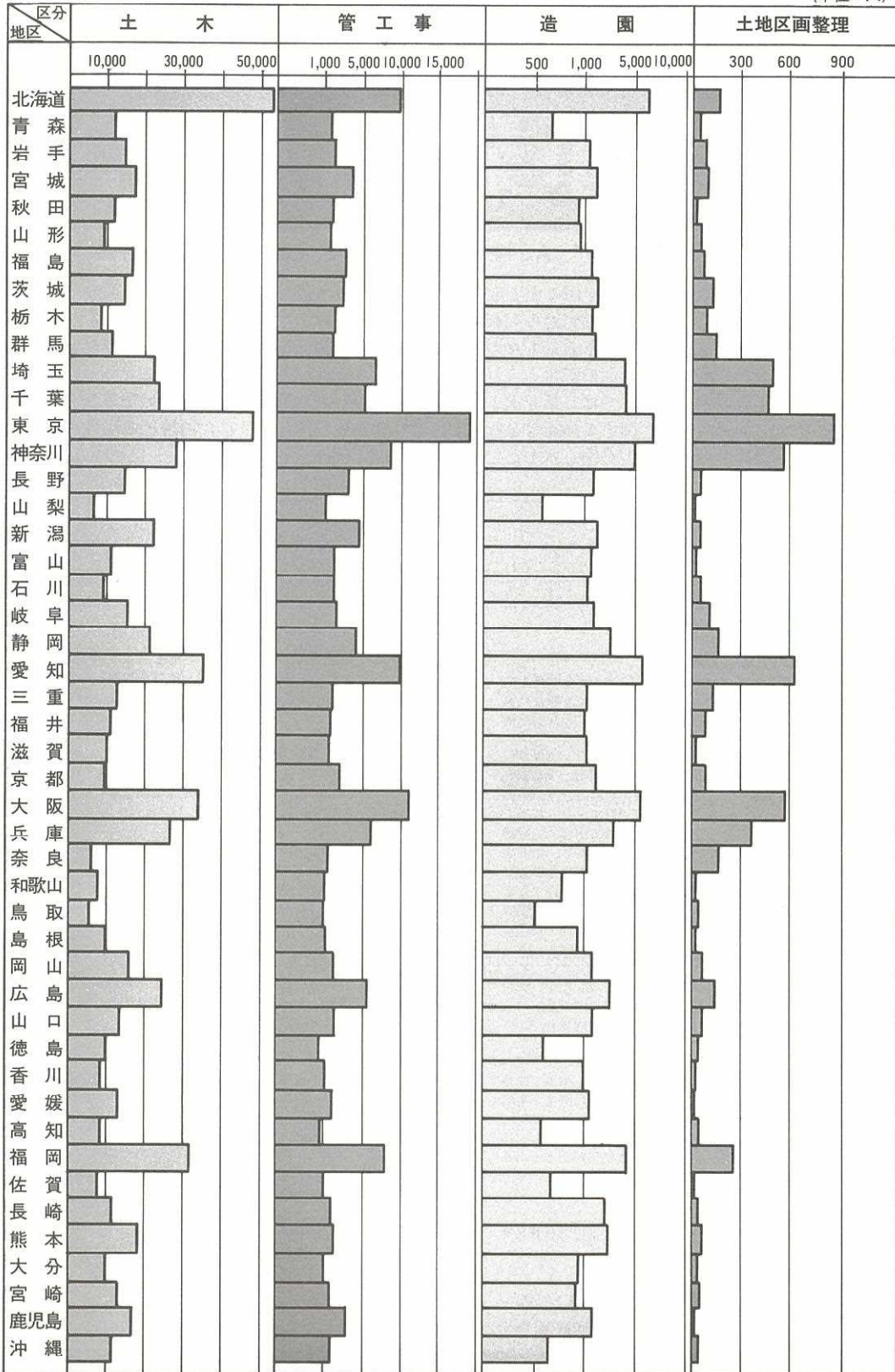
業務第二局

〒102 東京都千代田区平河町二―十六―二  
ランディック平河町ビル四階 ☎〇三(二三〇)一六二一代

<参 考>

都道府県別・施工管理技士分布図

(単位：人)



# 下水道事業の手引

昭和61年版

A5判・上製・490頁／定価4,900円・送料実費

下水道は、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質を保全するための必須の施設として、多くの地域で整備が進められています。

本書は、下水道事業にたずさわる方々の実務に役立つよう関係法令、諸通達・基準等を系統的に編集し解説されたものです。

昭和61年版の編集に当っては、第6次下水道整備五箇年計画の策定に伴い法令が整備され、これらの運用方法に関する通達等を収録し、昭和59年版以降に出された通達・通知等を加え、全体の内容の充実が図られました。

## ■ 本書の主な内容

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第1章 下水道事業の種類</b><br/>下水道事業の種類についての解説、及びそれぞれの事業の性格・内容等について述べ、どのような場合にどのような下水道を実施すればよいかを示した。</p> <p><b>第2章 事業の実施の手続</b><br/>下水道事業を開始するに当たっての必要な事務手続について解説し、また、昭和61年度より新たに実施する「簡易な公共下水道」についての説明を補足した。</p> <p><b>第3章 補助対象の範囲及び補助率の区分</b><br/>下水道事業としての補助対象の範囲及び補助率の区分について解説し、国庫補助対象となる基準、国庫補助の対象となる各種の施設の内容、国庫補助率の区分等についてもまとめた。特に、第6次下水道整備五箇年計画においては、町村を中心に管渠の補助対象範囲が改定されたので解説するとともに、昭和61年度から3カ年間実施される国庫補助率の一律カットについても解説を加えた。</p> <p><b>第4章 国庫補助金の交付手続</b><br/>国庫補助金の交付手続について解説したが、交付手続の誤りによる問題が生じている例が見られるので、特に、それらの点に留意して解説した。</p> <p><b>第5章 下水道事業の執行</b><br/>下水道事業の執行に当たっての契約、工事施工関係の通達や、工事検査、会計実地検査に関する事項、道路の掘り返し防止対策等についてとりまとめた。また、未竣功工事の防止に関する通達を整理・追加するとともに、会計実地検査結果による不当事項の指摘事例を示した。</p> <p><b>第6章 下水道事業費の算出方法</b><br/>下水道事業費の算出方法について最近の積算基準の改訂内容を追加し解説した。</p> | <p><b>第7章 下水道事業の財源計画</b><br/>下水道財源計画について解説した。特に、下水道使用料の決定の手続、及び下水道使用料制度の現状について述べ、また、利子補給金の計算事例を示し、その制度の内容をわかり易いようにした。</p> <p><b>第8章 住宅建設・宅地開発に関連する下水道事業</b><br/>住宅・宅地開発に伴う下水道事業制度としての新市街地開発事業関連公共下水道事業及び住宅・宅地関連公共施設整備促進事業について解説した。</p> <p><b>第9章 国土総合開発事業調整費</b><br/>建設省所管外の公共事業との調整を図るために設けられている国土総合開発事業調整費の取扱いについて解説した。</p> <p><b>第10章 下水道施設の災害復旧事業</b><br/>下水道の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の一部改正（昭和59年4月27日）により、下水道が公共土木施設として追加されたため、内容を大幅に改訂し解説した。</p> <p><b>第11章 維持管理</b><br/>公共下水道の維持管理、都市下水路の指定と維持管理について、関係法令、手続、排水設備の設置義務免除等を解説した。</p> <p><b>第12章 日本下水道事業団</b><br/>日本下水道事業団への委託手続について記述した。また、昭和61年度より実施される下水汚泥広域処理事業（ACEプラン）について解説した。</p> <p>付録一 「あなたに代ってそこが知りたい」(Q &amp; A)<br/>実務上の種々の疑問に対して問答形式で解説した。本年版では、質問を整理・追加し、内容の充実を図った。</p> <p>付録二 昭和61年度の下水道事業執行体制</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

申込先 (財)全国建設研修センター  
建設研修調査会

東京都千代田区永田町1-11-35全国町村会館 Tel. 03-581-1281

学校教育法による専門学校、建設大臣指定校

学校法人  
明倫館

# 国土建設学院



本学院は、創立者上條勝久名誉理事長の信念「明倫」を教育の基本理念として、国土建設事業の推進に役立つ実践的専門技術者の育成に努力を重ねています。

開校以来20余年、約14,000名にのぼる卒業生は確かな技術をもって各方面で活躍中であり、他にみない独自の教育は高く評価されています。

## 工業専門課程(昼間・高卒男女)

◎測量科(1年制)  
(4月生・10月生)

測量技術者として現場第一線で独立任務を遂行できる実践的技術者を養成する。

製図科(1年制)

地図製図技術を主軸に、土木、建築等を含む広範な製図技術をもつ専門技術者を養成する。

◎測量工学科(2年制)  
(測量調査専攻)  
(地図専攻)

第1年次では建設大臣指定基準に従い基礎から専門へと各種測量について幅広く学習し、第2年次では学生各人の選択により測量専攻、環境調査専攻、地図専攻の専攻別に、さらに濃度の高い専門性を付与し、多様化・高度化の進む測量界で活躍できる専門技術者を養成する。

◎測量土木技術科(2年制)

測量、土木の両分野にわたり現地作業に役立つ最新技術を修得し、測量士または土木施工管理技士として現場第一線で活躍できる専門技術者を養成する。

◎都市工学科(2年制)

都市の建設に必要な十分な測量技術と都市計画、土地区画整理の専門知識を修得した技術者を養成する。

◎土木工学科(2年制)

しっかりした幅広い測量技術の素養の上に土木工学を専攻させ、土木工事に係る測量・調査・設計を担当し、また土木工事の現場主任技術者として活躍できる専門技術者を養成する。

◎土木地質工学科(2年制)

土木工学、測量技術の素養の上に土木地質工学に関する幅広い知識と技術を身につけた新時代に生きる土木地質調査の専門技術者を養成する。

造園緑地工学科(2年制)

現代造園に関する理論と造園の計画・設計・施工・管理の専門技術を修得させ、新時代に即した実践的技術者を養成する。

上下水道工学科(2年制)

上下水道工学に関する専門学科ならびに施設の設計・施工・維持管理についての知識と技術を修得させ、実際に役立つ専門技術者を養成する。

設備工学科(2年制)

給排水衛生・空気調和等建築設備とその周辺技術について、その知識と技術を修得させ、給水装置技術者、排水設備技術者、管工事技術者等として活躍できる専門技術者を養成する。

## 附帯教育(昼間)

測量専科(10月入学)  
(6ヵ月間)

法務省の指定研修コースで、毎年50名の登記官等が派遣されるほか、一般からの受講者も引き受けている。

土地区画整理専科(5月入学)  
(2ヵ月間)

地方公共団体や民間企業等から職員研修の場として好評をうけている。

## 卒業生の特典

◎印の科は卒業時測量士補(無試験)の資格が取得できる。このほか科により土木、管工事、造園各施工管理技士の受験資格、地図製図士(2級)の資格付与等特典がある。

◆詳細は下記にお問合せください。

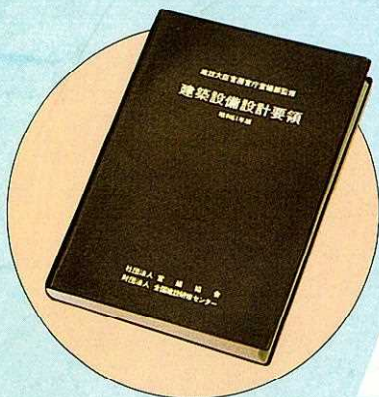
〔〒187〕東京都小平市喜平町2-1-1 TEL 0423-21-6909(代)

建設大臣官房官庁営繕部監修／社団法人 営繕協会編

# 建築設備設計要領

昭和61年版

B 5 判・上製・772頁／定価8,500円・送料実費



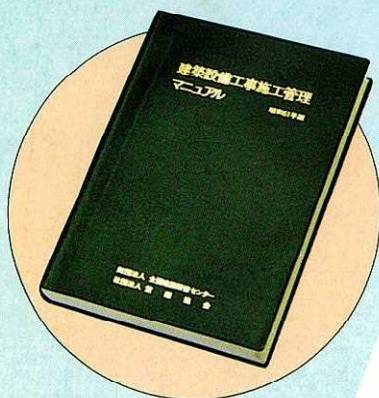
●建築設備全般にわたって、実施設計に必要な基本指針、設計要領、計算手順、関係諸元等を各設備種目毎に体系的に明示！最新の考え方で、情報、防災、耐震、省エネルギー等についてまとめた、建築設備技術者の実用書！

建設大臣官房官庁営繕部設備課長・監督課長推薦/建築設備研究会編

# 建築設備工事施工管理 マニュアル

昭和61年版

B 5 判・上製・722頁／定価9,800円・送料実費



●建築設備工事現場における施工管理の手引き。事務所建物1,000㎡～6,000㎡の工程を仮定して、電気設備工事、機械設備工事の施工上のタイミングを示した工程表をもとに施工管理事務を的確につかむことを柱として解説！

購入ご希望の方は、書名と部数をご記入の上、現金書留で下記あてにお申込み下さい。

(財)全国建設研修センター 建設研修調査会

〒100 東京都千代田区永田町 1-11-35 全国町村会館内 Tel. 03-581-1281